

大玄撰『円戒問答』——解題と校訂——

齊藤隆信

【抄録】

浄土宗では、宗祖法然以来円頓戒を相伝しており、そしてこれが宗侶養成の恒式として定められたのは第七祖聖阿にはじまる。ただし、恒式となったことにより、しだいに形骸化してゆくことも事実で、一七世紀後半以後の授戒では単に伝巻を授与するだけで、『授菩薩戒儀』による作法受得が行われなくなったことがそれを物語っている。こうした状況に宗門が廃頹する原因の一端があるとしたのが大玄であった。檀林である結城の弘経寺、太田の大光院、そして小石川伝通院の住持を経て、最後は芝増上寺の第四五世に晋董した大玄は、一宗の棟梁として円頓戒の復興による宗門繁盛を企図したのである。それだけに円頓戒に関わる著作は多く、この『円戒問答』はその初期的な作品であった。

【解題】

○成誉大玄

近世の日本仏教は僧侶の墮落が進んだと言われてきたが、現在の学界ではこの近世仏教墮落論には懐疑的な論調が多い⁽¹⁾。ただし、当時の僧侶の著作を見ると、そこには幕藩体制に組み込まれた教団の変化がさまざまなかたちで記録に留められており、そこからやはり檀信徒の僧侶に対する不信感とそれに対応している一部の僧侶の献身的な尽力があったことも事実である。浄土宗では捨世派、興律派、布薩戒派が鼎立して宗門の廃頹に歯止めをかけるうとする運動が展開されていたことはその証拠でもあろう。もちろん浄土宗だけではなく、各宗派にしても戒律復興を中心として宗門の弱体化を食い止めようという狼煙があげられたのである。そうした中、ここでは円頓戒の興隆をもって浄土宗の立て直しを企図した増上寺の成誉大玄⁽²⁾が撰述した『円戒問答』をとりあげる。

教意、千如、寂湛、玄雅によって編さんされた『三縁山故大僧正大玄和尚行状』(以下『行状』とする)によると、増上寺第四五世の速蓮社成誉大玄(一六八〇〜一七五六、七七歳)は、信阿聖引とも単直水月とも呼ばれ、自著の『浄土頌義探玄鈔』三巻では烏有子と自称している(『浄全』二・五八二上下)。延宝八(一六八〇)年五月二三日に下野国氏家郷(現在の栃木県さくら市氏家)で、御宿友行と高橋氏の娘を両親として生まれた。

その人となりは幼くして質素で貞潔、読書に遊び知恵は群を抜いていた。またその目は重瞳であつたという。重瞳とは眼球のなかに複数の瞳があることで、現在では多瞳孔症と呼ばれる先天的な疾病であるが、歴史上の英傑にある奇相の一つと言われる。ある相師が幼い大玄を見るや、必ず不朽の事業を成し遂げるに相違ない大器晩成の相が認められると予見した。

一五歳(または一六歳)のとき、浄土宗祖法然の伝記を読み、法然が当時、戒師として三人の天皇をはじめ貴族や武士、そして庶民にいたるまで多くの人々に戒を授けていたことに大いに感銘を受けた。そこで持戒の功德というものがいったいどれほどかを知るべく、自ら出家して確かめようと、反対する両親を説得してついに同国黒羽の長松院の俊能老師のもとで剃度出家を果たした。師の俊能は、大玄が来訪する前夜に大黒天が現れて「法孫繁滋」と祝辞を述べる吉夢を見たという。大玄という僧名はこの大黒天にちなんで名づけられたのである(玄とは黒の意)。

二一歳の元禄一三(一七〇〇)年に、飯沼の弘経寺主となった

祐天(一六三七〜一七一八)のもとで学び、二四歳の宝永元(一七〇四)年、法臘九夏にして三脈(五重・宗脈・布薩)を相伝した。また祐天が伝通院(一七〇四年)、増上寺(一七二一年)に晋董するにもなつて大玄もそれに随行した。

遊学の志が強く、師僧の俊能に上京して仏教を学ぶ許しを乞うが、師は「西京者行楽之地、恐愛其志」と述べ、行楽地になつている京都に行けば、お前の大志が失われるであろうこと危惧してこれを許さなかつた。そこで大玄は自らの陰部を断ち切つてその志の強さを示したという。

こうして俊能の同意をとりつけて、京都や奈良に遊び、その地で研鑽につとめた。戒律についてとりわけ意を注いでいたことは、在京中に靈空・宗覺・慈空・靈潭等の諸師から都合五回受戒したことからもわかる。この京都における修学の知識と受戒の経験とが、後の円頓戒復興の基盤となつたことは容易に推知することができるのである。

四〇歳になつた享保五(一七二〇)年に遊学を終えて東帰した。大玄はとりわけ『俱舍論』と戒律に明るかつたため、多くの学徒が大玄から『俱舍論』を学び、また円頓戒においては初学者のために二祖三代、それに聖問や聖聡の説を証文としつつ、円頓戒無用論を宣揚する者たちの誤解を除くべく多くの著書を撰述した。

元文年間に増上寺の上首となり宗風の刷新にとりかかる。それを『行状』では、「三縁山の上首に推され、大衆の為に教えを施して風を改め、世事を省き、法義を厳しくし、時の模範となす」

と記している。

六一歳の元文五（一七四〇）年からは結城の弘経寺に住持すること六年、その間に廃絶されていた同寺の開基結城秀康（一五七四～一六〇七）の祭祀を復興し、師の俊能をここに引き取って孝順を尽くし、その最期を看取っている。また、口減らしのために嬰兒を間引く貧民を救済すべく、資財を投じて「嬰兒鞠養財」を設け、子を産んだ者には金銭を与えて生活の支援を行った。

六六歳の延享二（一七四五）年に太田の大光院に転住し、その在任六年の間に荒廃した堂宇の修繕を幕府に嘆願し、重営修復はしだいに成果をあげた。また寛延二（一七四九）年九月に『円戒講義』一卷を撰述している。

七一歳の寛延三（一七五〇）年二月に小石川の伝通院に移る。さらに三年後の宝暦三（一七五三）年一月、七四歳（法臘五八夏）にしてついに三縁山増上寺主となり僧位として最高位の大僧正に任ぜられた。かつて大黒天が俊能の夢中で告げた予言「法孫繁滋」とはこのことであつたという。

増上寺主となつた大玄は七祖聖阿の教学を宣揚し、自ら『浄土二藏頌義』を注釈して『浄土頌義探玄鈔』三卷（『浄全』一二卷所収）を撰述して宗義の発揚につとめた。しかし脱稿前に自らの余命を知り、今生において上梓することはかなわないが、この穢国に再び還来して残りの業を継続することを願い、以下の詩を詠んでい

七十七年夢 七十七年の夢

忽覚還西天 忽に覚めて西天に還り

無碍光明裡 無碍の光明裡に

瞻仰弥陀仙 弥陀仙を瞻仰したてまつらん

その後、口称念仏すること三日、宝暦六（一七五六）年八月四日、穏やかに息を引き取つた。時に七七歳、法臘六三夏。

その弟子には教意や千如がいる。教意（金蓮社覚誓如阿即空、一七〇〇～一七七二）は下野国の人で、後に檀林蓮磬寺、飯沼弘経寺、光明寺の住持を経て、知恩院第五六世となり、『行状』の口説をしている。また千如（心蓮社光誉一阿、一七二二～一七九六）も下野国の人で、玄雅による『千如上人墓碑』（『浄全』一八・二二上）によれば、大玄が千如の郷里である今市を遊化した際に出家受戒し、後に大玄が四大檀林の住持を転任するに従つて常に随行した弟子である。大玄亡き後は律院としての長泉院を建立し不能を招聘するなどの活躍があつた。⁽⁴⁾なお、この千如も玄雅も『行状』の完成に関わっている人物である。

大玄の晩年は日課称名十万遍を廃絶することなく、また日課二万以下の者には名号を小書して与え、三万以上の者には大書して与えることで人々に広く称名念仏を勧めた。こうして日課称名する者は数万人にも達したと言う。念仏の自行と化他において大きな勲功を残したと言えよう。

なお、その生涯に撰述した著作については『行状』によると二

四部があつて、それらはみな長泉院に蔵されてはいるものの、世間に流布していないと記されている。

師の著述、亡慮^{おほえ}二十四部なり。然るに厥の宗要を呈露し、厥の秘蔵を指示する者の如し。咸く長泉院に蔵して布行せずと云う。(『浄全』一八・二〇六下)

ここに示される二四部が実際にどのようなものであるかは『行状』には示されていないが、大学図書館の所蔵や鈴木靈真『浄宗伝書類聚目録』(浄土宗教学院、一九五二年)で確認すると四〇部近くあげることができた。(◎||写本、○||版本、△||活字本・複写本、記号なし||不明)

1. 『浄土頌義探玄鈔』○(佛教大学、大正大学)、△(『浄全』一二卷)
2. 『円戒講義』◎(大正大学、私蔵)、鈴木三三二頁
3. 『円戒問答』◎(佛教大学、大正大学、龍谷大学、法然院)、鈴木三三一・三三三頁
4. 『円戒帰元鈔』◎(大正大学)、鈴木三三二頁
5. 『円戒啓蒙』○(佛教大学)、△(『統浄全』一二卷)
6. 『円戒講義聞書』◎(鈴木三三二頁)
7. 『円戒源流章』(鈴木三三一頁)
8. 『布薩初学章』(宝暦三年三月講説、鈴木三九頁)

9. 『布薩戒料簡章』◎(大正大学、宝暦三年三月、鈴木三九・四四頁)
10. 『布薩地盤講談』(宝暦四年四月、鈴木三九頁)
11. 『布薩』◎(鈴木一四頁)
12. 『布薩戒講義』◎(大正大学)、△(『統浄全』一三卷)、鈴木三九頁
13. 『布薩戒講義追加』(鈴木三九頁)
14. 『天照山璽布秘訣』(觀徹説、大玄記)
15. 『円布顛正記』○(佛教大学)、△(『統浄全』一三卷)、鈴木三三二頁
16. 『円布顛正記余説』○(佛教大学)、△(『統浄全』一三卷)、鈴木三三二頁
17. 『三脈私録』◎(大玄説、曇津私記、大正大学、鈴木一九頁)
18. 『五重兩脈相承』◎(鈴木一〇頁)
19. 『五重伝法綱要義』◎(大正大学、鈴木二九頁)
20. 『五重大綱』◎(大正大学、鈴木二九頁)
21. 『五重円戒講釈』◎(大正大学)
22. 『龍松伝五重宗脈円戒』◎(鈴木一〇頁)
23. 『宗戒兩脈初学鈔』(鈴木二九頁)
24. 『古本戒儀授法記』◎(佛教大学、龍谷大学)、鈴木三三二頁
25. 『六字釈談弁』◎(佛教大学)
26. 『論註十念弁』◎(佛教大学、大正大学)、鈴木四二頁

27. 『論註十念弁玄談』◎（佛教大学、鈴木四二頁）
28. 『論註十念弁余説』◎（鈴木四二頁）
29. 『教令念仏細弁抄』（鈴木四二頁）
30. 『公論訣』（鈴木四四頁）
31. 『随聞鈔』（鈴木四四頁）
32. 『授与日課法則』（鈴木五二頁）
33. 『成誉大僧正伝法雜録』（鈴木六三頁）
34. 『正伝両脈批判』（鈴木六四頁）
35. 『蓮門学則』○（佛教大学、大正大学、『大正蔵』八三）
36. 『七十五法名目図』○（佛教大学）
37. 『円戒略撰』△（『浄全』一八・二〇四上）
38. 『顕浄土伝戒論補註摘要』△（『浄全』一二・解説二七頁）
39. 『菩薩戒略撰』△（『浄全』一二・解説二七頁）

これらの中には重複するものがあると思われるので、若干部数は減るとしても、二四部をはるかに凌ぐ著述があったと考えられる。ところが『行状』に、「咸く長泉院に蔵して布行せず」とあるように、その多くは世に出なかつたようである。これについて『円戒啓蒙』の序文でも、かつて大玄が『円戒問答』を撰述したところ、ある人から「流行スルコト勿レ」と助言されたため、「深ク蔵メテ他見ヲ不許」（『続浄全』一二・二二五上）としたと自ら述べていることから、とりわけ円頓戒や布薩戒に関わる書物はあえて流布させなかつたのではないかと思われる。事実、右に列

挙した著作の中で排版印行され現在も見ることができるのは、『浄土頌義探玄鈔』『円布顕正記』『円布顕正記余説』『円戒啓蒙』『布薩戒講義』『七十五法名目図』『蓮門学則』の七部だけであつて、その他は写本として現存しているか、あるいはすでに散逸してしまつたものである。

さて、大玄が出家するきっかけが、法然の伝記を読み、そこに記されている法然の戒に関わる内容、すなわち三朝をはじめ貴族武士から庶民にいたるまで多くの人々の戒師として授戒していたということだつた。口称念仏の功德が諸行に超絶していることは言うまでもないが、果たして持戒の功德はどれほどのものなのかということであつた。そして、大玄の出家以後の事績をたどるにつけ、浄土宗における円頓戒の意味と意義と効果について、生涯心を砕いた事柄だつたことはその著作から確認できる。円頓戒は大玄の人生において終始通底していた問題だつたのである。

先述したように、大玄は在京中に靈空・宗覚・慈空・靈潭等の諸師から五回ほど受戒したことも、その関心の大きさがわかる。また東帰した後のこととして、当時は檀林江戸崎大念寺の住持だつた観徹（一六五七―一七三一）が自ら三千回の礼拝をしてまで大玄から戒を受けたと伝えている。したがつて、観徹が享保一（一七二六）年に『浄宗円頓菩薩戒誘蒙』を撰述して初学者のために円頓戒を解説したのも、忍激からの咨嗟だけでなく、二四歳も若年の大玄からの影響があつたものと考えられる。⁵⁾

また伝通院時代には『円戒問答』一卷を撰述し、続いて増上寺

に晋董してからも浄土宗の伝戒の凋落を嘆き、旧軌にしたがつて『授菩薩戒儀』による授戒を再興し、『円戒啓蒙』一卷や『円戒帰元鈔』二巻を執筆している。円頓戒に関する著作は他にも『円戒講義』などがあり、また『布薩戒講義』や『円布顕正記』と『円布顕正記余説』もあるように、七一歳で小石川伝通院の住持となつてから増上寺で遷化するまでの晩年には、とくに円頓戒の復興と布薩戒⁶の扱いに心血を注いだのであつた。

また円頓戒の普及のために幡龍寺を仮設しようとするも生前中にはかなわなかつたため、その没後に弟子の教意や千如などが尽力して長泉院を建て、大玄を開山とし、無能の弟子で持戒念仏を業としていた不能(一七〇〇〜一七六二)を奥州から招聘して第二世として住持せしめている。不能の没後には律僧普寂(一七〇七〜一七八一)⁷が住持として晋董したように、長泉院は関東における律院の要衝となつた。

以上のように檀林を歴任して増上寺主となつた大玄には、一宗の盛衰を担う立場から宗門廢頽の阻止と念仏弘通の役割を果たさなければならず、これを遂行するにつけ円頓戒を復興させることが伝統的な宗義にもかない、しかも効果的であると認識したのであつた。近世浄土宗の円頓戒興隆を論ずる際に、大玄の功績は特筆されるべきものである。

その一方で『蓮門学則』を著していることも閑却すべきではない。本書は檀林に掛錫した若い学徒(全国から集まつて檀林に寄宿する寮生であり、大玄は序文で「幼学ノ徒」「初学ノ者」「新来

と呼ぶ)の修学カリキュラムである。檀林教育では古来九部宗学として、各三年の修学が段階的に課せられていた。

- 1 名目部…『浄土略名目図』『浄土略名目図見聞』
- 2 頌義部…『浄土二蔵二教略頌』『釈浄土二蔵義』
- 3 選択部…『選択集』『徹選択集』『選択伝弘決疑抄』『決疑抄直牒』

- 4 小玄義部…『観経疏』玄義分の十四行偈
- 5 大玄義部…『観経疏』玄義分
- 6 文句部…『観経疏』序分義・定善義・散善義
- 7 礼讚部…『法事讚』『観念法門』『往生礼讚偈』『般舟讚』
- 8 論部…『無量寿経優婆提舍願生偈』『往生論註』
- 9 無部…学ぶ典籍を決めることなく、自由に学修する

しかし、大玄は檀林に登嶺したばかりの初学の者にとつて最初の名目部と頌義部とは難解であつて、それだけに「還テ學ニ倦疲テ退屈ヲ生ル者多シ」という有り様を感じ、上根の者はさておき、中下根の者のためにカリキュラム改正を手がけたのである。それが本書であり、跋文ではこれを「幼学階梯」と呼んでいる。改正されたカリキュラムは以下の通りである。

- 1 『選択集』
- 2 三経一論

3 五部九卷

4 『浄土略名目図見聞』

5 『浄土二蔵二教略頌』『釈浄土二蔵義』

6 『往生論註』『安樂集』『釈浄土群疑論』『往生要集』等

7 『選訳伝弘決疑鈔』『黒谷上人語灯録』『法然上人行状絵図』等、聖光・良忠・聖問の著作

以上が本書前半の内容であり、後半では法象と法問について詳しく述べられている。法象とは、修学期間中は学業のみならず日常の行儀を正し、飽食・放縱・懶惰・睡眠を慎むべきこと、悪知識には近づかないことを喚起している。また円頓戒の受戒前ということもあり三聚浄戒や梵網戒には触れていないが、不殺生・不偷盜・不淫・不妄語の四戒だけを解説してこれらを遵守すべきことを説いている。法問とは、問答を通して仏教の教義を明らかにすることである。これは他宗においての論議に相当するが、決して相手を折伏屈服して勝敗を決することを目的としているのではなく、あくまでも問答議論を通して仏教教理の理解を深めることが目的であるとした。この法象と法問のどちらも、あるべき当時の僧侶像を示したものであろう。⁸⁾

文政一〇（一八二七）年に増上寺学寮の日新窟の所蔵本が印刷されており、その跋文によると大玄がカリキュラム改正したことで増上寺の学徒らはこれに従って受学するようになったこと、そして今後もこの方針は有効であると考えて開版したことが記され

ている。

この『蓮門学則』は、ちょうど貞極（一六七七～一七五六）が『円戒二掌記』『円戒教示鈔』『円戒私記』などを著して円頓戒による僧侶養成と宗門の繁昌を企図しながらも、それとは別に『蓮門住持訓』を著して住職たる者を訓導したことに通じる。貞極は大玄よりも三歳年長であつて、逝去したのは同じ年であつた。八月八日に往生した大玄のわずか二ヶ月前の六月二日に貞極は逝去している。同じ時代にも宗門の現状を憂いて将来を危惧した二人は、ともに円頓戒に関わる著作を多く著して僧侶養成を図つたのみならず、また学則や住持訓を著して学寮生や住持としての具体的な生活規範を策定したのであつた。これらは大いに顕彰されてよい功績である。

○『円戒問答』の諸本

大玄の『円戒問答』は版本も活字本もなく、写本だけがわずか数点が遺されているだけである。現時点では佛教大学図書館蔵本・大正大学図書館蔵本・龍谷大学図書館蔵本・京都市法然院蔵本・太田市大光院蔵本¹⁰⁾が確認できている。

なぜ現存する写本が少ないのかと言えば、それは同じく大玄の『円戒啓蒙』の自序の冒頭において（『統浄全』一一・二二五上）、

局ニ対スル者ハ昏ク。傍観ノ人ハ明ナリ。予會テ円戒問答一編ヲ著ス。傍観ノ人アリ云ク、「此書広ク流行スルコト勿レ。

恐ラクハ円戒ノ障トナラン」ト。予ヲモヘラク、予ハ対局ノ人ナリ。必ズ昏キコト有ルベシ。傍觀ハ明ナリ。愈マサレル所アレバナリ。是ヨリ先キ、知己両三輩ノ為ニ贈リ遣シ置キ侍レドモ、速ニ取り返シ、深ク藏メテ他見ヲ不_レ許。

と述べていることからわかる。つまり、かつて『円戒問答』を執筆して二、三の知人に渡してみたものの、ある傍觀の者、すなわち宗門の中樞でその運営に関わっておらず、それだけに広く物事を見渡せる人物が、本書を流布させることによつて逆に円頓戒が広まる妨げとなるであろうと進言してきたため、結局は配布した本書を自ら回収したたということである。⁽¹²⁾

以下に三写本の書誌を摘記しておく。

◆佛教学大学図書館蔵『円戒問答』一卷

袋綴じ、百丁、一紙二〇行、一行一七字前後、漢字カナまじり

書写年時不明

題箋「円戒問答 附浄家有戒章 有戒繁昌章 全」

内容は、円戒問答序、円頓戒問答大綱、円戒問答、浄家有戒章、有戒繁昌章の五編

奥書なし

◆大正大学図書館蔵『円戒問答』一卷

袋綴じ、五七丁、一紙二〇行、一行三〇字前後、漢字カナまじり

書写年時不明

題箋「円戒問答 完」

越智専明旧蔵、「摩拈藏」の墨印あり

第二〇丁がないが、意味は通じる

内容は、円戒問答序、円頓戒問答大綱、円戒問答、浄家有戒章、有戒繁昌章の五編

奥書

右此書者、傳通蘭若時之山主成譽大玄上人之記也。

處靜別所不断浄業院第二世

戒譽慎書之

摩拈藏(墨印)

◆龍谷大学図書館蔵『円戒問答』一卷

袋綴じ、六〇丁、一紙一八行、一行二〇字、漢字カナまじり
文化十(一八一三)年十一月の書写

題箋「円戒問答 全」

内容は、円戒問答大綱、円戒問答序、円戒問答、浄家有戒章の四編(有戒繁昌章なし)

奥書

右此書者、三縁山峯貫主大僧正誠譽大玄大和尚、

無量山傳通院御住職之中、御著述之也。

維時寶曆四（一七五四）歲甲戌四月佛誕生日、謹書寫之畢。

憲譽義空諦善之。

今茲文化十（一八一三）癸酉年十一月入藏。

看護 令終。

龍大本は、佛大本や正大本と相違するところが少なくない。序文の最後にも「寛延辛未春三月老筆ヲ援テ書ス」とあって、他のテキストと若干異なる文言がある。それだけにとどまらず、問答そのものが省かれていることも数か所確認できる（校訂本の校注を参照）。とりわけ佛大本の六二丁裏から六四丁表に相当する問答がすべて削除されている。その内容は、現在の浄土宗は無戒本意が跋扈しているが、それは誤りであること。そのような無戒本意を誤って是とすることは、日蓮宗や真宗などの邪義邪説に他ならないと言う内容である。

今時ハ僻見盛ンニシテ日蓮・親鸞カ邪義ニ墮ス。無戒本意ト云ヘルハ日・鸞兩宗ノ邪執ナリ。誉號ヲ戴ク甲斐モ無ク、何ソ問師ノ流儀ヲ振り捨テテ日蓮・親鸞カ邪義ヲ信スルヤ。

真宗を批判する厳しい論調を展開している問答であるだけに、本テキストを書写する際に憚ってあえてこの部分を書写しなかったのではなからうか。また佛大本・正大本にある最後十丁分（七一丁〜八〇丁）がなぜか欠けており、かわりに異なる文章が一丁

分だけ付加されている。さらに『円戒問答』に接続する『浄家有戒章』の末尾も佛大本や正大本とは全く異なる文言となっている。

○『円戒問答』の成立

円頓戒を復興することを通して宗門の繁栄を企図した大玄には、先に列挙したごとく円頓戒に関わる著作が多数ある。残念ながらそれらすべてが現存しているのではないが、今伝承されているものだけを年代順に列挙してみると、以下のようになる。

『円戒講義』寛延二（一七四九）年九月

『円戒問答』寛延四（一七五二）年三月

『円戒啓蒙』宝曆三（一七五三）年一月二八日〜宝曆六（一

七五六）年八月四日

『円布頭正記』宝曆四（一七五四）年一月以前

『円布頭正記余説』宝曆四（一七五四）年二月以前

『円戒帰元鈔』宝曆五（一七五五）年三月¹³

さて、『円戒問答』は佛教大学蔵本の序文の終わりに「寛延辛未（一七五二）春三月書ス」とあり、そして附録の『有戒繁昌章』の最後に「寛延四（一七五二）年秋七月記ス」とあることから、本書は大玄が檀林小石川伝通院の住持（一七五〇年十二月〜一七五三年一月二七日まで）であった時、四ヶ月を費やして書きあげたことがわかる。そのことは、龍谷大学蔵本の奥書だけに「無

量山傳通院御住職之中、御著述之也」と記されていることからも
 確実である。

ところで、大玄の円頓戒に関する主著というところ、やはり『円戒啓蒙』であったと考えられる。『円戒問答』は『円戒問答』を執筆した後、おそらくは一七五三年一月二十八日に増上寺主となつて、宝曆六(一七五六)年八月四日に逝去するまでの間に撰述されたはずである。その自序に、「予曾テ円戒問答一編ヲ著ス」(『続浄全』一一・二二五上)とある。前述したように大玄は『円戒問答』を宗内で広く流布させることを撤回したのであるが、その後
 に再考するにおよび(『続浄全』一一・二二五上)、

水火本ト一物ナレドモ、或ハ愛シ或ハ惡ムハ所見各異ナル故
 ナリ。金剛宝ノ妙戒モ、信ズル人ハ信ヲ以テ正見トス。愛樂
 スル所以ナリ。嫌フ人ハ嫌フヲ以テ正見トス。忿激スル所以
 ナリ。……興廢ハ時運ニ在リ。人力ノ能スベキ所ニ非ズ。予
 ガ日、西山ニ薄^セツテ、残ル晷モ幾ナラズ。……只、童蒙ノ一
 助ニモ成リナンカト。

と言うように、円頓戒に関わる著作を公にすることで、それを憎
 悪するか好意を懐くかは、読者の判断に委ねるとし、また円頓戒
 の興廢は時のめぐり合わせであつて、人間の力ではどうすること
 もできないとして撰述したのが『円戒啓蒙』であつた。余命幾ば
 くもない大玄にとって、流布させることを躊躇している時間はな

かつた。この『円戒啓蒙』は、その構造と内容からして、『円戒問答』
 の増補改訂版のような性格であると言える(注記(13)を参照)。

大玄は円頓戒や布薩戒に関わる著作が少なからずある。しかも
 小石川伝通院の住持になつた七十一歳以後に執筆され、七四歳で増
 上寺主になつた以後も執筆活動は継続されている。知識も経験も
 すでに円熟し、檀林の住持を歴任した晩年に集中していることは
 注目できるだろう。宗門の衰退が宗僧の無戒や破戒によつてもた
 らされている状況を見るにつけ、一宗の統率者として座視したま
 まではいられなかつたのである。その『円戒問答』の序文には以
 下のようにある。

浄家ニ於テモ志アル人々、円頓戒ヲ中興セハ、空祖・罔師ノ
 戒香フタタヒ沙界ニ芬郁シ東照神君ノ徳光、重子テ万邦ヲ照
 耀シテ、三縁山ノ春ノ花、十八林ノ秋ノ月、豈台嶺ニ劣ラン
 ヤ。爾ルニ無戒ヲ執スル雛学ノ徒、屢来テ詰難ヲ加フ。止ム
 コトヲ不^レ得シテ会釈ヲ設ケ、邪網ヲ裂テ疑雲ヲ拂ヒ、積ン
 テ一軸ト成ル。(三丁表裏)

さらに本書に附載されている『有戒繁昌章』にも、

今時律僧律院ヲ見ルニ、至極ノ貧僧困窮ノ寺ニテモ、自然ト
 檀越帰敬シテ忽チ福僧福院ト成リ、宗旨モ寺モ繁昌シ、化導
 利益モ日ヲ追テ盛ナリ。此レ則チ戒ノ威力、諸善功德ノ中ニ

勝レテ強キ故ナリ。浄土宗モ律僧ノ如ク四分ノ戒ヲ持ツコトハ成難キ事ナレトモ、元祖流義ノ梵網戒、天台ニ依順スル時ハ三聚戒ノ少分ハ誰モ修シ易キ法ナレハ、機分相應ホトノ戒ハ持チ易カルヘシ。一人ニテモ信ヲ起シ、其レヨリ多人ニ傳ヘ、又展転シテ天下ニ流行セハ、宗門倍々繁昌スヘシト。是ヨリ弘通ノ微志ヲ起セリ。（九二丁表）

とあるように、全国に四三の律院を有する天台宗の情勢と比較するとき、浄土宗では「無戒」に執着している現状があるが、法然から聖阿にいたまるまでそのような「無戒」という教義はなかつたとし、また他宗の律僧律院が繁盛していることを紹介し、それに比して浄土宗僧侶が易行の梵網戒すらも実践できていない暗澹たる様相に嘆息している。大玄は近來百年間は浄土宗において『授菩薩戒儀』による作法受得が行われていないことも幾度となく指摘しており、宗祖から七祖までの旧態がまったく維持されていない実情を知り、これを深く慨嘆したことが撰述の動機となつていたのである。

次に執筆の目的について、これも同じく本書の序文に概ね示されており、また本文中の随所でそれを追認することもできる。それは何度も繰り返される「百年無戒」という浄土宗僧侶の間にはびこる悪弊を断ち切ろうとすることであり、大玄にとつてこれが喫緊の課題であつたのである。以下にその事情を瞥見しておく。

第八問答（三七丁表）

百年以前マテハ諸檀林ニ軌則羯磨ノ戒アル故ニ、人々通格ナリト心得テ、ヲソロシカル人モ無ク、信シテ戒ヲ受タルト見ヘタリ。百年以来ハ無戒ノ世ト成タル故ニ、戒ヲ恐ルル人ハ甚多ク、好ム人ハ至テ希也。此ハ無戒ノ風ニ薰習シテ菩薩戒ノ随行ヲ不知ニ依レリ。

第一三問答（五九丁表）

百年以来無戒ノ世ト成リ、人皆無戒ニ薰習シ自然ト出家ノ風儀ヲ失ヒ、或ハ歌舞觀聽、或ハ圍碁・將棋・美食・乱酒、或ハ立花・茶湯・蹴鞠・誹諧、種々ノ遊興ヲハ不レ嫌シテ出家ノ修スヘキ戒行ヲハ嫌フ。

そして第一七問答は、百年前までは如法の円頓戒の授戒が行われ（作法受得）、持戒もされていたことを七つの証拠を挙げて示している。さらに『円戒問答』に附載されている「浄家有戒章」にも同様の指摘がある。百年以前の浄土宗では誰もが「戒ハ佛家ノ通式、出家タル者ノ、通法」（八四丁裏）という道理を心得ていたの、一人として円頓戒を疎かにする者はいなかったが、この百年の間に「浄土宗ハ無戒カ本意ナリ」（六六丁裏）という状況が定着熏習してしまい、それによって逆に有戒の者を雑修者であり、一向専修の行者ではない、あるいは聖道門の行者であるなどと誹謗するようになってしまった。このように大玄はいたると

ところで宗門における円頓戒の衰微、すなわち相伝が断絶していることを案じているのである。

ここに「無戒」とあるのは、あくまでも正統な作法をもって戒が相伝されていないということであろう。つまり、第七問答に、「問師尊者ノ條目ヲハ毎年書テ渡ストイヘトモ、有名無實ニ属シテ取リ拳ル人モ無ク、他宗他門ニ聞ヘテハ無智文盲ノ謗リヲ得、公迎官府ヲ響テハ不法不埒ノ名聲ヲ招カントス」(三六丁裏)とあることから、おそらくこの百年間はたとえ形式的に伝巻授与することとはあっても、十二門の作法羯磨によって正式に戒を受ける作法受得は行われていないという意味である。

いずれにしても、当時伝通院の住持であった大玄は、宗門に円頓戒が広まっておらず、正しく機能していない状況を嘆き、本書を執筆したのであるが、これは宗侶を対象として執筆したのであって、宗門外に向けて執筆したのではない。あくまでも宗内に自誠を促す目的で本書を撰述したのであった。とは言え、本書が広く宗内に流布しなかったのは、先に見たように『円戒啓蒙』序文にある傍観の人による進言があったためである。

○『円戒問答』の構成と概要

本書は以下のように五段から構成されている。

- (1)序文 (2)大綱 (3)円戒問答 (4)浄家有戒章 (5)

有戒繁昌章

(1) 序文

持戒が仏教徒にとつて不可欠の要素であると強調している。すなわち、聖道門であろうと浄土門であろうと、持戒は仏教徒の通軌であつて、これを閑却するわけにはいかず、曇鸞、道綽、善導といった中国の浄土門の祖師も、法然、聖光、良忠から聖阿において毎年のわが国の祖師もみな護持してきている。そして檀林においても毎年学徒に伝えなければならない教えである。

ところが、浄土宗においてこの百年ほどは形式ばかりの相伝になつてしまい、これにより他宗の者から嘲笑され、王侯からは軽視されるという寂寞寥々たる有り様になつてしまつている。しかしながら、もし志の有る者が円頓戒を興隆しようとするならば、宗祖から聖阿までの戒香がふたたびここに芬郁し、他宗に劣ることとはないはずであるが、専修念仏の浄土宗に戒は不要と妄断する者があるので、彼らの邪執を打ち破るために本書を撰述したのである。それを、「爾ルニ無戒ヲ執スル雖学ノ徒、屢来テ詰難ヲ加フ。止ムコトヲ不_レ得シテ會釈ヲ設ケ、邪網ヲ裂テ疑雲ヲ拂ヒ、積ンテ一軸ト成ル」と語気を強めて述べている。

このときの大玄はまだ増上寺主ではなかったが、伝通院の住持、すなわち一檀林を預かる責任者として、浄土宗全体の現状と将来について熟慮しはじめていることがわかるだろう。この二年後に浄土宗の触頭である増上寺主になつて、本書で述べなかつた話題が新たに加筆整理され、『円戒啓蒙』として発展的に成立することは既に述べた通りである。

(2) 大綱

はじめに「此一編二十八番ノ問答有り。先ツ其大綱ヲ云ハハ」とあるように、この大綱とは本文の目次である。「十八番」とは、それぞれ問答によって構成されており、難詰する者を仮に設定し、その問いに対して大玄が逐一に応答するという流れになっているので、一八問答と言ってよい。その大綱（目次、一八問答）を以下のように簡潔に表現し直しておく。

- ① 円頓戒と布薩戒とを勧める根拠
- ② 朱切紙はその真偽が疑わしい
- ③ 『勅伝』の円頓戒は布薩戒ではない
- ④ 円頓戒は雑行ではなく念仏の助業
- ⑤ 受戒は古式の作法受得にしたがう
- ⑥ 作法受得が正統な受戒の手続き
- ⑦ 現在の浄土宗には作法受得がない
- ⑧ 梵網戒は今時の機根に相応する戒
- ⑨ 戒善は世善と異なる
- ⑩ 三学無分と末法無戒の意味
- ⑪ 説戒と伝戒は異なる
- ⑫ 不持不犯は浄土宗の戒ではない
- ⑬ 一向専修と正助兼業は矛盾しない
- ⑭ 円頓戒は易行の戒
- ⑮ 易行であつても造悪ではない

⑯ 円頓戒には現世利益がある

⑰ 百年前までは受戒が行われていた

⑱ 円頓戒の復興に一三の利益がある

これら一八問答の内容はどれも浄土宗の円頓戒を語る上で重要なことがらばかりであつて、それは後に『円戒啓蒙』になるとさらに加増細分され五一項に仕立てられることになる（ただし『円戒啓蒙』は問答形式ではない）。

(3) 円戒問答

すでに述べたように、本文は全一八問答の構成になっており、第一問答から順に読み進めると、しばしば重複する文言も見られるので、やや煩雑さも感じられるが、それは必ずしも第一問答から順に読むことを想定しているのではないからであろう。(2) 大綱（目次）を見た者が、自分に関心のある問答を任意に選んで読むことができるよう工夫したのであつて、こうした煩雑と思える文言の重複は、むしろ大玄の読者に対する配慮のあらわれとみなしてよいだろう。

ここでは各問答の要旨を述べないが、その内容は決して難解なものではない。本書全編を通して言えることは、無戒を是とする宗内の僧侶に向けて、その非を説き示すことにある。全一八問答においてすべて「一客問テ云」と発して始まる構造になっているが、この質問者こそ無戒を本意とする浄土宗僧侶であり、それは

当時宗内の普遍的な考え方だったと思われる。したがって、本書を通読すれば、そのまま当時の浄土宗僧侶における共通の理解のありようがわかるのであって、また大玄が発する回答は、当時の浄土宗における課題だったことばかりである。その状況は現在の浄土宗にもあてはまるのではないだろうか。

本書がテーマとしているのは、古来戒を相伝してきた浄土宗にとって円頓戒の復興は喫緊の課題であるということであり、そのことだけを提起しようとしているのである。したがって復興に直接的に関わる話題は提供し続けるが、そうではない話題についてはほとんど触れることはない。たとえば宗祖から七祖までは円頓戒が作法受得の儀式によって相伝されてきた事実や、現今の浄土宗において円頓戒がなぜ必要なのかといったことは繰り返し述べられているが、戒律や円頓戒の歴史に触れていないばかりか、『妙法蓮華経』の道徳精神、三聚浄戒、梵網戒、戒体、授戒テキストについても詳述されていない。それら円頓戒の歴史や思想については後に撰述される『円戒啓蒙』において語られることになるのである。こうしたことから、本書は円頓戒を広く解説し宣伝するために撰述されたのではなく、あくまでも宗侶に対して持戒を勧奨するための書物だったと言えるだろう。

(4) 浄家有戒章

佛大本と龍大本の(3) 円戒問答は、すべてその奥書がないままにすぎさま(4) 浄家有戒章、さらに(5) 有戒繁昌章が接続

している¹⁴。これら二章の内容を見ると、実は『円戒問答』の処々に分散して説いてきたことであるが、おそらく特に重要な話題として別出して詳述したものである。

本章は、題号にあるように浄土宗は円頓戒を相伝している宗派であることを提唱している。大玄は日本の諸宗の現状を戒の有無によって有戒宗と無戒宗に分類し、前者は法相、三論、天台、真言、曹洞、臨済、黄檗、西山の八宗とし、後者は日蓮、真宗の二宗であり、浄土宗については、百年前までは有戒宗であったが、それ以後は無戒宗になってしまったので「義兼両向」の宗であると述べている。

そもそもインド以来、戒は「仏門ノ通軌」「通法度」であって、これを受持しないという道理はなく、先の八宗の僧は持戒することと一分の疑心すらもないが、無戒の二宗とこの百年来の浄土宗では、「戒ノ沙汰ヲ聞テハ他宗ノ事ト心得」て、戒を「聖道門ノ行ナリ」、「律僧ノ行ナリ」、「難行ナリ」、「雑行ナリ」とみなし、そのような誤った「熏習力ニ依ルカ故ニ」、残念ながら「浄土宗ハ無戒ナル物ナリト云ヘル執情ヲ結」んでしまっているのが実状である。嘆かわしいのは、これが明らか「妄執妄見」でありながら、それにも気づかずに「無戒本意」とみなしてしまっている宗侶の存在である。宗祖、鎮西、記主、そして聖岡も浄土宗の列祖はみな円頓戒を受持しており、浄土宗はもとは「有戒本意」なのだから、「志アル高士・哲人、豈扶宗ノ秘計無ランヤ」とあるごとく、円頓戒の復興によって宗派の盛況を企図しようと力説し

ているのが本章の内容である。

(5) 有戒繁昌章

本章は、佛大本と正大本にはあるが龍大本に欠いている。真宗に円頓戒の相伝はないので、それによって宗門繁昌の是非を問題とすることはできないから、書写されなかったのかもしれない。

本章の内容も題号から察することができる。すなわち宗門は円頓戒があればこそ繁栄するということを提唱しようとするのである。それは本章の冒頭に以下のように述べられていることから明らかである（九二丁表）。

宗門繁栄ヲ冀フ故ナリ。何ントナレハ今時律僧律院ヲ見ルニ、至極ノ貧僧困窮ノ寺ニテモ、自然ト檀越帰敬シテ忽チ福僧福院ト成リ、宗旨モ寺モ繁昌シ、化導利益モ日ヲ追テ盛ナリ。此レ則チ戒ノ威力、諸善功德ノ中ニ勝レテ強キ故ナリ。

持戒は個人が修養するかしないかの問題であって、他者の問題ではないと考えていた大玄ではあったが、檀林の住持になった以上はそうとばかりも言っていられなくなったのであろう。「中年以後、聊カ弘通ノ微志ヲ発動セリ」と述べてから右のように官僧寺院と律院とを比較して、後者には檀家の施入が後を絶たずに繁栄していると述べている。

こうした状況を俯瞰するにつけ、浄土宗においても律院の律僧

のように具足戒の受持とまではいかないにせよ、伝灯の円頓戒を正しく機能させる必要性を提唱するのである。それは今にはじまることではなくて、宗祖の時にも同じことであつたとする。

元祖時代宗門ノ興盛、前代未聞ノ繁昌ナルモ、偏ニ円戒ノ威徳ナリ。（九四丁表）

浄土宗の念仏が天下にあまねく弘通したのは、宗祖が円頓戒を受持し、また天皇以下多くの人々の授戒の師として崇敬されており、二祖三祖も、そして聖岡上人も円頓戒を受持しており、さらには東照宮（家康）の時代に至るまで作法受得、すなわち『授菩薩戒儀』による正式な授戒がなされていたからこそ、十八檀林や四箇本山、そして全国の末寺においても宗門は繁昌していたと指摘している。

以上の二章の成立年時は不明であるが、『円戒問答』の序文に「寛延辛未（一七五二）春三月書ス」とあり、『有戒繁昌章』の終わりに「寛延四（一七五二）年秋七月記ス」とあること、そして『円戒問答』おける重要な話題をふまえ、これら二章に再編集したものであろうことから、『円戒問答』の撰述期間内にまとめられたものと考えられる。

キーワード：大玄・円戒問答・円頓戒・近世浄土宗

〔注〕

- (1) 墮落論は辻善之助「近世仏教衰微の由来(其三) 江戸時代に於ける僧侶の墮落」(『日本佛教史之研究』続編、金港堂、一九三二年、『日本佛教史研究』第四卷)であり、これに懐疑的な報告には西村玲「近世仏教思想の独創―僧侶普寂の思想と実践―」(株式会社トランスビュー、二〇〇八年)、同「近世仏教論」(法藏館、二〇一八年)や、オリオン・クラウタウ「戦後日本における近世仏教墮落論の批判と継承」(『年報日本思想史』七号、二〇〇八年)がある。
- (2) 大玄の伝記資料には、教意説・寂湛等識『三縁山故大僧正大玄和尚行状』(『浄土宗全書』一八卷二〇三頁)や、撰門『三縁山志』第四十五主速蓮社大僧正成誉上人单直水月聖引大玄和尚(『浄土宗全書』一九卷五二〇頁)がある。なお、前掲西村玲「二〇〇八」でも大玄について触れている(同書二六五―二六九頁)。
- (3) 『俱舍論』に関する著作としては没後二三周忌の安永七(一七七八)年八月に『七十五法名目図』が印行された。
- (4) 律院である長泉院創建とその最初の住持不能に関しては、長谷川匡俊「晩年の不能と江戸の律院創建」(『近世の念仏聖無能と民衆』吉川弘文館、二〇〇三年)を参照。
- (5) 『浄宗円頓菩薩戒誘蒙』跋(『続浄全』一一・一四〇下)。
- (6) 近世浄土宗の布薩戒については、拙文「布薩戒と念戒一致」(『仏教学部論集』九九号、二〇一五年)、および「近世浄土宗における布薩の展開」(『浄土宗学研究』四一号、二〇一五年)を参照。
- (7) 普寂については前掲西村玲「二〇〇八」を参照。
- (8) 近世のあるべき僧侶像については、長谷川匡俊「近世浄土宗における理想的僧侶像」(圭室文雄・大桑斉編『近世仏教の諸問題』雄山閣、一九七九年)がある。
- (9) 佛教大学浄土宗文献センター編『法然院光明蔵書籍目録稿』二三三頁(佛教大学浄土宗文献センター、一九八五年)。ただし「円戒問答」と記載さ
- (10) 鈴木靈真『浄宗伝書類聚目録』三三二―三三三頁(浄土宗教学院、一九五二年)。本目録によると『円戒問答』が三部所蔵されていることがわかる。
- (11) 傍観の者がなぜ「恐ラクハ円戒ノ障トナラン」と述べたのかは不明であるが、本書には日蓮と日蓮宗や親鸞を邪義邪説と厳しく非難する箇所がいくつかあるからであろうか。
- (12) 法然院所蔵本と大光院所蔵本は実見していないので、今回は校本に用いなかった。
- (13) 敬首の『布薩翻名義』の「円戒帰元鈔ハ宝曆五乙亥春三月著述ナリ」(『続浄全』一三・三〇二上)より。なお、『円戒帰元鈔』のテーマは円頓戒そのものではなく、当時布薩戒が権威をもって流布していたことを憂い、本来浄土宗の根元である円頓戒へと復帰すべきであると提起したものであり、実際には布薩戒への批判がその多くを占めている。その意味で大玄の円頓戒に対する総合的な見解は『円戒啓蒙』にあると言える。
- (14) 正本には「円戒問答大尾」とある。また龍大本には有戒繁昌章を欠いている。

付記

『円戒問答』の校訂作業においては、手嶋あゆ美さん(当時本学大学院生)の協力を得た。記して謝意を表したい。

【校訂】

〈凡例〉

- ・ 底本には佛教大学図書館所蔵の写本を用い、校本には大正大
学図書館所蔵写本(①)、および龍谷大学図書館所蔵写本(②)
を用いた。書誌については解題を参照されたい。
- ・ 本書(底本)は、以下の順に書写されている。
 - 円戒問答序(二丁表～三丁裏)
 - 円戒問答大綱(四丁表～七丁表)
 - 円戒問答(八丁表～八〇丁裏)
 - 浄家有戒章(八一丁表～九一丁表)
 - 有戒繁昌章(九二丁表～一〇〇丁裏)
- ・ 底本で積読できる部分については校本の異読を示さないこと
にしたが、相違が甚だしい場合はそれを注記した。
- ・ 漢字の新旧は原文のまま翻刻し、異体字はすべて正字に改め
た。また闕字は底本にしたがった。
- ・ 合略仮名(仮名合字)については、「コト」、「シテ」、「トキ」、
「トモ」など仮名二字で翻刻した。
- ・ 割注のルビは()に括弧で示した。
- ・ 読者の便宜を配慮し、句読点や並列点を付し、書名は『』
で示し、また文意が通じがたい場合は()に括弧で推定した。

一才
圓戒問答序

夫レ木又ノ妙行ハ佛門ノ通軌、四輩ノ入門ナレハ、聖道浄土ノ行
者、一日モ癡スヘカラサルノ法ナリ。是故ニ聖道ニハ天台・荆溪・
四明、及傳教・慈覚、乃至今時ノ靈空・義瑞、相待絶待ノ二戒ヲ
持シテ教觀ヲ四海ニ弘ム。其餘ノ諸宗皆爾リ。浄土ニハ玄中・西
河・光明、戒品ヲ護持シテ西方ノ教行ヲ敷演シ、吉水・鎮西・記
主モ亦同シ。別シテ吉水大師ハ戒徳巍々トシテ、上ミ天子ヨリ

一ウ

下庶人ニ至リ、及他宗ノ碩徳・自門ノ緇流、皆悉ク大師ヲ礼シテ
稟戒ス。次ニ聖問尊者、他宗ノ難破ヲ解釈シ自宗ノ疑水ヲ消融シ
『傳戒論』ヲ著シ、剩ヘ円戒ノ許可一章ヲ書シテ末弟ニ遺セリ。
今世檀林ニ於テ年々学徒ニ附與スル者はナリ。爾ニ何ナル因縁ニ
ヤ、百年以来無戒ノ世ト成リ、年々傳戒ト称スレトモ、僅ニ円頓^③
戒ノ名義・明文ノ出處・所依ノ傍正ヲ講述シ、是ヲ円戒ノ正傳ト
心得、軌則羯磨ノ聲ハ寥々ト

二オ

シテ絶果テ、師家モ授クヘキ珍財ヲ不レ授、受者モ取ルヘキ寶玉
ヲ不取。不持不犯ヲ肝要ノ秘傳ト執シ、其レヨリ三業私情ニ流レ
法外ニ放蕩シテ、在家ノ信ヲ破リ、官門ノ敬ヲ断チ、其ノ餘ハ學

テ論シ難シ。偶義^{タマ}・海誓ノ高德ナル、此法ヲ荷擔ストイヘトモ扶助贊揚スル人モ無ク、終ニ本意ヲ不^レ遂シテ没セリ。是ヨリ先キ東照神君、浄家^⑥ニ賜ヲ下シ、十八檀林・四箇本山開キ、天下ニ数百万軒ノ浄社ヲ建テ、三十五箇ノ

二ウ

條目ヲ定メ、円戒傳授ノ法式ヲ示シテ軌則受戒ノ法令ヲ命シ玉フトイヘトモ、深ク函底ニ藏テ取り挙ル人モ無ク、上ハ佛戒ヲ不^レ用、下ハ國制ヲ不^レ守、他宗ニ嘲ラレ、王侯ニ輕シメラレ、言語ニモ難^レ述。仰テ以^ラハ聖道門ハ不^レ爾。諸宗各年々ニ受戒アリ。何ントナレハ高貴ノ聞ヲ慎ミ、生徒ノ惡ヲ誠ンカ為ナリ。先ツ台衡ニ靈空アリ。学富^トミ行優^カニシテ四明ノ正統ヲ八荒ニ布キ、圓実ノ大戒ヲ諸國ニ弘ム。関東・中國・畿内・西國

三オ

ニ都合四十三箇ノ律院ヲ開キ、輪主ノ大僧皆靈空ノ門下ヨリ出タリ。他宗ノ学徒^ニモ登壇シテ稟承シ、縉紳諸士モ室ニ入テ弟子ト成ル。名聲遠ク朝家ニ達シ、勲功高ク古今ニ秀デ、王公大人ノ台門ヲ信シ玉フコト比類ナシト云ヘリ。然ル所以ハ密鑑^⑧ノ官吏、所々ニ散在シテ諸宗ノ如法不如法ヲ一毫モ無^レ私傳達スル故ナリ。浄家^⑨ニ於テモ志アル人々、圓頓戒ヲ中興セハ、空祖・問師ノ戒香フタタヒ沙界ニ芬郁シ東

三ウ

照神君ノ徳光、重子テ萬邦ヲ照耀シテ、三縁山ノ春ノ花、十八林ノ秋ノ月、豈台嶺ニ劣ランヤ。爾ルニ無戒ヲ執スル難^⑩字ノ徒、屢来テ詰難ヲ加フ。止ムコトヲ不^レ得シテ會釈ヲ設ケ、邪網ヲ裂テ疑雲ヲ拂ヒ、積ンテ一軸ト成ル。然レドモ短才無智、何ソ誤有ルコトヲ免レンヤ。明哲ノ君子、取捨情ニ任セヨ。寛延辛未春三月書ス。^⑫

四オ

圓戒問答大綱^⑬

此一編二十八番ノ問答有リ。先ツ其大綱ヲ云ハハ、

○第一ノ問答ハ、円・布両戒俱ニ勸ムル所以ヲ挙ク。円頓戒ヲ勸ムルニ八義アリ。布薩戒ヲ勸ムルニ五義アリ。

○第二ニ、難問ハ朱切紙ヲ證トシテ円戒ヲ廢セントス。答釈ハ此切紙ニハ五箇ノ疑難有テ、今時ノ人不^ニ信用^一カ故ニ、且ラク置テ不^レ論義ヲ明ス。

○第三ニ、難問ハ舜昌鼻眞ト云ヘル説ヲ以テ、『御傳』ニ所有円戒ヲ打拂

四ウ

ハントス。答釈ハ問師ヲ證トシテ『御傳』ニ所有円戒ハ實ノ円戒ナルコトヲ明ス。依^レ之吉水一代、實ニ圓戒ヲ授玉ヘルコト

ヲ明カニ知シム。

○第四ニ、難問ハ圓戒ヲ難行ナリト称シテ癡セントス。答釈ハ戒ニ難行ノ戒ト非^ニ難行^ニノ戒ト二種アルコトヲ挙テ、今ノ圓戒ハ難行ニ非ス、却テ念佛ノ助業ナルコトヲ明ス。

○第五ニ、今ノ作法受得ハ新法ニ非ス、中絶ノ再建ナルコトヲ明ス。又他宗ノ法ニ非ス、浄土宗ノ法ナルカ故ニ異

五オ

体ニ非ルコトヲ明ス。又阿師ノ御遺法ノ絶ナンコトヲ歎キ、又東照君ノ御條目ヲ成センコトヲ冀フノ旨ヲ明ス。

○第六ニ、五箇ノ失ヲ挙テ作法受得ヲ難ス。答釈ハ作法受得ナキ時ハ實ノ円戒ニ非ルコトヲ明ス。又四箇ノ難ヲ挙テ客ヲ責ム。文ニ臨ンテ知ルヘシ。

○第七ニ、今時日本二十一家ノ宗アル中ニ、法相・三論・真言・天台・曹洞・臨濟・黄檗・西山、此八宗ニ八年々受戒アリ。受戒ノ無ハ日蓮・一向・鎮西、此三家ノミナルコトヲ明

五ウ

ス。

○第八ニ、戒ハ今時ノ下根ニ契フヘカラスト難ス。答釈ハ梵網戒ハ四分ノ戒ト異ナル故ニ下根相應ノ戒アリ。今空祖ノ意ニ准シテ三聚戒ノ中ニ今時相應ノ戒ヲ授クルコトヲ明ス。

○第九ニ、世善・戒善ノ異ヲ辨シ、子細ラシキノ難ト勞シテ功ナ

キノ難トヲ會ス。

○第十二、三学無分ト云ヘルハ上品ノ戒ニ約シ、末法無戒ト云ヘルハ極末ノ時ニ約スル義ヲ明ス。

○第十一ニ、名字・明文・傍正ハ講説ノ一分ナリ。講

六オ

説ト傳戒トハ其体大ニ異ナル義ヲ明ス。

○第十二ニ、不持不犯ト云ハ他宗理戒也。元祖流義ノ円戒ニハ持犯アルコトヲ明ス。何トナレハ、元祖ノ戒ハ性無作假色ヲ以テ躰トス。無作假色ニハ持犯アルコト天台ノ『戒疏』ニ詳也。故

ニ『戒疏』ヲ引テ證トス。又説不得ト云ヒ、傳不受ト云ヒ、不傳ノ傳ト云ヘルハ、他宗ノ以心傳心ナリ。浄土宗ノ作法受得トハ大ニ各別ナルコトヲ明ス。

○第十三ニ、一向專修ト云ヘルハ一向ニ但念

六ウ

佛ト助正兼行トノ二義アリ。導・空兩祖、戒行具足シ玉ヘトモ、助正兼行ナルカ故ニ、一向專修ト名クルコトヲ明ス。

○第十四ニ、戒ニ難行ノ戒アリ易行ノ戒アリ、律僧ノ戒アリ官僧ノ戒アリ。今ノ円戒ハ易行ノ戒・官僧ノ戒ナルコトヲ明ス。俗家モ持ツ戒ナレハ、況ヤ出家ヲヤト云義ヲ知シム。

○第十五ニ、易行ト造惡トヲ混同スルハ大僻見ナルコトヲ明ス。元祖ノ意ハ僻見ヲ制シテ正見ニ住シ、三心ヲ相續シ念佛ヲ増進

七オ

セシメンカ為ニ円戒ヲ授玉フコトヲ知シム。

○第十六ニ、円戒ニ現生ノ利益アルコトヲ経釈及記典ヲ引テ明ス。

王公大人モ此戒ヲ歸シテ宗門弥繁荣センコトヲ知シム。

○第十七ニハ、百年以前、如法ノ円戒アルコトヲ明ス。

○第十八ニハ、円戒中興セハ、十三ノ利益アランコトヲ明ス。

七ウ

八オ

圓戒問答

【第一問答】

一客アリ来テ問テ云、近世浄家ノ諸師、円戒ヲ嫌テ布薩戒ヲ勸ム。公モ亦爾リヤ。予答テ云、不然。予ハ両戒俱ニ勸ム。先円戒ヲ勸ムルニ八義アリ。一ニハ戒ハ佛弟子ノ通法度ナリ。⁽¹⁴⁾ 聖浄二門ノ行者一日モ癡スヘカラサルカ故ニ。二ニハ鸞・綽・導ノ三師、戒行具足シ玉フカ故ニ。三ニハ吉水大師、自身ニモ円頓五十八戒ヲ受持シ、上ハ帝王后妃、下ハ士庶百家、亦ハ自宗ノ弟子、他

八ウ

家ノ龍象マテニ授玉ヘルカ故ニ。四ニハ鎮西上人、御臨終マテニ

円戒ヲ授玉フカ故ニ。五ニハ記主モ十六歳ニシテ受戒シ、三十九

歳嘉禎三年七月、鎮西上人ヨリ円頓戒ヲ受玉フカ故ニ。六ニハ問

師モ戒行具足シテ『傳戒論』ヲ造リ、円戒ヲ挙揚シ、次ニ円戒ノ

許可ヲ製シテ露地正統ノ戒ナルコトヲ募リ、『古本戒儀』ヲ以テ

授ケヨト末弟ニ示シ玉フカ故ニ⁽¹⁵⁾。七ニハ東照神

君條目ヲ立玉ヒテ⁽¹⁶⁾、

九オ

於⁽¹⁷⁾ニ円戒傳授⁽¹⁸⁾者、調⁽¹⁹⁾道場儀式、可⁽²⁰⁾レ令⁽²¹⁾執行ト知恩院・増上寺・傳通院へ御自筆ノ御判物ヲ添⁽²²⁾テ下シ賜ハルカ故ニ。八ニハ円戒ヲ勸ムルハ、布薩戒ノ前方便、最上究竟ノ増上縁ナルカ故ナリ。

圓戒ヲ以テ布薩戒ノ前方便トスルノ義、委クハ『布薩戒講義』
ニ述カ如シ。

次ニ布薩戒ヲ勸ムルニ五義アリ。一ニハ宗門第一ノ戒ナルカ故ニ。二ニハ今時諸檀林一同ニ勸ムルカ故ニ。三ニハ上品業

九ウ

ヲ種ルニハ、此戒ニ過タル法ナキカ故ニ。四ニハ日課称名ヲ増進スルハ、歴代諸祖ノ遺訓ナルカ故ニ。五ニハ円戒ヲ勸ムル所以ヲ知シムルカ故也。何ントナレハ、円戒ニ由テ三業清浄ナル時ハ、三心モ增長シ、念佛モ勇猛ニ成リ、乃至臨マテ布薩戒ノ行法相續⁽²³⁾不斷ナルカ故ナリ。

此等ノ諸義、具ニハ『布薩戒講義』ニ道理・文證ヲ挙テ辨スルカ如シ。其外布薩戒ニハ古来ヨリ異義甚多シ。逐一辨シ竟

一〇オ

レリ。繁多ナルカ故ニ略ス。

客又問テ云ク、何カ故ソ両戒雙ベ勸ルヤ。予答云、喩ヘハ地形ヲ築テ屋宇ヲ建ルカ如シ。円戒ハ地形ナリ、布薩戒ハ屋宇ナリ。地形ナキ処ニ何ソ家ヲ立テンヤ。又公儀ノ大禁ヲ守テ、土農工商ノ家業ヲ修スルカ如シ。佛戒ハ积門ノ大禁ナリ、布薩戒ハ宗門ノ家業ナリ。縦令ヒ土農ノ藝才ニ長セシトモ、公禁ヲ違犯セハ何ソノ國朝ニ身ヲ置ンヤ。縦令ヒ宗門ノ家業ヲ修ストモ佛家

一〇ウ

ノ大禁ヲ違犯セハ、何ソ佛弟子ト称センヤ。此道理アル故ニ両戒俱ニ弘通スルナリ。

【第二問答】

一客問テ云、圓頓戒ハ雜行ナルカ故ニ、圓光大師四十三歳ノ時癡捨シテ行ナハス。御一生涯授玉フハ布薩戒ハカリナリ。爾ルニ今布薩戒ヲ不レ授シテ圓戒ヲ勸ムルハ、大二空師ノ素意ニ違ス。予答テ云、豈前ニ不レ云ヤ。偏ニ圓頓戒ノミヲ授クルニ非ス。両戒俱ニ弘ム。喩ハ畫師ノ先ツ燒筆ヲ

一一オ

以テ下^タ繪ヲ書キ、次ニ繪ノ具ヲ以テ彩色ヲ施スカ如シ。圓戒ハ下繪ナリ、布薩戒ハ彩色ナリ。下繪ヲ着^{ツク}ルハ彩色ヲ加ヘンカ為メ、円戒ヲ勸ムルハ布薩戒ヲ與ヘンカ為ナリ。両戒俱ニ示ス、何ノ妨クルコトアランヤ。爾ルニ大師四十三歳ノ時圓戒ヲ捨玉フトイヘルハ、何レノ書ニ出タルヤ。空師一代ノ章疏ニモ不^レ載セ、辨・然^レ両師ノ积義ニモ見ヘス。問師ノ著述ノ中ニモ無シ。客ノ云、其證拠他ニ求ムヘカラス。記主ノ朱

一一ウ

切紙ニ出タリ^{三三五五ノ切紙トイヘルハコレナリ}。彼切紙ニ云、時年高倉ノ院ノ時、閣ニ円頓妙戒ヲ一、弘ニ一向專修ノ戒行ヲ一云。云。此切紙ニ高倉院ノ時ト云ルハ、大師四十三歳ナリ。豈明證ニ非ヤ。予カ云、此ノ切紙ハ今時不^レ信^セ人数多アリ。何トナレハ四十三歳捨戒ノ説、諸傳實録、辨・然・問師ノ章疏ノ中ニ一字モ無シ。其上此切紙、経积ノ文ニ違スルコト多キ故也。一ニハ経説ニ違ス。『観音授記経』ニハ弥陀入滅シテ観音成道ストイヘリ。爾ニ切紙ニハ観音

一一オ

入滅シテ弥陀成道スト云ヘリ。若シ記主ナラハ何ソ如レ此説ヲ造ランヤ。二ニハ吉水ニ違ス。吉水一代ノ記傳ノ中、『御傳』及『秘傳鈔』^{隆寛}、『十六門記』^{聖寛}、『選擇』・『大原』・『漢語燈』・『和語燈』等ヲ考ルニ、四十三歳ニシテ円頓戒ヲ止^メ玉ヘルト不^レ言。三二

ハ鎮西ニ違ス。鎮西上人ハ御臨終ノ四日以前ニ円戒ヲ竹崎ノ尼公ニ授ケ、三箇月以前正月八日諸門弟ヲ集テ菩薩戒ヲ授ク望西ノ作レル鎮西上人ノ傳タリ。若シ吉水止メ玉ヘルノ法ナラハ、

一二ウ

鎮西上人何カ故ソ師ニ背テ此戒ヲ授ンヤ。四ニハ記主ニ違ス。此レニ三重アリ。一ニハ切紙ニ云、十方佛土中唯有往生法他力ノ實体^上。此三句ハ『大原』ニ出タリ。按スルニ記主一代『大原』ヲ不レ引。何トナレハ此時代世ニ流布セス、記主披見セサル故也。爾ニ此切紙ニ『大原』ノ語ヲ用フ。若シ記主ノ御自筆ナラハ何ソ『大原』ノ語ニ依ランヤ。二ニハ記主三十八歳ノ時鎮西上人ヨリ円戒ヲ受タリ記主傳ニ嘉禎三年七月円頓戒ヲ受トイヘ

一三オ

吉水若シ止玉ハハ何ソ元祖ニ背テ鎮西授ケレ之ヲ、記主^{第五亦ヲナシ}是ヲ受ンヤ。三ニハ記主道業暇ナキ故、望西ニ命シテ円頓戒ヲ学シテ天台ノ『戒疏』ヲ解釈セシム。道忠ニ命シテ『群疑論』ヲ釈セシムルノ類ナリ。

望西、弘安三年^{三十}、萬壽寺ノ覺空ニ從テ天台ノ『戒疏』ヲ

学ヒ、『見聞』八卷ヲ作り、元徳二年^{八十}、再治ヲ加フ。覺空

ハ円琳ニ学ヒ、円琳ハ證真ニ學シ、證真ハ円光大師ヨリ承ク。

吉水流義ノ『戒疏』ノ解釈

一三ウ

其精粹ヲ得タルハ望西上人ナリ。是レ即チ記主ノ供志ヨリ出タリ。

吉水若シ止玉ハハ記主何ソ宗祖ニ戻テ如レ是ニ心ヲ勞シ、望西モ何ソカヲ用ンヤ已上三重ヲ覺ル。五ニハ問師ニ違ス。此レニ二種有リ。先

ツ理ニ違ス。次ニ文ニ違ス。先ツ理ニ違ストハ、吉水円戒ヲ止玉フナラハ、何カ故ソ問師『傳戒論』ヲ造テ円戒ヲ弘メンヤ。次ニ文ニ違ストハ、『傳戒論』ニ云、源空上人、南岳十七代ノ円頓戒ヲ後白河法皇・聖

一四オ

光・善恵ニ授ク^上。法皇ハ吉水六十一歳ノ時、善恵ハ大師五十八歳ノ時、聖光ハ大師六十五歳ノ時、円頓戒ヲ受玉ヘリ。若シ四十三ニテ止玉ハハ、何ソ六十六歳ニテ授玉ハンヤ。問師ノ説真ナラハ切紙ハ偽妄也。又問師許可ノ文ニ違ス。円頓戒ノ許可ニ云、右此戒者積門一大事ノ因縁也。殊ニ真宗浄土ノ稟承者、露地ノ正統、黒谷ノ嫡弟也。今以テ『黒谷戒儀古本』^一、授ニ弟子誰ニ^ト上^上。此許可ハ問師ノ作也ト云ヘリ。何トナ

一四ウ

レハ、『傳戒論』及『直牒』^{十八也}、両所ノ文ニ、露地正傳ノ戒ナル事ヲ募リ、『古本戒儀』ヲ依用シ玉フ。其文ニ符合スル故ナリ。

吉水若止玉ハ何カ故ソ如^レ是露地所傳ヲ贊揚シ、『古本戒儀』ヲ以テ授ヨト末弟ニ模範ヲ遣シ玉ハンヤ。又問師ノ御自筆ニ違ス。謂ク問師御自筆ヲ以テ『古本戒儀』一卷ヲ書写シ、瓜連常福寺ニ藏テ、彼寺ノ什宝ト成シム。今ニ於テ現存セリ。吉水若止玉ハハ何ソ自筆ヲ揮テ此戒ヲ弘玉

一六オ

ニ、四十三歳捨戒ノ説實録諸傳ノ中ニ一字モ無シ。僅ニ

一五オ
ハンヤ。御自筆ニ及フホトノ事ナレハ、甚タ厚ク珍敬シ玉フコト知ンヌヘシ。

按ニ問師ハ文殊ノ權跡ニシテ凡人ノ類ニ非ス。末代ノ我等ヲ至テ悲愍シ玉ヘハコソ『傳戒論』ト云ヒ、許可ト云ヒ、御自筆ト云ヒ、カホトマテニ御叮嚀ヲ盡サレ、世話ヤカセ玉フハ元祖以來、問師一人也。此御恩徳ヲ報ヒントコソ勵ムヘキ事ナルニ、何意ソ恣ニ種々ノ異説ヲ設ケテ末弟ノ智ヲ昏シ御太切ノ遺

一六ウ

此切紙ニ出タレドモ、捨玉フヘキ道理無シ。百年以來宗教荒蕪シ、多分ハ私情臆度ヲ以種々ノ異説ヲ出ス。初学ノ徒迷ヒ易ク、紛紜トシテ弁ヘ難シ。凡ソ正理ニ契ヒ正見ヲ得テ信スルハ正信ナリ。若シ誤テ信スルハ妄信ナリ。古人ノ云、^{コト}尽^ケ信ハ書ヲ不^レ如^ニハ^レ無^レ書^上。サレハ東照神君ノ御治世マテハ作法受持ノ戒、世ニ流布セル故ニ、神君御受戒ノ時モ道場ヲ莊嚴シ五座ノ聖師ヲ勸請シ、陳情乞戒

一五ウ

法ヲ泯滅セントスルニ至ル。誉號ヲ戴クホトノ人ナラハ、何ソ不^レ顧^ミレ^之乎。

上來五箇ノ疑難アリ。跡形モ無キ事ナリトテ、今時ノ人ハ不^レ信用^セ、偽妄ト称シテ世人ノ信シ難キ切紙ヲハ且ク置テ不^レ論。道理文證明白ナル。實録記傳ヲ依憑トシテ円頓戒ヲ弘ルナリ。

一七オ

予壯年ノ比ヨリ、此切紙ヲ疑フ故ニ、徧ク諸家ノ記典ヲ探ル

正授羯磨等ノ儀式アリト見ヘテ、三十五箇條ノ第三箇條ニモ^テ於^テハ^ニ円戒傳授^ニ者、調^ヘ道場儀式^ニ可^レ令^ニ執行^ト書玉ヘリ。其後何レノ比ヨリカ無戒ノ世トナリタル故ニ、無戒ヲ淨土宗ノ本意ト心得、円戒ハ偏ニ難行ナリ、念佛ノ障ナリト料簡シ、円戒ヲ止メント欲スル情ニ任セテ何意モ無ク、高倉院ノ時、閣^ニ円頓^ノ妙戒^ヲ一^ナトト書タレトモ、戒ハ佛弟子ノ通法度ナル。大段ニ目ヲ着^ツス、淨土宗ニハ戒行ナ

シト落着シテ、^⑳鸞・綽・導・空・辨・然・問ノ七祖ノ戒行具足セルコトヲモ不^レ考、円戒ハ念佛ノ増上縁ナルコトヲモ不

レ辨、記主一代『大原』ヲ見玉ハサル次第ヲモ不レ窺、問師『傳戒論』及許可ノ文ニ違スルヲモ不レ曉、偏ニ戒ヲ雜行ナリトハカリ執シテ前後ノ料簡ニモ不レ及、畢竟スル所ハ空祖・問師ノ遺法ヲ癡絶シ、東照神君ノ嚴制ヲ不レ顧。勿体ナキ次第、進ハ宗門ノ光輝ヲ削ツテ他宗ノ謗ヲ招キ、退テハ兇

一七ウ

孫ノ福分ニモ障ン歟。祖師ノ照見、神君ノ冥覽、豈ニ謹而不レ畏ヤ。有智ノ人審ニ察セヨ。

客又問云、円頓戒ヲ弘ムル道理・文證明白也トハ何ソヤ。予答云、道理ニ五義アリ。一ニハ戒ハ佛弟子ノ通法度ニシテ、朝家ノ御大法ノ如シ。神武以來今日迄、殺人・放火・偷盜ノ類、御代々ノ大禁ナリ。佛法モ亦爾ナリ。女姪・食肉・博奕・偷盜ノ類、諸佛ノ通誡、佛弟子ノ通禁ナリ。浄土宗ハ佛弟子ニ非

一八オ

ヤ。佛弟子ナラハ豈通禁ヲ背ンヤ。元祖大師一向專修ノ門ニ入ルトイヘトモ、通法度ナルカ故ニ自宗ノ弟子・他宗ノ碩徳ニモ授ケ、上ハ萬乗ノ天子、下ハ百官士庶マテニ授玉ヘリ。此レ大段第一ノ道理ナリ。二ニハ念佛ノ増上縁、戒ニ過タルハ無シ。凡ソ三業放逸ニシテ造惡ヲ不レ恐人ハ、惡無過ノ見ニ乘シテ三心ヲ退転シ念佛ヲ癡失ス。此レニ翻スルニ戒ヲ以テ身口ノ惡ヲ制スレハ戒ニ少分アリ、多少ハ行者ノ意ニ任ス。戒アレ

一八ウ

ハ淨口、身口清淨ナルカ故ニ念佛モ増進シ三心モ相續ス。元祖ノ意諸門弟ヲシテ念佛ヲ勇猛ナラシメント欲ス。是故ニ円戒ヲ勸玉ヘリ。止玉フヘキ道理無シ。三ニハ佛法弘通スル人ハ戒徳ヲ第一トス。身持崩テハ誰カ其人ヲ信センヤ。信セサレハ法ヲ弘ムルコト不レ能。元祖自身ニ戒徳巍々トシテ、諸人ニ秀タル故、天子・諸侯モ他家ノ龍象モ皆信伏シテ受戒セリ。此信伏ニ由ルカ故ニ念佛ノ法門四海ニ漲レリ。

一九オ

其根元ハ戒徳ヨリ出タリ。サレハ因人重法ト云ヘルハ是レナリ。若シ無戒ノ御身ナラハ何ソ天子・諸侯及他家ノ碩徳ノ師トナラムヤ。古ヨリ無戒ノ身ニテ戒師ト成レリ例ナシ。弘通ノ御志アル上ハ捨戒シ玉フヘキ道理ナシ。四ニハ戒ハ止善ナルカ故ニ念佛ヲ不レ妨ケカ故ニ盛ンニ弘通シ玉ヘリ。五ニハ祖範ニ順スルカ故ナリ。圓光大師、既ニ今家ニ依テ一向專修シテ弘ム。而ニ今家ハ護持戒品纖毫不犯ノ大僧

一九ウ

ナリ。釈義既ニ導師ニ依ル、行状何ソ彼師ニ法サランヤ。按ニ元祖四十三歳ニテ一向專修ノ身ト成リ、諸餘ノ雜行ヲ捨玉ヘトモ、戒ハカリヲ止玉ハサルハ、上來ノ五義ニ由ル故ナリ。

次ニ文證ヲ云ハハ、廣ク諸傳ヲ考ルニ大師御一生涯円頓戒ヲ弘通シ玉フト云ヘリ。別シテ『御傳』ノ中ニ詳ナリ。三昧發得以後ニモ授ケ、御臨終ノ二箇月以前マテニ

二〇オ

授ケ玉ヘリ。繁カ故ニ略ス。

○上来ノ道理・文證ニ由ル時ハ、彼切紙ハ難ニ信受^一。若シ切紙ノ如ク四十三歳ニテ止玉ハハ、一ニハ佛法ノ太道理ニ違シ、二ニハ佛弟子ノ通法度ニ背キ、三ニハ念佛ノ障ト成ル。何ントナレハ、若シ戒ヲ止テ造悪ヲ恣ニセハ、三心ヲ退シ念佛ヲ廢シテ地獄ノ業ト成ルヘキカ故ニ。四ニハ佛法弘通ナルヘカラス。身持崩シテ何ゾ弘通ノ任ニ堪ンヤ。五ニハ今家ノ遺範ニ背ク。諸餘ノ過失挙テ

二〇ウ

計ヘカラス。況ヤ此切紙、記主ニ違シ、問師ニ違シ、道理モ無^レ文證モ無シ。何ントナレハ、何ガホト僉儀シテモ、止玉フヘキ道理ナシ。又何レノ書ニモ空祖捨戒ノ頭據ナシ。文モ無ク理モ無キ事ナレハ、世人ノ不^レ信モ尤ナリ。『論語』ニ曰、多ク聞テ闕^レ疑^ヲ慎^テ言^スハ、^ニ其餘^ヲ一則寡^シレ^尤也。疑ハシキ事ナラハ闕^テ勿^レ言^{コト}トナリ。昔ハ人ノ心大マカナル故ニ、道理・文證ノ沙汰ニ不^レ及、サラサラト信受セリ。近年ハ人ノ智慧細ニ成リ、道理・文證無キ事ヲ

二一オ

ハ疑テ信用セス。時節柄ノコトナレハ、疑シキ切紙ヲハ且ク闕^テ不^レ論。

【第三問答】

一客問テ云、近代諸師ノ説ニ舜昌『御傳』ヲ編集ストイヘトモ、本ト天台宗ナルカ故ニ天台最眞ニテ円頓戒ト書ケリ。『御傳』ニ所有ル円頓戒ハ円戒ニ非ス、実ニハ是レ布薩戒トナリトイヘリ。實ニ爾ナリヤ。予答云、此説ニ二種ノ難アリ。一ニハ舜昌最眞ト云ヲ難シ、二ニハ是レ布ナリ非^レ円ニト云ヲ難ス。一ニ舜昌最眞トイヘルコト、何レノ書

二一ウ

ニモ不^レ見。明抛無キ事ナリ。其上若シ最眞ニテ書タルト云ハハ、望西・問師ヲモ天台宗ト云ヘキヤ。望西ハ鎮西ノ傳ヲ作テ円頓戒ヲ授クト書ケリ辨師臨終ノ四日以前ニ。円頓戒ヲ授クト云ヘリ。此レモ天台最眞ニテ偽テ書ケリト云ヘシヤ。次ニ問師ハ『傳戒論』ヲ造テ、一編ノ始終円頓戒ヲ挙揚シ、淨家ノ戒ハ円頓戒ナリト云ヘリ。此レモ天台ニ荷擔シテ偽ヲ設タリト云ヘシヤ。爾ニ望西ハ記主ノ弟子也。問師ハ了實ノ弟子ナリ。天台宗

二二オ

ニ非ス。何ニ由テカ台宗ニ最眞シテ虚妄ノ説ヲ作ランヤ。若シ望

西七問師毛鼻肩ニ非ス実録ナリト云ハ、知ルヘシ、舜昌カ円頓戒ト書ケルモ偽リナキ円戒ナリ。何ソ鼻肩ノ私ト云ハンヤ。爾ニ妄義妄説ヲ構テ『御傳』ニ所有円頓戒ヲ打払ハント欲ス。咎ナキ圓戒ニ疵ヲ着ケ潰サント謀ルハ、元祖ニ対シテ勿体ナキ事ニ非スヤ。況ヤ波羅提木又ハ汝等カ大師ナリト説玉ヘリ。大師トハ師君也。円戒ヲ嫌テ癡セ

二二ウ

ントスルハ、師君ヲ悪ンテ害セントスルニ齋シ。其身ノ為ニモ児孫ノ為ニモ宜カルヘキヤ。二ニ非円是布ヲ難スト云ハ、若シ『御傳』ニ所有円頓戒ハ円戒ニ非ス布薩戒ナリト云ハハ、忽チ問師ノ『傳戒論』ニ違ス。彼論ニ云、源空上人、南岳十七代ノ円頓戒ヲ以テ後白河・高倉ノ両帝、山門・三井・東大・興福ノ高僧、及聖光・聖覺・法蓮・隆寛・善恵等ノ諸門弟ニ授クト取意。既ニ南岳所傳ト称ス。布薩戒ニハ非ス、円戒ナルコト明白

二三オ

也布薩戒ハ南岳所傳ニ非ス、文殊相承ナルカ故也。此論文ニ兩代ノ天子・南北ノ高僧・自宗ノ諸弟ニ南岳所傳ノ戒ヲ授クト有レハ、『御傳』ニ所有円頓戒ハ實ニ円戒ニシテ布薩戒ニ非ルコト分明也。爾ル時ハ非円是布ノ所立ハ一鏡ニ摧破セリ。

○客又問テ云、若爾ラハ空祖一代円戒ノミヲ授テ布薩戒ヲハ不レ授ヤ。予答テ曰、不レ爾。空祖平日両戒俱ニ弘通シ玉ヘリ。円戒

ト云ヘルハ十重六八、佛家ノ通禁ナリ。布薩戒ト云ヘルハ本願念佛、我門

二三ウ

ノ要行ナリ。若円戒ノミニシテ布薩戒無ンハ、何ニ由テカ本願ニ乗セン。若布薩戒ノミニシテ円戒無ンハ、諸佛ノ通誡ニ背キ悪無過ノ見ニ墮シ⁽²³⁾、心行俱ニ退シテ往生ノ大益ヲ失ハン。是故ニ『御傳』ノ中、或ハ円戒ヲ授クト云ヒ、或ハ一向専修ヲ勸ムト云ヘリ。喩ハハ両翼ヲ以テ飛行シ、雙輪ヲ以テ運載スルカ如シ。隻翼單輪ナラハ安ンソ能ク其功ヲ成セン。円布雙ヘテ弘メ、戒念俱ニ授玉ヘリ。何ソ一偏ニ墮セン⁽²⁴⁾

二四オ

ヤ。
○按ニ無戒ヲ本意ト執スル人、朱切紙ニ高倉院時、閣クニ円頓戒ヲト書ケル文ヲ見テ、此切紙ニハ衆多ノ疑難アルコトヲモ不レ知、記主・問師ニ違スルヲモ不レ

辨、『御傳』ノ文ヲ會セント欲スル妄情ノミニ引レ、己カ無戒ニ鼻肩スルヲハ忘却シ、舜昌カ鼻肩スルト心得テ跡形モ無キ説ヲ作り、『御傳』ニ所有円頓戒ヲハ地ヲ払テ虚妄ニ属ス、是レ實録ヲ昧ノミナラス、竟ニハ学徒ノ智ヲ昏シ、僻見ノ坑ニ陥入、空祖・問師ノ妙⁽²⁵⁾

二四ウ

法輪ヲ摧破セントスルニ至ル。明眼ノ諸哲、辨セスンハ有ルヘカ
ラス。

【第四問答】

一客問テ云、戒ハ雜行也。是故二四十三歳ニシテ止玉フコト無
疑。朱切紙ノ説、豈虚ナランヤ。予答云、戒ニ二種アリ。一ニハ
雜行ノ戒、二ニハ非^ニ雜行^一戒也。一ニ雜行ノ戒トハ、念佛不
シテ^レ修^セ、偏ニ戒ノミヲ往業トス。是ヲ雜行ト名ク。『觀經』ノ中
三品是ナリ。又念佛ニ不足ノ思ヲ為シテ戒ヲ行ス。是ヲ雜行ノ戒
ト名ク。二ニ非^ニ雜行^一ノ戒トハ、此レニ

二五オ

三義アリ。一ニハ出家^{通儀}⁽²⁶⁾ノ戒、二ニハ念佛助業ノ戒、三ニハ佛
法弘通ノ戒ナリ<sup>具ニ上ニ辨
スルカ如ク</sup>。此三義ニ由カ故ニ鸞・綽・導・空・辨・然・
問ノ七祖ノ戒ハ非^ニ雜行^一。若シ偏ニ雜行ナラハ、鸞・綽等ノ
七祖ハ雜行ノ人ト云ヘキヤ、雜行ヲ以テ他ニ勸ムト云ヘキヤ、未
弟ニ雜行ヲ教ユト云ヘキヤ。若雜行ナルカ故ニ修スヘカラスト云
ハ、剃髮出家・起立塔像・飯食沙門・發菩提心、此四行モ雜行
ナリ。淨家ノ行者、此四行ヲ修スヘカラ

二五ウ

スト云ヘキヤ。此四行モ上ノ三義ニ依テ修スルハ雜行ニ非ス。円

戒ノ雜行ニ非ルコトモ翫味シテ知ルヘシ。

【第五問答】

一客問テ云、今時諸檀林ニ作法受得ナシ。爾ニ今羯磨軌則ヲ行ス
ルハ異風異体也、新法ナリ。予答テ曰、自宗ノ祖師ノ遺誠ニ背キ
テ他宗ノ法ヲ行セハ異風異体⁽²⁷⁾ナルヘシ。七祖ノ遺法ヲ行スルハ祖
範ヲ貴ム也。神君ノ制條ニ遵フハ王命ヲ重ンスル也。何ソ是ヲ異
体云ハンヤ。又新法ト再興ト

二六オ

ハ、其体各別也。古來無キ事ヲ新タニ作ルヲ新法ト名ク。中絶ヲ
興隆スルヲハ再興・再建ト名ル也。喩ハ棟梁椽柱、其餘ノ家具朽
果テテ、人ノ栖コトナラヌ家有ル時、材木ヲ集メ工匠ニ命シテ修
復スルカ如シ。是ハ中絶再建也。新法ニハ非ス。今モ亦爾也。毎
年霜月円戒ノ許可ヲ渡ス。其文言ニ『黒谷古本戒儀』ノ軌則ヲ以
テ弟子誰ニ円頓戒ヲ授クト書キ、山主ノ印形ヲ押シテ渡ス。夫レ
円戒ノ傳授ハ戒ヲ授ケ戒儀ヲ以

二六ウ

テ行ヲ肝要ノ法体トス。爾ルニ師モ授ケス、弟子モ授ケス、『古
本戒儀』ノ沙汰モ無シ、棟梁椽柱朽果テ、人ノ栖ムコトナラヌ家
ノ如シ。今戒儀ニ從テ軌則羯磨ヲ行フハ是レ即チ再興也。新法ニ
ハ非ス。其レニ就テ公辺ニモ新規新法ハ御免許ナシ。古跡再建ハ

御免許アリ。新法ニ非ルカ故也。今ノ円戒モ新法ニハ非ス。再建ノ一分ナレハ大慈大悲ヲ以テ御免許アランコトヲ冀フナリ。

○問テ云、圓戒ノ傳授只今マテノ

二七オ

如ク、名字・明文・傍正・祖師一箇ノ己證ニテモ爾ルヘシ。何カ故ソ修復ヲ加フルヤ。答テ云、荒寺ニ住シテハ必ス修理ノ願ヲ起ス。人情ノ常ナリ。況ヤ今時所化ノ智恵細ニ成タル故ニ、許可ノ文言モ違スルヲ見テハ、何ト無ク疑ヲ起ス者モ有リ、或ハ師家ヲ輕シムル者モアリ、或ハ語ニハ發セサレトモ心底ニハ誹リヲ抱ク者モアリ。如法ナラサレハ信心ヲ起サス。道理極成シテ尤ナルコトナレハ所化ノ疑謗ヲ止ンカ

二七ウ

為、信心ヲ生セシメンカ為、止コトヲ得スシテ行ハント欲ス。又問師ノ御恩ヲ報セン為、又 神君ノ御條目ヲ恐ル、辺モアリ。何ントナレハ、予ハ幼年ノ比ヨリ『頌義』・『名目』ヲ拝見シ、其レヨリ浄家ノ学文ニ本ツキ、今檀林職ノ真似ヲモスルハ、偏ニ問師ノ御恩ナリ。爾ルニ『傳戒論』ノ遺法ヲ興シテ露地正統ヲ宣揚スル人モ無ク、円戒許可ノ條目ヲ挙テ『古本戒儀』ヲ弘通スル人モ無シ。問師ノ悲嘆シ玉ハンコト推シテ知

二八オ

ルヘシ。幸ナル哉、旧冬 台命ヲ蒙テ、乍レ恐聖問尊者ノ遺跡ヲ相續ス。依レ之聊カ微志ヲ起シ如法羯磨ノ材木ヲ以テ『古本戒儀』ノ再建ヲ企ント欲ス。是レ問師ノ洪恩ヲ報センカ為ナリ。次ニ 神君ノ御條目ヲ恐ル、ト云ハ、今天下四海ニ浄家繁昌ス。偏ニ 東照宮ノ威徳ナリ。殊ニ予初結城、次ニ新田、次ニ小石川、併是レ御威光ノ餘沢也。爾ニ三十五箇ノ第三條、今ハ有名無實ニ似テ、道場ノ儀式ヲモ構ヘス作法羯磨ノ聲モ絶タリ。

神君若シ御在世ナラハ何ソ之ヲ喜玉ハ

二八ウ

ンヤ。予不敏ナリトモ御恩澤ノ萬カ一ヲ謝センカ為ニ、羯磨軌則ノ形ハカリヲモ修セント欲ス。又御大切ノ御條目カヤウマテニ成リ来レリ。萬一公辺ニ響キテモ高貴ノ聞ニ達シテモ何トカ評セラレンヤ。其恐レ無キニモ非ス。又他宗ニ聞ヘテモ外聞宜シキ方ニ非ヤ。何ントナレハ他宗ニハ皆受戒アリ。無戒ノ者ヲ見テハ佛弟子ニ非ト謗ル。口惜キ次第也。此等ノ道理有ル故ニ、理ニ責ラレテ修セント欲ス。予

二九オ

カ私ノ料簡ニ非ス。

【第六問答】

一客問テ云、今時諸檀林ニ作法受得ノ羯磨ナキ所以ハ、一二ハ雜行ナルカ故ナリ。二ニハ聖道門ノ法ナルカ故ナリ。三ニハ難行ナルカ故ナリ。四ニハ異風異体ナルカ故ナリ。五ニハ新法ナルカ故ナリ。此五箇ノ過失アル故ニ嫌テ行ナハス。爾ルニ今羯磨軌則ヲ用ルハ大ナル誤ナルヘシ。予答テ云、客ノ難スル根元ハ淨土宗ヲ無戒ナル宗旨ト堅ク執スルヨリ起レリ。鸞・

二九ウ

綽・導・空・辨・然・問ノ七祖ハ淨土宗ニ非スヤ。爾ルニ此七祖、何レモ戒行ヲ具足シテ自身ニモ持チ、人ニモ授ケ、末弟ニモ勸玉ヘリ。何ソ無戒ト執スルヤ。汝無戒ト執スルハ大ナル僻見也。若僻見ヲ改テ正見ヲ得タルナラハ、五箇ノ難ハ起ルヘカラス。第一雜行ノ難ハ上ニ已ニ會シ了レリ。第二ノ難ヲ會セハ、戒ハ佛弟子ノ通法度ナレハ、聖淨二門一同ノ通禁ナリ。汝佛弟子ニ非ヤ。何ソ聖道門ニ限ルト心得タルヤ。第

三〇オ

三ノ難ハ下ニ至テ會スヘシ。淨土宗ノ戒ハ易行ノ戒也。難行ノ戒ニ非ス。今時ノ機根ニ相応スルノ戒也。何ソ難行ト云ハンヤ。第四異風ノ難、第五新法ノ難、此二種ハ上ニ會スルカ如シ。畢竟スル所ハ円頓戒ト云モ、作法受得ト云モ、羯磨軌則ト云モ、『古本戒儀』ト云モ、一体ノ異名也。是故ニ羯磨軌則ナキ時ハ円戒ニ非

ス。円戒ノ体ハ羯磨ナル故ナリ。毎年霜月、『古本戒儀』ヲ以テ弟子誰ニ授クト書テ渡スト云ヘトモ、師

三〇ウ

家モ戒ヲ授ケス、弟子モ戒ヲ受ヌ。『古本戒儀』ノ沙汰モ無シ。円戒傳授トイヘル名目ハカリニテ實ノ円戒ニハ非ス。今ハ實ノ圓戒ニ為シカタメニ軌則ヲ行ス也。³⁶實ノ戒カ宜キヤ、虚ノ戒カ宜シキヤ。外聞ト云、實義ト云ヒ、汝カ心ニ問テ知ルヘシ。

○客問テ云、名字・明文・傍正ノ傳アリ、祖師一箇ノ已證アリ。豈ニ圓戒傳授ニ非スヤ。予答云、此二種ノ難ハ下ニ至テ具ニ會スヘシ。且ラク名字等ト云ハ義理ヲ説テ示

三一オ

ス故ニ、講説ノ一分ナリ。傳戒ト云ハ戒ヲ授ルヲ傳戒ト名ク。講説ト傳戒ト其体大ニ異ナリ。戒ヲ授ケスシテ傳戒ト称スルコトハ何レノ書ニモ無キ事ナリ。次祖師一箇ノ已證ト云ハ他宗ノ以心傳心ナリ。淨土宗ノ傳戒トハ甚タ以テ各別也。又不持不犯ト云ハ元祖流義ノ圓戒ニハ非ス。元祖ノ流儀ハ十二門ノ軌則ヲ以テ、師ハ戒ヲ授ケ、弟子ハ戒ヲ受ケ、然シテ後戒ヲ持ツヲ元祖ノ圓戒ト名ク。持モアリ犯モア

三一ウ

リ。不持不犯ニ非ス。サレハコソ円光大師ハ性無作假色ヲ戒体ト

スト立玉ヘリ。此レ持犯アルノ證也。何ントナレハ無作假色ニハ持犯アル故ニ、『天台戒疏』ニ興廢章ヲ開テ持犯ノ旨ヲ述玉ヘリ。若不持不犯ナラハ何ソ興廢章ヲ立テテ無作假色ヲ論センヤ。

無作假色ト云ハ、無作ニ二種アリ。一ニハ理ノ無作、二ニハ戒ノ無作ナリ。一ニ理ノ無作トハ真如ノ理ヲ無作ト名ク

三三二オ

無作四諦ノ類ナリ。此一理ハ人ノ作ニ非ス、天ノ作ニ非ス、佛菩薩等ノ作ニ非以故ナリ。二ニ戒ノ無作トハ身口ノ營為ヲ作ト名ク。⁽³⁸⁾

第三羯磨マテハ身口ノ作業ヲ以テ戒体ヲ作り出スカ故ニ作戒ト名ク。第三羯磨以後ハ身口ノ作業無シトイヘトモ、戒体相

續スル故ニ無作戒ト名ク上來無作ヲ釈ス。此無作假ハ色聲香味觸等ノ質礙有對の色法ニ非ス。假ニ呼テ色ト名クル故ニ假色ト名ク

上來假色ヲ釈ス。無作假

三三二ウ

色ヲ四大ノ小乘ニ通ス。爾ニ此無作假色、性ヲ全シテ修ト起リタル性具ノ法ナルカ故ニ性無作假色ト名ク性ノ一字ヲ加ルニテ。台家ノ戒体トナル也。此無作假色カ作

法羯磨ノ縁ヲ待テ起ルヲ興ト名ケ、破戒ノ縁ニ由テ戒体ヲ失ヲ廢ト名ク。此義ヲ顯シテ興廢章ヲ立ツ。⁽⁴⁰⁾持犯アルコト分明

ナリ。

今四種ノ難ヲ挙ヘシ。一ニハ客ハ佛弟子ニ非ヤ。佛弟子ナラハ何ソ佛家ノ大禁ヲ嫌ヤ。二ニハ浄土宗ニ非ヤ。浄土宗ナラハ

三三三オ

何ソ七祖ノ遺法ヲ廢セントスルヤ。三ニハ譽号ヲ戴クニ非スヤ。若シ譽号ヲ戴クナラハ何ソ問師ノ條目ヲ用イサルヤ。四ニハ御當

家ノ恩澤ニ預ルニ非スヤ。若シ御當家ノ民ナラハ、何ソ東照神君ノ立玉ヘル御條目ニ背ントスルヤ。且ク此四難ヲ會セヨ。サテ客

ノ挙タル五難ハ何レモ正理ノ難ニ非ル故ニ、我レ逐一ニ會シ竟レリ。會時浄土宗ニ於テ志ナキ人モ有ヘカラス。若シ洪志ノ人アラ

ハ何ソ感激シテ

三三三ウ

此戒ヲ中興セント欲セサランヤ。予ハ壮年ヨリ此戒ニ意願有レトモ、同志ノ人希ナル故ニ空ク年月ヲ経タリ。況ヤ衰朽餘命幾ハク

ナラ子ハ、今生ノ弘傳ハ思絶タリ。冀ハクハ後來ノ賢哲扶起センコトヲ待ツノミ。

【第七問答】

一客問テ云、今時浄土宗ノ無戒ナルカ如ク、他宗モ亦無戒ナリヤ。予答テ云、他宗ハ不爾。天台・真言・曹洞・臨濟・黃檗、浄土宗

ノ中ニモ西山義、此六家ニハ毎年受戒アリ。今

三四オ

戒行ナキ宗旨ハ日蓮・一向・鎮西派ノミ也。具ニハ「四戒講義」ニ諸宗ノ受戒ヲ出スカ如シ。依之他宗ノ学徒、鎮西一派ノ無戒ヲ見テ、文旨無慚ナリト笑フト云

ヘリ。客又問テ云、『傳戒論』ヲ見ルニ、円頓戒ハ天台宗ノ戒ナレトモ、台宗ノ人失却シテ浄家ノ人はヲ得タリ。夏ヒト人天下ヲ失テ、殷人はヲ得ルカ如シ。是故ニ浄家ノ戒ハ天台正統嫡傳ノ戒ナリト大ニ自賛シ玉ヘリ。今時モ亦爾ナリヤ。予答テ云、昔シ高倉・後白川ノ時代ニハ大小乗ノ戒

三四ウ

律ニ於テ吉水大師ホトニ明ナルハ無シ。台宗ニハサホトノ達者無キ故ニ、大師ヲ拳テ三朝ノ戒師トス。是レ即チ台家ノ戒ヲ浄家ニ得タルナリ。問師ノ時代ニハ叡山ニ三千坊ノ大衆アレトモ、合戦鬪争ヲ業トシテ戒法ヲ不レ守、浄家ノ人ノミ円戒ヲ荷ヘリ。實ニ問師ノ自賛シ玉カ如ク、台家ニ之ヲ失テ我門ニ之ヲ得タリ。今時ハ不レ爾。浄家ニハ戒法絶テ台宗ニハ盛也。今天下ニ台宗ノ律院四十二箇所アリ。是レ即

三五オ

靈空律師ノ興隆ト東叡門主ノ輔翼随喜ノ力ニ依レリ。所謂四十三所トハ比叡山ニ安樂院、東叡山ニ浄名院、日光山ニ興雲院、其外安樂院門派諸國ニ四十箇所アリ。繁ヲ恐テ略ス。又東叡山當門主十重禁分受也。前ノ凌雲院大僧正實觀、當時ノ学頭凌雲院僧正徳潤、住心院、信解院此兩人ハ、院家僧正、前修学院、當修学院、此六人ハ十重禁全ナリ。此外持戒ノ人拳テ難レ計。又上来ノ四十三箇所何レモ輪主也。但シ山門・日光・東叡ハ

三五ウ

三箇年ノ輪住、其餘ハ七箇年ノ輪番ナル故ニ、院主ノ交代時ニ随テ不定也。此内ニ多分ハ絶待戒(43)ノ人ヲ院主トス。又相待戒人其数ヲ不レ知。

二百五十戒ヲ大乘円頓ノ解ヲ起シテ持ヲ絶待ノ円戒ト名ケ、梵網ノ五十八戒ヲ円頓ノ学者カ持ツヲ相待ノ円戒ト名ク。『円戒講義』ニ載スルカ如シ。

台宗ニハ律僧ハ勿論也。官僧ニモ持戒ノ人其数拳テ計ヘ難シ。依レ之王公大人ノ台

三六オ

宗ヲ信シ玉フコト至深シトイヘリ。
○夫レ佛法ヲ興隆シ僧家ヲ繁荣セシムルハ戒ニ過タルハ無シ。是故ニ智者大師ハ隋ノ煬帝ニ円戒ヲ授ケ、國王大臣恭敬セシ故ニ天台ノ教觀四海ニ溢レ万世ニ流ル。円光大師、三朝ノ天子ニ円戒ヲ授、百官宰相尊崇セシ故ニ念佛ノ教行天下ニ弘マリテ今日ニ傳ハレリ。蓋シ以ハ高貴ノ尊信ナキ時ハ僧房自然ニ衰廢ニ及フ。古今常ノ習ナリ。今時モ円戒我宗ニ興ルホトナ

三六ウ

ラハ、王宮官家ノ崇信モ年ヲ逐テ増進シ、宗門倍マス繁昌シテ三朝帝師ノ古ニモ何ソ復セサランヤ。噫、夫レ疑難未盡ノ切紙ニ粘着シテ文理明白ナル記傳ヲ捨、吉水大師ノ正輪ヲハ虚名虚説ニ属シ

テ運轉スル人モ無ク、阿師尊者ノ條目ヲハ毎年書テ渡ストイヘトモ、有名無實ニ屬シテ取り挙ル人モ無ク、他宗他門ニ聞ヘテハ無智文盲ノ謗リヲ得、公辺官府ヲ響テハ不法不埒ノ名聲ヲ招カントス。宗門ニ志アル

三七オ
人ナラハ、豈衰弊ヲ見ルニ忍ヒンヤ。

【第八問答】

一客問テ云、戒ハ身持ノムツカシキ物也。末法下根ノ機ニ不_レ契_ハ。是故ニ我大師四十三歳ニシテ止玉ヘル。實ニ爾ルヘシ。予答テ云、百年以前マテハ諸檀林ニ軌則羯磨ノ戒アル故ニ、人々通格ナリト心得テ、ヲソロシカル人モ無ク、信シテ戒ヲ受タルト見ヘタリ。百年以來ハ無戒ノ世ト成タル故ニ、戒ヲ恐ルル人ハ甚多ク、好ム人ハ至テ希也。此ハ無戒ノ風ニ薰習シテ菩薩

三七ウ

戒ノ隨行ヲ不_レ知ニ依レリ。『梵網經』ニハ國王・百官・姪男・姪女・奴婢・畜生マテニ授ケヨト説玉ヘリ。サレハ円光大師モ國王ニハ國王相應、奴婢等ニハ其機相應ニ授玉ヘルト見ヘテ、本三位重衡カ死刑ニ臨メル時ニモ授ケ、津戸コトキノ手荒キ武士ニモ授玉ヘリ。是故ニ今三聚淨戒ヲ授クル時、撰律儀戒ハ一切ノ惡ヲ止ムルカ故ニ、往生以後ニ於テ諸ノ惡業ヲ止ムヘシト誓ヲ立テ、今生ニ

テハ梵網五十八戒ノ中、

三八オ

僅ニ女姪・食肉・博奕・偷盜・殺人命・放火損生・退菩提心、此七戒ヲ誓ハシメ、又此外ニモ願フ人ニハ多少其意ニ隨テ授ク。又頓ニ止カタキ人アラハ慚々ニ止ヨト示ス律儀戒。次ニ撰善法戒ハ、一切ノ善ヲ修スルカ故ニ得生以後六度万行ヲ修セント誓ヒ、今生ニテハ僅ニ日課三千五千一萬等、多少其機ニ隨テ授ク善法戒。次ニ饒益有情戒モ廣大無邊ノ濟度ハ還來穢國ノ時ヲ期シ、今生ニテハ僅ニ説法・講論・亡者回

三八ウ

向・引導燒香、又ハ世間出世間他ノ為ニナルホドノ身口意ノ三業ヲ饒益有情ノ一分トス已上饒益戒。如_レ是ノ戒ナレハ、ムツカシキ沙汰ニ不_レ及。今時ノ下根、末世相應ノ戒門ニテ、恐ルヘキ道理モ無シ。但シ法藏・義寂・太賢等ニ依ラハ、梵網戒嚴密ニ過タリ。今時ノ根ニ不_レ契。爾ニ円光大師ノ一流ハ、天台所立ニ依ルカ故ニ緩漫ニシテ末世ニ應ス。依_レ之今元祖大師ノ素意ニ本ツキ、下根相應ノ戒法ヲ弘ムルナリ。是レ珍シ

三九オ

キ事ニモ非ス、怪シキ事ニモ非ス、異風異体ヲ現スルニ非ス、新法ノ論ニモ不_レ落。浄土宗ノ學者ニ定マリタル法式ニテ、公邊官

家ノ御法度ニ少シ日課等ヲ加へ、羯磨軌則ヲ以テ法界ノ戒境ヲ動揺シ、佛菩薩ヲ勸請シ、受者ノ身内ニ納得スルマテナリ。

○圓頓戒ハ最上微妙ノ法ナルカ故ニ、一度身内ニ納得シテ以後ハ念々ニ増進シテ、摂律儀戒ノ至極ハ煩惱生死ヲ尽シテ法身如来ヲ成シ、摂善法戒ノ至極ハ萬

三九ウ

行ノ因ニ報フテ報身如来ト顯レ、饒益戒ノ究竟ハ随類應化スル故ニ應身佛ヲ成就ス。依レ之三聚淨戒ヲ受タル人ハ三身圓滿ノ因行ヲ種植ス。縱令今日受テ明日破ルトモ、無戒ニハ勝レリ。志アル人ナラハ求ムヘキノ法ナリ。

【第九問答】

一客問テ云、⁽⁴⁸⁾女肉・博・偷等ハ出家タル者ノ定法ナレハ、縦ヒ戒ヲ不_レ受トモ禁スヘシ。豈ニ事新シキ受戒センヤ。又作法受得ハ今時諸檀林ニ無キ事ナレハ、人皆怪シキ事

四〇オ

ト思ヒ、或ハ子細ラシキト謗ルヘシ。又今時ノ人ハ下根ナレハ、惡ヲ止ムル人希也。止メカタキ人ニ教ユルハ勞シテ功ナシ。円戒ハ無益ナルヘシ。予答テ云、難ニ三種アリ。一ニハ受戒ニ及ヘカラス。二ニハ子細ラシキト謗ル。三ニハ勞シテ功ナシ。此三難ヲ拳テ作法受得ヲ廢セントス。婦スル所ハ無戒ヲ淨家ノ本式ト執シ

テ佛弟子ノ本意ヲ審ニ辨セサルヨリ起レリ。且ラク第一ノ難ヲ會セハ、先ツ善ト戒トノ

四〇ウ

不同ヲ知ルヘシ。夫レ女肉・博・偷等ハ出家ノ禁スヘキ道ナレトモ、不受シテ持ツヲハ善ト名ケテ戒ト不名_{此レ即チ世善}。受ケテ持ツヲハ善トモ名ケ戒トモ名ク。爾ニ世善ト戒善ト勝劣強弱天地ノ異アリ、又外道内道ノ異アリ、又在家出家ノ異アリ。一ニ勝劣異ト云ハ、先ツ戒ヲ受クルニハ加行_{三千礼ヲ修シテ罪垢ヲ尽ク消滅ス}、勸請_{佛菩薩ヲ虚空、誓願}盡未來際、此戒ヲ違犯セシト、羯磨_{聖説ノ如クニ乘シテ諸佛ノ身内ニ在。誓ヒ、上求ヲ誓ヒ下化ヲ誓フ。}戒体ヲ行者ノ身内ニ納得セシム。此四種

四一オ

ヲ肝要トス。此中加行ト誓願トハ内因也。勸請ト羯磨トハ外縁也。内外因縁和合シテ戒体ヲ發得シタル時_{此ノ戒体ヲ無作假色ト名ク}、此戒体、刹那々々ニ増進シテ佛果マテニ相續シ、成佛已後無邊ノ大用ヲ起スナリ。但シ聲聞戒ハ尽形壽ト誓テ尽未來ト不_レ誓、又上求ヲ願ハス、下化ヲ願ハス。偏ニ自利ト無餘涅槃トヲ期スルカ故ニ小戒ト名ク。爾ニ小戒ノ狭劣ナルスラ世善ニ勝レルコト遙ニ遠シ。況ヤ世善ヲ

四一ウ

以テ大戒ニ比センヲヤ。勝劣強弱推テ知ルヘシ。如_レ是シテ大戒ヲ發得シ竟レハ、等覺大士ノ戒體ト今日新受者ノ

戒體ト全ク一同ニシテ毫髮モ無^レ異。何トナレハ一切ノ惡ヲ止ン
ト誓ヒ撰律、
戒律一切ノ善ヲ修セント誓ヒ撰善、
戒善一切衆生ヲ度セント誓
フ撰衆。此三誓等覚ニ同スル故ナリ。但シ隨行ニ不同アリ今日ノ受者ハ
僅ニ三聚ノ中
ノ少分ヲ持テ、
等覺ハ全分ナリ。喩ハ藏ノ内ニ一切ノ財物ヲ藏テ置クト

四二オ

イヘトモ受體ノ欠減、
ナキニ喩フ今日当用ノ物ハカリヲ出シテ用ルカ隨行ニ多少ノ不
同アルニ喩フ
如シ。既ニ等覺ノ薩埵ニ同ス。功德ノ勝レタルコト知ンヌヘシ。

受ル時ヲ受體ト名ケ、持ツ邊ヲ隨行ト名ク。羯磨ノ句ニ淨戒
學処已受已學已解已行已成等トイヘリ。淨戒ト受トハ受體ナ
リ。學処ト學トハ隨行ナリ。學ノ中ニ解行アリ。成トハ成佛
ナリ。

サレハ戒善ニハ如^レ是ノ義アレトモ、世善ニ

四二ウ

ハ如是ノ義ナシ。爾レハ善體ニモ力用ニモ勝劣高下雲泥ノ異アリ。
二ニ外道内道ノ異ト云ハ、世善ハ外道ニモアリ十善ヲ持
ツノ類也。戒善ハ佛
弟子ニ在リ。佛弟子ナラハ戒善ヲ求ムヘシ。何ソ作法受得ヲ嫌ハ
ンヤ已上、第一ノ難ヲ會シ竟ル。此中。
ニ在家出家、異ハ下ニ至テ辨スヘシ。次ニ第二難ヲ會セハ、其法ヲ知ト不
知トノ異ナリ。喩ハ茶ノ湯膳方ノ類、其道ヲ知レル人ハ此一道ニ
闇ケレハ人倫ニ非スト思フ。不知人ノ眼ヨリ見ル時ハ無益ノ財

四三オ

ヲ用ヒ、無益ノ暇ヲ費シ、又ハ子細ラシキト詠ムル人モアリ。サ
レハ當時山門・東叡ノ台徒・臨濟・曹洞・黃檗・西山ノ僧徒ハ、年々
受戒ニ薰習セシ故ニ、子細ラシキト謗ル者モ無ク、怪ミ驚ク人モ
無シ。佛弟子ノ修スヘキ法ナリト尊トム人ハ有レトモ、癡セント
スル者ハ無シ。是レ即チ其道ヲ能ク知レル故也。依^レ之無戒不律
ノ僧徒ヲ見テハ、佛弟子ニ非ス、文盲不學ナリト謗ル也。茶人カ
茶ヲ不^レ知者ヲ見テ笑ヒ謗ルカ如

四三ウ

シ。今作法受得(49)ヲ子細ラシキト謗ルハ如法ノ道ヲ不^レ知故也。機
ノ失ニシテ法ノ失ニ非ス。喩ハ幼年ヨリ氣隨ニ長タル者ニハ、
何ホト如法ナル事ヲ示ストイヘトモ、氣ノ詰ル事ナレハ少モ承引
セサルカ如シ。此レ即チ氣隨ニ薰習シタル病ヒ、イマタ愈サルカ
故ナリ。今モ亦爾ナリ。年來無戒ニ薰習シタル故ニ痼疾ト成テ治
スルコト不^レ能。ヤヤモスレハ戒行ヲ癡セントス。此レ亦機ノ失
ニシテ法ノ失ニ非ス。靜ニ熟

四四オ

慮シテ知ルヘシ以上第二難。
ヲ會シ竟ル。次ニ第三難ヲ會セハ、今時下根ニシテ煩
惱熾盛ナレハ、縦ヒ受戒シタリトモ如法ニ持ツ人ハ至テ希ナルヘ
シ。多分ハ假名ノ受戒ナルヘシ。爾レトモ千ノ中二十ヲ得、百ノ
中二一ヲ得ルトモ、若シ其人有ラハ其法ヲ退代ニ留ルヘシ。此徳

用大ナル事ナルヘシ。豈全ク功ナシト云ハンヤ。喩ヘハ弟子十人有ンニ、不器量ナリトテ打捨ヲカバ、末ニハ何者ニカ成ランヤ。無益ノ指南ト思ナカラ

四四ウ

モ指南スレハ相應ノ寺ヲモ持チ、或ハ檀林ニ住スルモ有ヘシ。打捨ヲカカ手柄ニモ非ス。今ノ円戒モ爾ナリ（51）。縦ヒ一人ヲ得ルトモ百人ニ當ルホトノ者有ルマシキニモ非ス。又剃髮染衣ハ必シモ出家ニハ不限、在家ニモ在リ（僧頭ノ円キハ醫師・茶道坊主等ニモアリ。黒衣等ヲ着スルハ賣。圓ノマニス。願人ニ向宗妻普坊主・山伏・座頭等ニモアリ。剃髮同時ニ受。剃髮染衣ノ上ニ戒ヲ持ツヲ出家ト名ク。戒ナキ時ハ僧ノ體ヲ不レ成故也。サレハ昔ハ剃髮同時ニ受戒セリ（空祖ハ十五歳、鎮西ハ十四歳。記主ハ十六歳、剃髮同時ニ受

四五オ

爾レハ剃髮染衣シタル驗ニハ具持不具持ノ異アリトモ、一戒ニテモ受クルカ本式ナリ。嫌フハ佛弟子ノ本意ニ非ス。此外二十三ノ利益下ニ至テ辨スヘシ（以上第三難。上來ノ三難ハ何ヨリ起ルヤト云時、鸞・綽・導・空・弁・然・問ノ七祖、何レモ作法受得ノ戒ヲ行ナヒ玉フ事ヲ不レ知シテ、浄土宗ハ無戒ナル物ト堅ク執スルヨリ起レリ。又佛弟子ノ

四五ウ

通法度ニシテ他宗ニハ今時盛ンニ行ハルル事ヲ不レ知ヨリ起レ

リ。空祖・尚師ノ戒行ヲ深く探リ得タラハ自然ト疑難ハ消スヘシ。昔ハ真言・天台ニ不如法ナル僧侶甚多カリシカトモ、近年真言ニハ覚彦以来、天台ニハ靈空以来、大僧沙弥多出テ、彼両宗ニハ出家ノ本式ヲ知レル人天下ニ漲レリ（ハヒ）。此レハ弘法・傳教何レモ比丘戒ノ人ナルカ故ニ、末弟タル者祖風ヲ興サント励ム故ナリ。我宗ニモ空祖・尚師ノ荷擔

四六オ

シ玉フ法ナレハ、祖風ヲ興サント励ム人有ルマシキニモ非ス。○問テ云、縦ヒ何カ程励タリトモ末世ノ下根争テカ輒スク（イカ）婦伏セシヤ。答テ云、不レ爾（ヲ）。他宗モ末世ニ非スヤ。興ス人有レハ興ルナリ。アナカチ二時節ノ咎ニモ非ス。我宗ニモ機熟時至リ、志アル人有テ、此法ヲ興隆セハ、人皆出家ノ本式ヲ承知シテ他宗ニモ劣ルヘカラス。元祖ノ遺法ヲ廢セントモ言フヘカラス。

【第一〇問答】

一客問云、浄土宗ハ三学無分ナリ。故ニ元祖（53）

四六ウ

モ末法無戒ト宣ヘリ（ノ玉）「御傳」ニ敷玉ヘル席（タタ）。何ソ無分ノ機ニ對シヌ。末法ノ時ニ當ツテ圓戒ヲ授クルヤ。是レ機ヲ過チ時ヲ不レ知ノ失アリ。予答テ云、此難ニ二種アリ。一ニハ三学無分、二ニハ末法無戒ナリ。且ラク第一ノ難ヲ會セハ、三学無分ト云ハ奪釈ナリ。

上品戒ノ機ナキニ約ス。爾レトモ與ヘテ云フ時ハ中下品ノ機アルカ故ニ。此機ニ約セハ有分ナル故ニ、元祖モ中下品ノ機ニ對シテ圓戒ヲ授ケ玉ヘリ。今時

四七オ

モ爾ナリ。現ニ中下品ノ機有ルカ故ニ授クルナリ。機ヲ過ツニアラス。

上品ノ戒ト云ハ、戒ニ由テ定恵ヲ起シ惑ヲ斷シ理ヲ證ス。此機ハ三学具足シテ入聖得果スル故ニ戒ヲモ上品ノ戒ト名ク。爾ルニ末法ノ世ニハ三学具足ナリカタキ故ニ、此土入聖スル人ナシ。此機ノ為ニ淨土ノ法門ヲ設タル故ニ淨土門ノ機ヲ三学無分ト名クルナリ。次ニ中品ト云ハ、定

四七ウ

恵ヲ起ス程ノ力モナシト云ヘトモ、戒行全備シテ違犯ナキナリ。次ニ下品ト云ハ、勇猛精進ニ持ツ事不能ト云ヘトモ、分ニ隨テ或ハ全受或ハ正見ニ住シテ戒ヲ修スル也。今時末法ニテ定恵ヲ起ス人無ケレハ、実学無分ナレトモ戒ニハ中下ノ機有ルカ故ニ圓戒ヲ授クルナリ。

戒ヲモ上品ノ戒ヲ發得スル事不能、定恵ヲモ起ス事成ラヌ人ヲ指シテ三学無分ト⁽⁵⁵⁾

四八オ

名クルナリ。爾ルニ三学無分ナルカ故ニ戒ヲ持ツ事勿レ授ル事勿レト制止シタル義ニ非ラス。若シ偏ニ三学無分ナルカ故ニ圓戒ヲ授クヘカラスト云ハハ、元祖大師ハ何カ故ソ淨土門ノ人ニ授玉フヘルヤ、機ヲ過ツト云ヘシヤ。汝、中下ノ機有ル事ヲ不知、三学無分ヲ辞^{コトハ}ノ種トシテ偏ニ圓戒ヲ廢セントス。汝、却テ機ヲ過ツテ非スヤ。

○次ニ第二難ヲ會セハ、末法無戒ト云ハ末法ノ中ニモ極末ニ迫レル三宝

四八ウ

滅尽ノ時ヲ指ス。今時ハ初末ノ半ニ當ツテ、イマタ中末ニモ至ラサレハ、全分無戒ノ時節ニ非ス。其證據ハ現ニ當世ヲ見ルニ、有戒無戒雜居セリ。全ク無ノ時節ニ非ル故ニ圓戒ヲ授クルナリ。

末法一萬年ヲ三分ニシテ最初ノ一分ハ初末也。次ノ一分ハ中末也。後ノ一分ハ極末也。今時ハ末法ニ入テ以來千七百年經タリ。是レ初末ノ半ニ當レリ。全分無戒ノ時節ニ非ス。

四九オ

元祖ノ末法無戒ト仰ラレタルハ、三法滅盡ノ世ニハ戒行モ一向世ニ絶タリ。其時ノ衆生ハ極悪人ナレトモ念佛スレハ往生ヲ得。其義ヲ顯サントシテ末法無戒ト宣^{ノベ}玉ヘリ。末法無戒ナルカ故ニ今時ノ衆生ニ戒ヲ授クル事勿レト云ヘリ。義ニ非ス。若シ末法無戒ナ

ルカ故ニ戒ヲ授クヘカラスト云ハハ、元祖ノ時代モ末法ナリ。何カ故ノ圓戒ヲ授ケ玉ヘルヤ。若シ汝カ解ノ如クナラハ、元祖大師ヲモ時機ヲ不^レ知

四九ウ

人ト云ヘシヤ。サレハ現ニ當世ヲ見ルニ他宗皆戒行有。全分無戒ノ時節ニ非ス。爾ルニ汝末法無戒ト云ヘルヲ辞トシテ圓戒ヲ廢セントス。汝却テ時機ヲ不^レ知ナリ。

【第一一問答】

一客問テ云、名字・明文・傍正ト云ヘルハ、是実ニ傳戒ナリヤ。予答テ云、講説ト傳戒ト其体各別也。傳戒トハ戒ヲ授クルヲ云也。名字・明文・傍正ハ其義理ヲ説示ス。是講説ノ一分也。傳戒ニハ非ス。

五〇オ

名字ト云ハ圓頓戒三字ヲ釈スル也。明文ト云ヘルハ天台大師『玄義』ニハ『法華』ヲ引キ、『止観』ニハ『梵網』ヲ引テ圓頓戒ノ證トス。傍正ト云ヘルハ彼ノ二經ニ於テ傍正ヲ示スヲ云フ。皆講説⁵⁶ノ一分也。

傳戒ト云ハ現前ノ師カ不現前ノ師ノ身内ニ在ル戒体ヲ羯磨ノ威力ヲ假テ受者ニ渡スヲ傳戒ト名クルナリ。戒体ノ取次ヲスルヲ傳戒ト名ク。サレハ他宗ニテハ

五〇ウ

戒ヲ授クル人ヲ傳戒ノ師ト称ス。羯磨軌則無キ時ハ傳戒ノ師ト不^レ称。

現前ノ師ト云ハ高座上ノ師ヲ云也。不現前ノ師ト云ハ虛空中ニ勸請セル冥ノ五師ヲ云フナリ。實ノ戒師ハ釈迦如来ナリ。

現前ノ師ハ実ノ戒師ニ非ス。傳戒ノ職分ヲ勤ムルマテ也。毎年霜月、諸檀林ニ於テ傳戒沙門何譽誰ト書キ、其前文ニハ『古本戒儀』ヲ以テ弟子誰ニ授クト書キ、慥ニ印形ヲ押シテ渡ス

五一オ

ト云ヘトモ、作法羯磨無キ故ニ即チ有名無実ナリ。聖人ハ不^アレ^ナト^ラ二^ヘ鰥寡^ヲ一^ト云ヘリ。年臘未滿ノ幼僧ハ鰥寡孤獨ノ賤キ者ニ同スト云ヘトモ、侮リ欺キテ快キ人モ有ルヘカラス。心アル人ハ不^レ欺^カヲ願フト云ヘリ。今他宗ノ受戒ヲ見ルニ皆實ノ受戒ナリ。淨家ノ人ノ様子ヲ見テ笑ヒ謗ルモ尤ナリ。サレハ今時天台宗ニ戒ヲ授クル作法ヲ云ハ、行者先ツ三千禮ヲ修シテ前加行トス^{天台・眞言・曹洞}

臨濟・黃蘗・西山、何レトモ加行ハ三千禮ナリ。勸請誓願羯磨等ニ少ク

五一ウ

不^同ア^レト^モ大^ナリ。入道場以後作法ニ多種有レトモ、勸請、誓願^ト羯磨^トヲ肝要トス。陳情乞戒等ハ大体諸宗一同也。具ニハ『戒儀』ノ如シ。サテ無戒ノ人ハ戒師ト成ル事不^レ得、少分ニテモ身内ニ戒有人ヲ戒師トス。但シ有戒ノ人ニ二種アリ。自誓受ノ人モ有リ、從

他受ノ人モアリ。何レニテモ有戒ノ人ヲ以テ傳戒ノ師トスルナリ。
○サテ今時浄家ニ戒ヲ求ムル人アレトモ、自宗ニ於テ戒無キ故ニ
或ハ東叡山ニ登テ密ニ受

五二オ

クルモ有リ、或ハ真言宗ニ從テ受ルモ有、或ハ上京シテ受ルモ有
リ。浄土宗ニ戒ナキ故ニ自然ト恥辱ヲ晒ス。外聞善キ方ニ非ス。
昔シ圓光大師、戒徳高キカ故ニ諸宗ノ碩徳皆信伏シテ得戒セリ。
其後台宗ニ圓戒絶タル故ニ叡山ノ惠尋和尚、浄家ニ來テ受セリ
此惠尋ノ法流今ニ残テ、彼坂。本西教・來迎ノ兩寺ニ在リ。 今時ハ靈空大力量ノ人ナル故ニ只台教ヲ弘通
スルノミナラス、圓戒亦四海ニ漲リテ他宗異門ノ人ヲモ靡カシ、
王侯官家ノ⁽⁵⁷⁾

五二ウ

尊敬ヲ引クホトニ成レルモ、一宗ノ長タル門主輔翼ノ力ヲ加フル
ニ依レリ。浄土宗ニモ機熟シ時至テ隨喜宣揚スル人アラハ、龍ノ
水ヲ得タルカ如ク、豈天下ニ布サランヤ。惜哉空祖ノ明珠、阿師
ノ夜光、終ニ東叡ノ奇珍ト成テ、早く朝家ノ軒冕ヲ照シ、十八伽
藍ノ緇林ニハ聲モ無ク臭モナク、他宗ニ慢ラレ、王公ニ輕シメラ
レ、快キ方ニハ非ス。⁽⁵⁸⁾

【第二二問答】

一客問テ云、祖師一箇ノ己證ト云ヘルハ實

五三オ

二浄土宗ノ戒也ヤ。予答テ云、此己證ト云ヘルハ台家ノ理戒ト禪
家ノ以心傳心ヲ取り合タル物ト見ヘタリ。吉水大師ノ圓戒トハ大
ニ異ナリ。台家ノ理戒ト云ハ真如ノ理性ニ戒ノ名ヲ立タリ。此一
理ハ牛馬六畜蠢動含靈性徳本具ノ理性ナレハ、持モ無ク犯モ無シ。
故ニ人々具足箇々圓成不持不犯ト云ナリ。サレハ此理戒ハ作法受
得ノ法ニ非ル故ニ吉水流ノ戒ニ非ス。次ニ傳々スレトモ傳不受、
説々スレトモ説不

五三ウ

得、傳ト云ヘトモ不傳ノ傳ト云ヘルハ、禪家ノ以心傳心ニ同シ。
此ハ百年モ坐禪シテ悟リ得ズンハ顯シ難シ。今ノ受戒ノ所談ニ非
ス。吉水大師ノ圓戒ハ十二門ノ軌則ヲ以テ作法受得シ、麤強ノ惡
ヲ止テ正見ニ住シ、三心ヲ相續シ念佛ヲ増進セシメン爲ニ授クル
ノ戒ナレハ、無作假色ヲ戒体トシ、持モ有リ犯モ有リ、不持不犯
ニ非ス。天台『戒疏』ニ興廢章ヲ立テ持犯有ル事ヲ示ス、此意ナ
リ。何レ

五四オ

ノ比ヨリカ他宗所談ノ以心傳心ヲ取り來テ我宗ノ圓戒ニ取合セ、
理戒ヲ以テ作法受得ニ混同ス。此レヨリ弥惡見ヲ增長シ、不法不
埒ノ者トナル。圓光大師ノ圓戒ニ比スレハ黑白天地ノ相違ナリ。
擇法眼ノ人ナラハ假リニモ初学ノ人ニ示スマシキノ法ナリ。病藥

相違スル故ナリ。

【第一三問答】

一客問テ云、布薩戒ハ宗門第一ノ妙戒、即チ是一向専修ノ妙戒門也。故ニ經ニハ一向専修ト説キ、釈ニハ一向専称ト判ス。一向

五四ウ

トハ不_レ雜_ニ餘行_ヲノ謂ナリ。故ニ『禮讚』ニハ不_レ雜餘業ト釈セリ。

依之圓頓戒ハ布薩戒ノ障ト成ル。何ソ円戒ヲ勸ルヤ。予答テ云、鸞・

綽・導・空・辨・然・罔ノ七祖皆是戒行具足セリ。若汝力解ノ如

クナラハ、彼ノ七祖ハ一向専修ニ非ルヤ。今家大師ハ護_ニ持_{シテ}戒

品_ヲ、纖毫モ不_レ犯ト云ヘリ。此戒品ハ四分ナリ四分トハ二百五十戒也。具

十一丁。『業疏』・『資持』
記ヲ引テ辨スルカゴトシ。故ニ『般舟讚』・『觀念門』ニハ比丘善導撰ト

書玉ヘリ。假名ノ比丘ニ非ス、實ニ具戒ノ大僧

五五オ

ナリ。次ニ圓光大師ハ相待・絶待ノ二戒ヲ持ス中ノ川ノ實範ニ絶待ノ比丘戒

卷九ノ。其餘ノ五祖ノ戒行、恐_レ繁略_レ之_ヲ。此等ノ諸祖戒行ヲ持

スト云ヘトモ一向専修ノ人ナリト名ク。

○問テ云、前難未_レ去、既ニ言_ニ不_レ雜餘業ト、何ソ餘業ヲ雜ヘ

テ戒律ヲ行スルヤ。答、餘業ニ二種アリ。止善ト行善ト也。行善

ハ念佛ヲ障ルカ故ニ斥_レ之_ヲ。止善ハ念佛ヲ不_レ障、却テ大増上

縁トナル。是故ニ勸ムル也。止善トハ戒行ヲ云フ也。

五五ウ

三業ヲ運ンテ修スルヲ行善ト名ク。身ニ餘佛等ヲ禮シ、口

ニ『法花』ヲ讀ミ真言ヲ誦シ、意ニ阿字ヲ觀スル等ナリ。此

等ノ行ハ念佛ヲ障ルカ故ニ斥_レフテ不_レ雜_ニ餘業_ヲト釈シ玉ヘ

リ。次ニ止善ト云ハ身口意ノ三業ヲ運ンテ修スルノ行ニ非ス。

身口意ニ起ルヘキ惡業ヲ止テ居ルマテノ行ナレハ、少シモ念

佛ノ障ト成ラス。女・肉・博・偷等ヲ止ルカ故ニ弥_ニ三業清淨

ニシテ、三

五六オ

心モ相續シ念佛モ増進ス。布薩戒ノ為ニハ勝レタル増上縁ニ

シテ最上至極ノ助業ナレハ、『選_レ択集』ニハ異類ノ助業ト名

タリ。今圓頓戒ヲ勸ムル事ハ布薩戒ノ妙行ヲ乃至臨終ノ時マ

テニ念佛不捨ニ相續シ清淨業ヲ成就セシメント也。何ホト

布薩戒ヲ受タリトモ造惡ヲ不_レ恐_レシテ惡見ヲ増上シ三心モ絶

果、念佛ヲモ廢却セハ、宗門最上ノ名ノミ有テ、實無ク空談

五六ウ

虚設ノ布薩戒ナルヘシ。吉水大師ノ語ニ小罪ヲモ不_レ犯ト思

ヘト誠玉ヘルハ、本願ニ誇テ造惡ヲ不_レ恐、於罪無過ノ惡見

ヲ起シ、三心ヲ退廢シテ那落ノ業ヲ造ン事ヲ恐レ玉フカ故也。

若シ有眼ノ人、止善ハ念佛ヲ不_レ障、却テ称名ノ増上縁ナル

事熟察翫味セハ、不_レ雜餘業ノ釈ニモ迷フヘカラス、圓戒モヲ

嫌フヘカラス。

客又問テ云、一向専修ト云ヘル一向ハ餘

五七オ

行ヲ簡フ詞也。一分モ圓戒ヲ修セハ一向ノ言ニ違ス。予答テ云、一向ニ二種アリ。一ニハ但念佛ノ一向、二ニハ助正兼行ノ一向ナリ。餘善スラ簡ンテ捨ツ、況ヤ餘惡ヲヤ。一切ノ惡業ヲ起サスシテ十萬二十萬、昼夜無間ニ修スル行者ヲ但念佛ノ一向ト名ク。近代ニテ云ハ、無能和尚昼夜無間十萬以上、常座不臥七十二件ノ條目ヲ守テ、一切ノ諸惡ヲ制斷ス。⁽⁶³⁾當時比丘戒ノ人モ不_レ及勇猛ナリ。但シ此等ノ人ハ古今

五七ウ

無類也。爾ルニ末代ハ下根ナレハ、助業ナクテハ念佛相續スマシキヲ鑑玉フニヤ。天親ハ五念門ヲ立、今家ハ五正行ヲ開テ助業ヲ勸メ、空祖ハ異類ノ助業マテヲモ許ス。爾ル時ハ五正・五念乃至異類ノ助業ヲ修スト云ヘトモ一向専修ト名ク。一向トハ餘方・餘土ノ往生ヲ不_レ願、偏ニ西方ノ往生ヲ期スルカ故ニ一向ト名ク。一向ノ言ハ純極樂ノ行ニ約ス。其中ニ助正ヲ分ツ時ハ本願称名ヲ正定業ト名ケ、四種ノ助

五八オ

業禮拜・讚嘆・觀察・及異類ノ助業剃髮出家・具諸戒行・起立塔像等ヲ助業ト名ク。サレハ今家

ハ具足戒ノ大僧ニテ、或ハ十萬卷ノ『弥陀經』ヲ書写シ、六時禮讚ヲ修シ、淨土ノ變相ヲ圖シ、壞寺壞塔ヲ營造シ、空祖ハ相待〔疑網〕ノ、絶待〔四分〕ノ二戒ヲ受持シ、廣ク圓頓戒ヲ四衆ニ授ケ、五十八戒毎日三卷ノ『阿弥陀經』、或ハ写經、或ハ禮讚〔後白河法皇十三年〕等ヲ修ス。是_レ即_チ助正兼行ノ人ナリ。而レトモ一向専修ト名ク。純極樂ノ行ナルカ故ナリ。例セハ

五八ウ

妙楽ノ戒ニ無_二大小_一由_二受者ノ心期_ニト_一積セルカ如ク、今モ亦爾ナリ。行_ニ無_二專雜_一由_二行人ノ心期_ニト_一念佛ノ助業トナル時ハ圓戒等ヲ雜行ト不_レ名、西方ヲ期スル時ハ專修ノ助行ト名ク。導・空兩祖是其證ナリ。汝但念佛ノ一向ナラハ、何ソ諸惡ヲ廢捨シテ昼夜無間十萬二十萬ヲ修セザルヤ。若_シ助正兼行ノ一向ナラハ何ソ祖訓ニ背テ圓戒ヲ嫌フヤ。吉水大師『大經私記』ニ三義ヲ立ツ。一ニハ但念佛、二ニハ助念佛、三ニハ但諸行ナリ。

五九オ

今ハ第一第二ニ約シテ一向ノ義ヲ成ス。
○百年以來無戒ノ世ト成リ、人皆無戒ニ薰習シ自然ト出家ノ風儀ヲ失ヒ、或ハ歌舞觀聽、或ハ圍碁・將棋・美食・乱酒、或ハ立花・茶湯・蹴鞠・誹諧、種々ノ遊興ヲハ不_レ嫌シテ出家ノ修スヘキ戒行ヲハ嫌フ。縦ヒ雜行ナリトモ廻スレハ往業ヲ成ス。縦ヒ何_カホト藝術ニ熟セリトモ遊藝世務ハ往業ヲ不_レ成。多クハ惡無過ノ僻見

ヲ引キ起シ、造悪ヲ不_レ恐、正見ヲ破壊シ種々ノ異執ヲ生シテ、

五九ウ

或ハ雜行ノ言ニ本ツキ、或ハ一向專修ノ一向ニ迷ヒ、但念佛ノ行者ニモナラズ、助正兼行ノ行人ニモナラズ、兩祖ノ遺範ヲモ不_レ顧、了譽上人ノ條目ヲモ廢忘シ、東照神君ノ法令ヲモ不_レ察セ。圓戒ヲ中興セント欲スル人無_レハ、三業ノ悪ヲ恣ニスル人多ク、終ニハ王公大人ノ聽ニ達シテ宗門ノ衰弊ヲ招ントス。先年増上寺ニ律院有リヤト尋玉フモ、東叡ノ如法如律ヲ聞メサレテ、其レヨリ起リタルト云_レリ。隱シ目

六〇オ

付ト云者有テ、如法ノ場所不如法ノ場所ヲ一ニ微細ニ達スルカ故ナリト云ヘリ。其レ僧宝ハ俗家ノ不如法ヲ制止スル職分ナリ。爾ルニ在家ノ人ヨリ吟味セラルルハ僧家ノ本意ニハ非ス。台宗ニハ靈空アリ、天下ノ台家ヲ統一シテ終ニ朝家官廷ヲ動かセリ。是即圓頓妙戒ノ力ナリ。元祖モ四十三歳ニテ圓頓ノ妙戒ヲ閣キ玉フ事ナラハ、何ソ能ク三朝ノ戒師ト成テ天下四海ヲ動サンヤ。自他ノ宗徒ヲ伏セ

六〇ウ

シモ圓頓戒ノ威力ナリ。無戒無慙ノ御身ナラハ何ソ戒師ト成ルコトヲ得ンヤ。百年以來無戒ヲ執スル心ヨリ妙法輪ヲ遮抑シテ官家

ノ諷諫ニ及ヘルモ快_コ方ニハ非ス。

【第一四問答】

一客問テ云、淨土門ノ教行ハ易行易修ヲ本意トス。爾ルニ戒ハ難行ナリ。今圓戒ヲ勸ムルハ宗ノ意ニ契ヘカラス。予答テ云、難易ハ相對ノ法ニシテ望々不同ナリ。若シ二門相對セハ聖道門ノ戒ハ難行ナリ。自

六一オ

力ヲ以テ惑ヲ断シ此土入聖ヲ期ス。是レ極テ難キカ故ナリ。淨土門ノ戒ハ易行ナリ。他力ニ依ルカ故ニ煩惱ヲ不_レ断シテ往生淨土ヲ期ス。是レ至テ易キカ故ナリ。依_レ之ニ縦_レ三千ノ威儀戒ヲ具ストモ易行道ノ戒門ト名クルナリ。若シ淨土門ノ中就テ難易ヲ論セハ、四分ノ戒ハ修シ難ク二百五十七戒等、梵網戒ハ行シ易シ五十八戒ノ内機分相應ニ持

六一ウ

故ニ。元祖大師、梵網戒ヲ授玉フハ末世ノ根ニ契テ修シ易キカ故ナリ。但シ梵網戒ノ中ニ難易ヲ云ハハ、全受ハ難ク分受ハ易シ。今分受ヲ勸ル故ニ僅ニ女・肉・博・儉・殺人等ノ七戒ヲ授ク經戒モ作無義戒ノ中ノ一分ナレハ是モ分受ノ中ノ分受ナリ。博奕モ虛難シ。女姪ニ限ルハ分受ノ中ノ分受ナリ。博奕モ虛難シ。作無義戒ノ中ノ一分ナレハ是モ分受ノ中ノ分受ナリ。此レ即今時ノ機分ニ投センカ爲ナリ。又律僧ノ戒ハ難ク、官僧ノ戒ハ易シ。今ハ官僧ニ授クル故ニ鼠衣ヲ着セシタルニモ非ス、不過中食ヲ教フルニモ非ス。只是

出

六二オ

家相應ノ身ト成テ正見ニ住シ、因果ヲ信シ如法ニ念佛シ、修学増進シテ在家ノ信ヲ不_レ破、他宗ニモ笑ハレズ、高貴ニモ侮_レス、自ヲ修、他ヲ導キ、宗門弥々繁榮シ、我門ノ花ヲ開シメントナリ。是難行ノ戒ニ非ス。易行易修ニシテ浄土宗門相應ノ戒ナリト心得。圓頓戒ヲ廢セントスルハ空祖ノ素意ヲ不_レ探ラ、梵網戒ノ随行ヲ不_レ辨ヘカ故ナリ。『大原』云、於_テ細隱罪_ニ一_ニ聖道浄土_ニ門ノ行者、雖_レ難_ニ制止_シ於_テハ_ニ龜強罪_ニ一_ニ門同_ク制_レ之_ニ已上第十_。

六二ウ

今大師ノ意ニ準シテ僅ニ龜強ノ七戒ヲ授ク。但シ意樂ニ随テ十重六八ハ全受_レハ分受、応_レ求_ニ授_ク之_ヲ。又天台ノ意、梵網戒ハ道俗通受ト云ヘリ。是故ニ在家ニハ在家相應ノ戒アリ。昔ハ在家ノ人ニモ授タル故ニ今ニ於テ結縁相承ノ譜脈有リ。此レ即百年以前諸檀林ニ受戒アルノ證據ナリ。

○問テ云、戒ハ律僧ノ行事ナリ、官僧ハ無戒ヲ本トス。官僧若シ戒ヲ執リ行ナヘハ、必ス律僧風ニ成ツテ浄家ノ風儀ヲ損ス

六三オ

ルナリ。答テ云、鎮西・記主・阿師ハ官僧ナリ。然ルニ戒行ヲ具足セリ。浄家ノ風儀ヲ崩_クタル沙汰モ無シ。又今時曹洞・臨濟・黄檗ニハ律院ナシ。皆官僧ナリ。爾ルニ毎年受戒アリ。又天台・真言・西山ニモ官僧寺_ニ受戒アリ。官僧無戒ト云ヘルハ埒モ無キ料

簡ナリ。但シ律僧ノ戒ハ四分ノ戒ナル故ニ、衣鉢・水瓶ヲ護リ鼠衣ヲ着シ不過中食ヲ持ツ。官僧ノ戒ハ梵網戒ナルカ故ニ、鼠衣ヲ着スルニモ非ス、不過中食・鐵鉢・水瓶ノ

六三ウ

沙汰ニ及ハス。三聚淨戒ノ内ニテ多少意樂ニ任セ、官僧ニテ障ラヌホトノ戒ヲ受クルナリ。表向ハ常ノ僧ニ異ナルコト無ク、内心ニテ出家相應ノ戒ヲ受クルナリ。律僧風ニ成テ宗旨ノ風儀ヲ崩_クスベキ道理ナシ。結句、日課ヲモ誓ヒ行儀モ善クナリテ、宗風モ殊勝ニハ成ルヘシ。宗風ヲ損スヘキ物ニ非ス。律僧ハカリ戒ヲ受ケ、官僧ハ無戒ナリト云ハ、訣_ヲ知_ラヌ者_ノ言_フ事ナリ。律僧・官僧ヲ不_レ論、戒ハ仏弟子ノ通

六四オ

法度ト云事ヲ知ヌ故ナリ。今時ハ僻見盛_ンニシテ日蓮・親鸞カ邪義ニ墮ス。無戒本意ト云ヘルハ日・鸞兩宗ノ邪執ナリ。誉號ヲ戴ク甲斐モ無ク、何ソ阿師ノ流儀ヲ振り捨テテ日蓮_ノ親鸞カ邪義ヲ信スルヤ。在家ニスラ戒ヲ持ツ人有ルニ、出家ノ身トシテ戒ヲ嫌フハ出家ノ本式ヲ知_ラヌ故ナリ。自_ラ省_テ知_ルヘシ。

【第一五問答】

一客問テ云、浄土宗ハ易行易修ナリ。造惡ヲ制スヘカラス。今、圓戒ヲ勸テ造惡ヲ制ス

六四ウ

ルハ我門ノ本意ニ背クハシ。予答テ云、汝易行ト造惡トヲ一同ト心得タルヤ。惡ヲ造ルヲハ惡行ト名ク。易行トハ不_レ名。易行ト云ハ念佛ナリ。惡行ノ名ニ非ス。念佛ハ淨土ノ因、造惡ハ地獄ノ業、念佛ハ白業、惡行ハ黒業、其体大ニ各別ニテ天地水火ノ相違ナリ。所有_ア經論_ニ積ノ中ニ惡ヲ造ルヲ易行ト名タルノ明文無シ。サテ念佛ノ一行ハ行住坐臥ヲモ不_レ論、惑ヲ斷シテ修スルニモ非ス。行シ易キカ故ニ易行ト名ク。

六五オ

サレハ鸞師ハ聖道自力ノ難行ニ對シテ他力往生ノ五念門ヲ易行道ト名タリ難行・易行ハ一十住論ニ本ツキテ鸞師ニ始マレリ。縦ヒ昼夜無間ニ修ストモ他力ナラハ易行ナリ。惡ヲ行スルノ義ニ非ス。依_テ之_ニ念佛ヲ隙ナク修スルヲコソ易行易修ト云ナルニ、放逸無慙ニ惡ヲ行スルヲ易行易修ト心得タルハ大ナル僻見ナリ。此僻見ニ引レテ種々ノ妄見ヲ起シ、三業四威儀ニ於テ惡トシテ作ラザルコト無く、如法ナル作業ヲ見テハ頭ヲ掉カフヘ、フルツ

六五ウ

テ之ヲ遠サケ、不如法ナル行事ヲ聞テハ力ヲ盡シテ之ヲ勵マシ、二六時中ニ一念ノ慚愧無く、頭面ハ緇徒ニ似テ内心ハ白衣ニ劣リ、檀家ノ信ヲ壞シ王公ノ敬ヲ絶、或ハ公邊官府ノ評議ニ落チテ宗門ノ恥辱ニ及フモ有リ、獅子身中ノ蟲カ獅子ヨリ出テテ獅肉ヲ食、

竟ハ獅子ヲ殺スカ如ク、淨家ノ僧侶カ淨家ヨリ出テテ却テ淨家ヲ亡サントス。心アルナラハ豈痛心セザランヤ。

○此衰弊ハ何ヨリ起ルヤト其

六六オ

根元ヲ尋ルニ、淨土宗ニ戒絶ヘテ無戒ヲ本意ト執スルノ一念ヨリ起レリ。此一念ガ妄情ノ根ト成テ易行ト造惡トヲ一同ト心得、其僻見カ増長シテ竟ニハ自他ヲ損スルニ至ル。夫レ諸惡莫作ハ諸佛ノ通戒ナリ。弥陀豈ニ獨リ造惡ヲ勸メンヤ弥陀惡人ヲ撰ストイヘトモ、惡ヲカ故。戒ハ佛弟子ノ通法度ナリ。鸞・綽・導・空、何ソノ獨リ無戒ヲ教ヘンヤ。サレハコソ此四祖皆悉ク戒徳ヲ具足セリ。淨土教ハ佛教ニ非ス

六六ウ

ヤ、淨家ノ諸徒ハ仏弟子ニ非ヤ。爾ルニ淨土宗ハ無戒カ本意ナリト云ヘルハ佛經ニモ祖積ニモ見ヘス。己カ妄見ヨリ詠出シタル私情ノ臆說邪惠ノ推度ナリ。是ヲ僻見ト名クルナリ。

凡ソ僻見ヲ起ス因縁多種アレトモ、要ヲ取レハ邪師・邪教・邪思惟ノ三縁ヲ不_レ出。邪トハ正ニ對スルノ辞也。正理正道

ニ背キ正智正見ニ違スルヲ総シテ邪ト名ク。邪師トハ能説ノ人、邪

六七オ

教トハ所説ノ法、邪思惟トハ自己ノ臆度私情也。サテ如レ是ノ邪惠推度ト及ヒ己カ起セル妄見ヲ却テ正見ナリト執スルト、此等ノ見ヲ小乗ニテハ総シテ見取見ニ収メ、大乘ニテハ邪見ニ撰ス。邪ノ言廣キカ故ニ一切ノ妄見ヲ都テ邪見ト名ク。必シモ因果撥無ノ見ノミニ不レ限。此妄見ノ中ニ最第一ヲ云ハ、淨土宗ハ無戒カ本意ナリト執ス是レ正理ニ違ス。佛法ノ大道理ニ背ク。

六七ウ

故。或ハ圓戒ヲ偏ニ雜行ニ属シテ戒ヲ廢セントス是レ正智ニ違ス。雜機ニ非ルノ戒アルコトヲ不知。或ハ易行ト造惡トヲ混同ス是レ正見ヲ失フカ故也。或ハ雜行ナルカ故ニ下根相應ニ非スト云テ戒ヲ廢セントシ是レ易行ノ戒・下根相應ノ戒アルコトヲ不知。正智見ナキ故。或ハ一向ノ言ニ本ツイテ戒法ヲ廢セントシ是レ助正兼行ヲ一向ト名クルコトヲ不レ知。正智無。或ハ四十三歳ニシテ戒ヲ廢スト説キ、或ハ天台眞願ト称シ是等ハ邪思、惟ヨリ起ル。

六八オ

其餘ノ邪執妄説甚多シ。挙テ數フヘカラス。上來ノ異執ヲ若シ能説ニ約セハ邪師也。所説ニ約セハ邪教ナリ。私情ニ約セハ邪思惟ナリ。此三縁ヨリ起テ妄情ニ昧サレ、鸞・綽・導ノ戒行ヲモ不レ窺、空・辨・然ノ行状ヲモ不レ探ヲ、岡師ノ遺法・神君ノ嚴制ヲモ不レ守、自ヲ損シ他ヲ害ス。其過失筆ニモ盡スヘカラス。畢竟スル所宗門ノ威光日夜ニ減シ、獅蟲ノ獅子

ヲ殺スニ至ント

六八ウ

ス。是レ皆一念ノ僻見ヨリ起レリ。吉水大師圓頓戒ヲ授玉フハ如レ是ノ僻見ヲ制シテ三心ヲ相續セシメントナリ。僻見アレハ必ス三心ヲ失フカ故也。爾ルニ身ニ戒アレハ正見ヲ不レ失ハ、邪僻ノ私情自然ニ不レ起ラ。正見ニ由ルカ故ニ三心ヲ不レ退セ。サレハ戒ハ能ク起スニ正見ヲノ功能アリト云ヘルハ此ノ謂ナリ。是故ニ圓頓戒ヲ念佛ノ大增上縁ト名ク。助業ノ中ニモ勝レタル助業ナリ。四十三歳ニシテ廢シ玉フヘ

六九オ

キ道理無シ。御一生涯、勸玉ヒテ末弟ニ遺シ置キ玉ヘルハ此意ナリ。○『遺教経』ニ波羅提木又ハ別解脫戒ノ梵語ナリ、汝等カ大師ナリ、若シ我レ世ニ住ストモ異ナルコト無ラント云ヘリ。戒法カ世ニ在ラハ世尊イマスノ在ニ齊シトナリ。爾ルニ台宗ニハ木又盛ンナリ。佛在世ニ同スル故ニ繁昌スル道理ナリ。我宗ニハ木又絶タリ。佛世尊ヲ失ヘルニ同シ。衰弊スヘキ道理ナリ。其上波羅提木又ハ汝等カ大師ナリト説玉ヘリ。戒ハ是レ

六九ウ

我等カ師匠ト云義ナリ。此レヲ世俗ニ比シテ云ハ、其尊キコト

君父ニ齊シ。サレハ古ノ忠臣孝子ヲ見ルニ嘉名一天ニ響キ、富貴萬世ニ流ル。此ニ例スルニ圓戒モ亦爾リ。既ニ我等カ師君ナリ。廢捨スヘキ道理ナシ。尊重恭敬シテ弘宣セハ佛家ノ忠臣、釈門ノ孝子ニシテ、自身ノ祈禱、兒孫ノ繁榮、宗門ノ光彩、何事カ之ニ勝ランヤ。有信ノ知識、力ヲ戮テ敷演セハ争テカ台獄ニ劣ンヤ。フタタヒ世尊ヲ我山ニ住セシ

七〇オ

メ、王公大人モ我宗ヲ重ンシテ、厭離穢土ノ旗色モ直ルマシキ物ニ非ス。豈其人無ランヤ。

【第一六問答】

一客問テ云、今時ノ風俗四海ノ萬民、現世ノ福報ヲ祈ル人多シ。圓頓妙戒ニ現生ノ利益有リヤ。予答テ云、戒ニ現世ノ益アル事、『梵網經』・『大集經』・『淨度三昧經』・『灌頂經』等經說、一二ニ非ス。夫レ受戒ノ人ハ内ニハ大悲ノ仁徳ヲ備ヘ、外ニハ諸佛菩薩・天龍八部・

七〇ウ

鬼神金剛神等、隨逐擁護スルカ故ニ、天下和順、國家安全、風雨時ニ順テ、五穀豊饒ニ、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友ノ五倫モ善ク和ラキ、鬭諍起ルコト無レハ、干戈用ルコト無ク、横病横死ノ難ヲ免レ、延年轉壽ノ益ヲ得、兒孫綿々トシテ福報盡ルコト無

ク、其益拳テ数フヘカラス。淨土宗モ五重・宗脈・布薩戒ハ偏ニ後世菩提ノ勝因ニ属シ、圓頓戒ハ義兼両向ナリ。現益ヲ求人ニハ獲福除災ノ益アリ。當益ヲ祈ル人ニハ往詣淨

七一オ

土ノ利益アリ。夫レ圓頓菩薩大戒ハ大菩提心ヲ体トス。大菩提心ハ衆善ノ最頂ナレハ當益ノミニ不レ限、現世ノ益亦勝レタリ。故ニ『梵網經』ニハ國王受_レ位_ラ時、百官受_レ位_ラ時、應_三先受_二菩薩戒_一。一切ノ善神、救護_スニ王身百官ノ身_ヲト云ヘリ。此レ國王百官ハ國ヲ治メ天下ヲ利スル人ナレハ、菩薩戒ノ力ニ由テ現世ノ樂ヲ與ヘントナルヘシ。サレハ遠クハ清和天皇ノ圓頓戒、近クハ東照君ノ圓戒、現生利益ノ證ナルヘシ。

七一ウ

昔シ清和帝、慈覺大師ヲ勅請御テ、圓頓一乘戒ヲ受玉ヘリ。大師微妙ノ法ヲ説キ、天皇モ信伏シテ圓頓菩薩ノ妙戒ヲ納得シ、其レヨリ仁政外ニ溢_レ、万民徳ニ懷_テ、四海ノ内穩_ニ、子孫万世ノ末マテニ福祿ヲ貽_セリ。サレハ此帝ヨリ二十六代ノ後胤ニ當ツテ、東照神君、大樹寺ノ登_上人ニ從テ五重及圓戒ヲ受玉ヘリ。上人説テ云、一國一城ヲ責取テ永ク兒孫ニ傳_ン

七二オ

ト願フハ奸盜^{ガシク}ノ武ナリ。廣ク天下ノ憂ヲ救ハント願フハ武門ノ菩薩ナリ。君ハ清和ノ正統源家ノ嫡流ナレハ、必ス天下ノ大將軍ト成玉フヘシ。奸盜^{ガシク}ノ武ト成リ玉フコト勿レ。菩薩ノ武道ヲ行ヒ玉ヘト^{云云}。此レ圓頓菩薩戒ノ意ヲ取テ示シ玉フナリ。神君、信受渴仰シテ内ニハ菩薩戒ノ威徳ヲ抱キ、外ニハ黒本尊ノ神力ヲ加ヘ、内外因縁和合シテ遂ニ天下ノ主ト

七二ウ

成玉ヒ今ニ至^テ百四十年、カ、ル太平ノ世ト成リヌル其根元ハ圓戒ニ非スヤ。

昔時^{ソノカミ}吉水大師萬乘ノ天子ヲ始トシテ公家武家マテニ圓戒ヲ授玉フハ、偏ニ後世ノ利益ニモ限ルヘカラス。大聖権化ノ御身ナレハ臨機應變ノ説、何ソ無ランヤ。サレハ宜秋門院、一品ノ宮ヲ御懷胎ノ時、一乗戒ヲ授玉フハ安産祈禱ノ受戒ナリ。是故ニ『観念門』ニハ現生護念ノ益ヲ挙ケ、『選

七三オ

擇集』ニハ現世利益ノ一章ヲ開ク。豈淨土宗ハ偏ニ後世ノミヲ利スト云ハンヤ。

○客問テ云、『授手印』ニハ餘事廻願ハ三心不具ナリ、往生ヲ不レ得ト嫌フ。何ソ現益ヲ勸ムルヤ。予答テ云、如来ノ善巧一ニ非ス。安心門ヲ勸ムル時ハ餘事廻願ハ往生ノ障ナリ。故ニ斥^{キヤ}フヘシ。爾

ルニ勸化誘引門ノ時ハ先ツ機ニ随テ法ヲ施シ、其後方便シテ三心門ニ入シム。始餘終西ト云ヘルハ是レナリ。始餘ノ時ハ且ラク宗ノ意ニ違

七三ウ

スルニ似タレトモ、終西ノ日ニ至テ宗ノ本意ニ歸スルナリ。

○客問テ云、當時祈禱ノ圓戒ヲ修スヘキヤ。予答テ云、清和天皇・東照君、圓戒ヲ受玉フニハ皆現生ノ利益アリ。況ヤ當時ハ幸ナル哉、黒本尊跡ヲ縁山ニ垂レテ王家ヲ加護シ、世人挙テ祈禱ノ本尊ト称シ、正・五・九月大會ヲ設ケ、天下安全ノ秘法ヲ修ス。時節因縁和合セリ。爾レトモ古人ノ語ニ、天ノ時ハ不レ如ニ地ノ利ニ、地ノ利ハ不レ如ニ人ノ和ニト云ヘリ。今時ハ天ノ時モ有リ

七四オ

祈禱ヲ好ム時。節ナルカ故ニ。地ノ利モ有リ^{黒本尊縁山ニ在ス故ニ}。爾ルニ人ノ和合イカ、有ラン。此一事ニ逼^セレリ。只熟ト不熟トノ二種ニ在リ。サレバ諺^{コトハザ}ニ桃栗三年柿^{カキ}八年ト云ヘリ。機熟ヲ待ツノ義ナルヘシ。豈強テ求ンヤ。若熟スル時至テ天龍諸神モ威力ヲ加ヘ、上下諸人モ心ヲ合セ、自然ト興ル日ニ至ラハ、吉水大師ノ御威光モ倍々^マ天下ニ輝キ、聖岡尊者ノ御本懷ヲモ速ニ遂^トゲ 東照君ノ神慮ニモ符ヲ合テ相叶ヒ、王公大人ノ尊

七四ウ

敬モ自然トシテ弥増^{イキテ増}リ、萬事殘ル所ナキ太幸ニ及ハン歟。誰カ^{コソ}之ヲ喜ハサランヤ。

【第一七問答】

一客問テ云、百年以前マテ作法受得有リトハ何ノ證有リヤ。予答テ云、其證一二ニ非ス。一二ハ許可ノ文ニ『古本戒儀』ヲ以テ授クト云ヘリ。『古本戒儀』ト云ヘルハ作法受得ナリ。作法軌則ヲ以テ授ケズンハ何ソ『古本戒儀』ト云ハンヤ。二ニハ傳戒沙門ト書ケルモ一ツノ證ナリ。傳戒ト云ハ戒ヲ授クルノ義ナリ。三ニハ豎ノ譜脈・横ノ譜

七五オ

脈モ一ツノ證ナリ。今時他宗ニテハ受戒以後ニ血脈ヲ渡ス。此レハ戒ヲ受クル證據ノ爲ニ傳々相承ノ先祖ヲ書テ渡ス。此血脈ト名ク。受戒セザル人ニハ渡サズ。淨家ニモ二通ノ譜脈有ルハ百年以前實ノ受戒行^ナハレタル證據ナリ。横ハ学生相承、豎ハ結縁相承ナリ。昔ハ結縁ノ爲ニトテ在家ニモ授タル故ニ豎ノ譜脈有ルナリ。サレハ戒名ト云モ戒ヲ授テ法名ヲ與フル故ニ戒名ト称スルナリ。四ニハ名字・明

七五ウ

文等モ一ツノ證ナリ。此レハ戒ヲ受タル人ニ對シテ名字等ヲ説キ

示スナリ。無戒ノ人ニ對シテハ説テ益ナシ。サレバ戒ヲ受クルハ名作ノ刀^{カタナ}ヲ君ヨリ賜ハルカ如シ。名字等ノ三傳ハ刀^{カタナ}ヲ莊嚴スル鞞^{サヤ}・柄^{ツカ}・頭^{カシラ}ノ如シ。爾ルニ今時ノ傳戒ハ鞞^{サヤ}バカリヲ受取テ、肝要ノ刀^{カタナ}ヲハ受取ラズ。他宗ノ人が笑フモ尤ナリ。五ニハ東照君ノ御條目モ證據ナリ。所謂道場^{イハスル}ノ儀式ヲ調フルト云ヘルハ受戒ノ道場ナリ。受戒ノ儀式無

七六オ

ンハ何ソ道場ノ儀式ト云ハンヤ。六ニハ合巖上人ハ鎌倉光明寺ノ山主ナリ^{百年以前}。自筆ノ『古本戒儀』一卷・『庭義』一卷アリ^{今ハ京都西往寺ノ住宝}。此中ニ庭儀ハ大名・高家・公卿・親王家ナトニ授ル軌則ナレハ、儀式勝レテ嚴重ニテ、執綱^{シツカラ}・執蓋^{シツカイ}・地布^{アムゴシ}・上輿^{アムゴシ}・音楽等ノ式アリ。按スルニ合巖上人ノ比マテハ高貴ノ人ノ受戒モ有リト見ヘタリ。七ニハ大光院ノ開山吞籠上人^{百年以前}自筆ノ『戒儀』アリ。自筆ニ及フホドノ事ナレ

七六ウ

ハ受戒アル義分明ナリ。上來七箇ノ證アルカ故ニ、百年以前マテハ如法ノ圓戒有リト云ナリ。

【第一八問答】

一客問テ曰、此以後機熟時至テ圓戒世ニ興ラハ、利益有ルヘシヤ、過失有ルヘシヤ。予答テ曰、夫レ戒法ハ三世諸仏ノ通誠、三身萬

徳ノ正同ナル故ニ、絶ナバ過失有ルヘシ、興ラハ利益有ルヘシ。

是レ理ノ當然ナリ。サレハ『梵網』ニ誹謗三宝戒ヲ説テ、若シ聞

カハ二外道及悪人ノ一言謗ル佛ヲ音聲ヲ一如クセヨ 二二百ノ鉞ヲ以テ刺レ

七七オ

心ト云ヘリ。爾レハ此正法ニ過失アランナト、云フコトハ假リニ

モ述カタシ。其罪謗佛ニ齊シキカ故ナリ。爾レトモ機類万差ナレ

ハ過失ヲ詠出ス人有ルマシキニモ非ス。今ハ佛經ニ順シ祖積ニ任

セ道理ニ依テ利益有ルコトヲ述セントス。一ニハ三世諸佛ノ遺法、

百年中絶セリ。諸佛定メテ悲ミ玉フヘシ。今はヲ興隆セハ諸佛ニ

對シテ御奉公ナルヘシ。二ニハ鸞・綽・導ノ三師同シク戒行ヲ修

スト云ヘトモ、別シテ今

七七ウ

家ハ護持戒品纖毫不犯ノ大徳ナレハ、絶タルノ歎キ玉フモ、興ル

ヲ喜玉フコトモ、至テ深カルヘシ。是レ亦興スハ末弟ノ職分ナル

ヘシ。三ニハ吉水大師御一生涯自他宗ノ人ニ授玉ヘリ。今ハ跡形

モ無キヤフニナレリ。若シ中興スル人アラハ何事カ之如ンヤ。四

ニハ鎮西・記主モ吉水ト一同ナルヘシ。五ニハ阿師ハ『傳戒論』

ト許可ト御自筆ト諸祖ノ中ニ比類ナキ御世話ナリ。興隆スル人有

ラハ御喜亦比類有ヘカ

七八オ

ラス。誉号ヲ戴ホトノ人ナラハ誰カ眼ヲ着サランヤ。六ニハ東照

神君御条目ヲ立玉ヘリ。御當代ノ民ナラハ豈嚴命ヲ疎ニスヘケン

ヤ。縱ヒ佛法ハ幽遠ニシテ探リ難キ事有リトモ、世法ハ近ク眼前

ニ在リ。御条目ニ順スルト御制法ニ背クト、賞罰利害ハ自己心中

ニ向テ知ルヘシ。責テ表向ハカリニモ興スハ忠義ノ道ナルヘシ。

此圓戒ニハ過失有リナト、過失ノ過ノ字モ説クヘケンヤ。七ニハ

浄家無戒ト云ヘ

七八ウ

ル執見ハ大僻見ナリ。若シ圓戒興ル日ニ至ラハ、此僻見ハ忽チ変

シテ正見トナルヘシ。天下ノ淨徒ヲ正見ニ帰セシムルハ上モ無キ

利益ナルヘシ。八ニハ毎年霜月傳戒沙門ト書テ渡セトモ、傳戒ラ

シキ驗シモ無ク、『古本戒儀』ヲ以テ授クト書テ渡セトモ、『古本戒

儀』ノ沙汰モ無シ。今時ノ幼僧ハ昔ノ老輩ヨリ小黠者コサカシキモ有リ。サ

ヨウノ輩ハ或ハ師ヲ疑ヒ或ハ師ヲ輕シメ或ハ内心ニハ密ニ謗ル者

モ有リ。此疑謗ヲ止ルニ

七九オ

ハ決シテ利益有ルヘシ。九ニハ他宗ノ学徒浄家ノ無戒ヲ見テ、或

ハ文盲ナリト笑ヒ、或ハ佛弟子ニ非スト謗ル。此毀譽ヲ止ルモ宗

門建立ノ一端ナルヘシ。十二ハ昔ハ天台ノ戒ヲ浄家ニ得タリ。今

ハ浄家ノ戒ヲ台門ニ奪ハレタリ。此會稽ヲ雪ムルモ我門ノ義士ナ

ルヘシ。十一ニハ人ハ初心始学カ極テ大事ナリ。サレハ世俗ノ
コトハサ諺ニモ三歳児ノ魂百歳マテト云ヘリ。爾ルニ初心ノ時ヨリ不持
(73)不犯ヲ最上ノ秘傳ト

七九ウ

執シ、其レヨリ三業放恣ニ流レ、或ハ誤テ公邊官府ノ沙汰ニ及フ
 モ有リ。宗門ノ瑕瑾之ニ過ヘカラス。爾ルニ初発ヨリ出家ノ通軌
 ヲ身ニ納得セハ、縦ヒ違縁ニ遇フトモ或ハ顧ミル者モ有ルヘシ、
 慚愧スル者モ有ルヘシ。大不埒ト小不埒ト成リ、小不埒ハ善人ト
 成ルモ有ルヘシ。十二ニハ俗家ノ信スルモ信セサルモ僧ノ身持ニ
 由ルナリ。爾ルニ圓戒世ニ興ラハ自然ト在家ノ信ヲモ長スヘシ。
 十三ニハ若シ高貴ノ

八〇オ

人有テ此圓戒ニ帰入セハ、亦宗門ノ光ナルヘシ。爾ルニ高貴ノ人
 ニ授クルニ、名字・明文・不持不犯・不傳ノ傳ナトニテ得心スヘ
 キ物ニ非ス。又其高貴ノ中ニハ自宗ノ人モ有ルヘシ他宗ノ人モ有
 ヘシ。如法ノ軌則ニ依ラズンハ、何ンゾ(75)如法ニ度スルコト有ンヤ。
 ○上来十三ノ利益有ルヘシト思ヘトモ、予ハ不徳ナリ、不才ナリ、
 位下賤ニ在リ、餘命幾ハクモ無シ。他日機熟時至、万一志ヲ起ス
 人アラハ、大慈大悲ヲ以テ予

八〇ウ

カ鄙心ヲ憐察シ、此一事ヲ扶起シ玉ハンコトヲ冀フノミ。

八一オ

浄家有戒章

古徳ノ語ニ、安心僻発スレハ万行徒ラニ施ス。邪師邪教畏レズン
 ハ有ルヘカラスト云ヘリ。凡ソ行門ニ入ル人ハ最初ノ一念カ極テ
 大事ナリ。毫厘モ有レハ差天地懸隔スル故ナリ。愚按スルニ、若
 シ戒ニ就テ論セハ今時天下ニ二宗アリ。一ニハ有戒ノ宗、二ニハ
 無戒ノ宗ナリ。有戒ノ宗トハ法相・三論・天台・真言・曹洞・臨
 濟・黄檗・西山、此八家ハ有戒ナリ。毎年受戒アル故ナリ。無戒

八一ウ

ノ宗ト云ヘルハ日蓮・一向、此二家ハ無戒ナリ。鎮西一派ハ義兼
 両向ナリ。何ントナレハ百年以前ハ有戒、百年以来ハ無戒ナル故
 ナリ。爾ルニ有戒無戒ノ両宗、其安心各別ナリ。爾ル所以ハ薰習
シテ為ス性ヲト云ヘリ。年久シク見馴聞馴タル故ニ、イツト無ク我
レ不覺性ノ如クニ成テ執情ヲ結フトナリ。是故ニ有戒ノ宗、
 人ノ安心ハ戒ハ佛門ノ通軌、佛弟子タル者ノ通法度ナルカ故ニ必
 ス受持スヘキノ法也ト執ス。是レ

八二オ

薰習力ニ依ルカ故ニ、自然トシテ性ノ如クニ成テ怪事ト謂ズ。

次ニ無戒ノ宗ノ人ノ安心ハ此レモ久シク無戒ニ薰習セシ故ニ、今時ノ出家ハカヤウナル者ト心得テ受戒セント欲スル心モ無ク、佛門ノ通軌、佛弟子ノ通法度ナレハ、受子ハ叶ハヌト云ヘル道理ヲモ不_レ考、古キ祖師ノ行状ヲモ不_レ窺_ハ、何ト無ク無戒ヲ執スル情深ク、戒ノ沙汰ヲ聞テハ他宗ノ事ト心得ルナリ。依_テ之_ニ浄家ノ学者ノ安心モ戒ハ聖道門

八二ウ

ノ行ナリ、浄土門ニハ戒ナシト執スルモ有リ。又ハ戒ハ律僧ノ行ナリ、官僧ニハ戒無シト執スルモ有リ。又ハ難行ナリト云ヘル釈義有ル故、一偏ニ難行ナリトバカリ心得テ戒ヲ取り拳ントスル心モ無ク、自然トシテ無戒カ本意ナリ。浄土宗ハ無戒ナル物ナリト云ヘル執情ヲ結フ。此レ亦薰習力ノ為所ナリ。爾ルニ此等ノ執情ハ自己ノ薰習力ヨリ詠出シタル物ニテ、佛ノ教タルニモ非ラス、祖師ノ勸タル

八三オ

ニモ非ラス、実ニハ妄執妄見ナレトモ此レヲ妄見トハ不_レ思_ハ、却テ正理正見ナリト執スル。此ヲ小乗ニテハ見取見ニ撰メ_テ劣ナルヲ勝見ト名ク。妄見ハ劣ナリ正見ハ勝タリ。爾、大乘ニテハ邪見ニ撰ス_ル邪見言廣カ故ニ一。此妄見ヲ起スヲ五濁ノ中ノ見濁ト名ク_ス。妄見ヲ以テ正見ヲ穢_ス。今時ハ五濁増ノ時ナレハ時節ニ轉セラレ、邪師邪教ニ染薰セラレ、邪思惟モ熾盛ニ成テ、此僻見カ増盛スル故ニ種々ノ異説ヲ

八三ウ

出ス。所以四十三歳捨戒ノ説、天台鼻肩ト云ヘルノ説、其余ノ異執甚繁ク、其レヨリ三業放恣ニ流レ、言語ニ難_レキ及ホトニモナル。皆一念ノ僻見ヨリ起レリ。若シ百年以前ノ如キ有戒ノ世ニハ人皆有戒ニ薰習シテ、戒ハ佛家ノ通式、出家タル者ノ、通法ト執シ、聖道浄土二門ノ行者カヤウ有ルヘキ道理ヨト思ヒ習フカ故ニ、怪シキ事トモ不_レ思、自然ト癖_ニ成テ有戒ヲ信スル念ハ起レトモ、無戒ヲ本意ト思ヘル念慮ハ一毫モ不_レ起。此念慮無キ故ニ無戒本

八四オ

意ノ説モ天台鼻肩ノ説モ不_レ出。聖道有戒、浄土無戒ト執スル人モ無ク、難行ナリトテ嫌フ人モ無シ。皆一念ノ正見ヨリ起レリ。今時剃髮出家・起立塔像・發菩提心・飯食沙門等ヲ難行ナリトテ嫌フ人無キハ、此モ薰習力ノ故ナリ。有戒ノ世ニ戒ヲ見ルコトモ亦爾ナリ。薰習力ノ故ニ嫌フ人モ無ク、難行ナリトテ厭フ心モ不_レ起。但シ此ノ薰習ハ正見ナ

八四ウ

リ。何ントナレハ、佛家ノ通軌、佛弟子ノ通儀ト信シテ佛教祖積ニ自然ト合スル故ニ正見ナリ。

記主ノ時代ハ空祖ヲ去ルコト甚近シ。空祖ハ御学文ノ長玉ヘルノミナラス、御行状至テ綿密ナリ_テ御一生涯、車馬ニ乗ラス御歩行ナリ。草履ハカリヲ召シ_テ草履ヲ召レスト云リ。此二事ニテ平生ノ御行状ヲ知ル_ハシ。生涯隱者ニテ官ニ進マズ帝師ト成玉ヘトモ黒_ク衣也。綿服布衣ニテ繪縞ヲ着シ玉ハスト見ヘタリ。

此御行状ニ台家ノ諸徳モ我ヲ折リタル故ニ、大師ヲ推挙シテ三代ノ帝師トシ、一天四

八五才

海ガ敬禮シテ受戒ノ弟子トナル。記主時代ハ此餘薰暖氣ホトヲノイマダ醒ザル比81ナレハ、聖道・浄土ノ二門ノ行者、何レモ戒ハ佛弟子ノ通法度、廢スベカラサルノ法ナリト明カニ知レリ。況ヤ記主ハ博識廣覧ナレハ、和漢ノ諸祖ノ通式ヲモ審ニ知玉ヘリ。何ニ由テカ浄家無戒ト思シヤ。浄家無戒ノ念無キ故ニ、四十三歳捨戒説ナトハ夢ニモ起ルマシキ時代ナリ。

唐土ニテハ漢ノ明帝、天下所々ニ戒

八五ウ

壇ヲ築キ、登壇受戒セザル人ヲハ出家ノ部ニ入レズ。漢魏ニ朝、唐宋元明マデモ一般ナリ。天台・荆溪・四明等ガ比丘戒ナルモ、玄中82・西河・光明・懷感・法照・少康等ノ戒徳ヲ具足セルモ、天下ノ国風佛門ノ通軌ナルカ故ナリ。日本ニテハ聖武帝、鑑真和尚ニ命シテ天下ニ戒壇ヲ建テ、登壇受具ノ人ニ非レハ出家ノ部ニ入レズ、法名ヲ名乗ラセズ剃髮染衣シタリトモ受戒セサルハ俗名ヲ呼

八六才

衛門入道ナ。傳教・弘法モ東大寺ノ戒壇ニテ比丘戒ヲ受タリ。

叡山ニモ傳教、法制ヲ立テ、籠山十二年ノ間ハ梵網戒、下山以後在家ノ請ニ赴ク時ハ威儀ノ為ニ比丘戒ヲ受シム。元祖モ此法制ニ準シテ相待・絶待ノ両戒ヲ受玉ヘリ比丘戒アル証據ハ美觀ニ受玉ヘリ。故ニ顯ハル。「御傳」ニ鑑真和尚將來ノ。記主ハ古今ニ明ナレハ、何ンソ此等ノ義ヲ知ラサランヤ。況ヤ了恵ニ命シテ圓

八六ウ

戒ヲ世話ヤカセ、自身ニモ十六歳ノ時受戒シ玉ヘトモ、元祖流義ヲ信シ玉フト見ヘテ三十九歳ノ時、鎮西上人ヨリ又圓戒ヲ重受セリ。浄家無戒ト知玉ハ、何ンソカヤウマテニ至ンヤ。記主若シ今時ノ人ノ如ク浄家無戒ト執セハ、一ニハ佛法ノ大道理ニ背キ、二ニハ三世諸佛ノ通誠ニ違シ、三ニハ佛弟子ノ通軌ニ違シ、四ニハ善導ノ護持戒品織毫

八七才

不犯、玄中83・西河等ノ遺範ニ違シ、五ニハ空祖ノ行状及鎮西ヨリノ相傳ニ違ス。サホド味記主ニハ非ラス。況ヤ四十三歳捨戒84ナド、云ヘルハ諸傳ノ中ニモ不載、右ノ五種ノ道理ニモ背ク。既ニ僻見ニシテ正ニ非ラス。何ンソ念頭ニモ起ランヤ。又『傳戒論』ヲ以テ考ルニ、南岳所傳ノ戒ヲ聖光等ニ授ク。別シテ聖光ハ嫡傳ナリト云ヘリ。爾ルニ鎮西ハ空祖六十五歳ノ時、始テ吉水ノ禪室ニ入ル。此時圓戒ヲ受タルナ

八七ウ

レハ、四十三歳ニテ廢捨セザル事、甚以テ分明ナリ。記主ハ鎮西ニ面受セリ。鎮西定テ昔傳受セル年月ヲモ元祖ノ年臘ヲモ語り玉フナルヘシ。記主何ソノ四十三歳ノ御時捨戒セリト云ハンヤ。道理トシテ有マシキ事ナリ。今時見濁熾ニシテ、人皆妄見ヲ抱クトイヘトモ、記主・問師ヲ信スル人ナラハ、誰カ正見ニ帰セザランヤ。○天台最頂ト云ヘルモ、『御傳』ニ所有圓戒ヲ雜行ナリト心得テ、打拂ハン為ニ作り出

八八オ

セルノ説ナリ。是モ正見正智ニ非ラス。何ントナレハ既『傳戒論』二元祖一代南岳所傳ノ戒ヲ南都北嶺ノ諸大徳、自家随從ノ諸門弟、帝王后妃百官マテニ授クト云ヘリ意取。南岳所傳ト有レハ、慥ニ圓頓戒ヲ御生涯授玉フ事分明也。又念佛ノ異名ニモ非ラス。念佛ノ異名ナラハ、善導所傳トコソ云ヘキニ、何ソノ南岳所傳ト云ハンヤ。其上『傳戒論』ニ天台正統ノ円戒ヲ浄土宗ニ奪取タルハ、大ナル手柄ナリト云、自

八八ウ

称讚嘆シ玉ヘリ。既ニ天台家ノ宝玉ヲ我家ニ得タリト云ヘリ。念佛ナラハ自家ノ珍財ナリ。何ソノ他家ヨリ得タリト云ハンヤ。念佛ノ異名ニ非サルコト顯然タリ。又念佛ハ本願称名也。円戒ハ十重六八ナリ。其体大ニ異ニシテ、黑白天地ノ相違ナリ。何ソノ一

体ノ異名ト云ハンヤ。又問師カ天台最頂シテ念佛ヲ円頓戒ト書ヘキ道理無シ。実ニ円頓戒ナレハコソ円戒ト書ケリ。爾レハ舜昌カ円戒ト書ケルモ有ノ

八九オ

儘ナル円戒ナリ。サレハ天台最頂ト云ヘルノ説ハ、妄情ヨリ偶ト出タル妄説ナリ。畢竟スル所『御傳』ニ所有円頓戒ハ佛家ノ通軌、佛法ノ助業、佛法弘通ノ戒ナルコトヲ不レ知、偏ニ雜行ナリト執スルヨリ打拂ハンカ為ニ作り出セル臆説ナリ。正智見無キヨリ起レリ。蓋シ浄家無戒ノ説起テヨリ、或ハ三業四威儀法外ニ流レ、外聞実義ヲ失フモ有リ。詰所ハ宗門ノ衰弊、豈見ルニ忍ンヤ。サレハ浄土宗ハ有戒ヲ本意ト

八九ウ

スヘシ。諸佛ノ通禁、諸祖ノ遺訓ナル故ナリ。若シ有戒ヲ本意トスル時ハ道理モ慥ナリ。文證モ明白ナリ。人モ正見ヲ起スナリ。(87)正見ナレバ円戒モ自然ト弘マリテ、三業モ清クナリ、三心モ進ミ、念佛モ増長シ、自身ノ祈祷、兒孫ノ繁榮、我モ修マリ人モ治マリテ、他宗ニ輕シメラレズ、王侯ノ信モ厚ク成リ、台門ニモ劣ルヘカラズ。爾レトモ諸人ニ正見ヲ起サシムルコト至テ難シ。何ントナレハ、習久シキ故ニ堅氷ノ如

九〇オ

クニ成テ、頓ニ消シ難ケレハナリ。爾ルニ、堯舜、帥ヒキヲルニ天下ヲ一、以スレハ、民従フレ之ニト云ヘリ。天下ノ主タル堯舜カ仁徳ヲ教タル故ニ、天下ノ万民皆悉ク仁者ト成タルトナリ。我宗（88）ニモ豈法中ノ堯舜在サランヤ。例セハ東叡門主荷擔シ玉ヘハ、台家ノ円戒、天下四海ニ流行スルカ如ク、爾レトモ機熟時至ルニ在リ。何ソ強テ求ンヤ。

○按スルニ浄家無戒ノ説ガ一切ノ根元ナリ。其レヨリ転シテ四十三歳捨戒ノ説ヲ出シ、又一転シテ

九〇ウ

天台眞履ノ説ヲ出ス。但シ三説俱ニ僻見ナリ。何ントナレバ、浄家無戒ト云ヘルハ、佛經ニモ祖師ノ章疏ニモ見ヘズ。自己ノ胸臆ヨリ詠ナカメ出シタル邪思惟ノ説ナリ。第二第三ノ邪説ナルコト。ト、上二具ニ辨シテ寛レリ。爾ルニ此三説ガ極テ学者ノ智ヲ昧シ、次第ニ僻見増盛シテ三業ヲ恣ニシ、外聞実義ヲ失ヒ、官府ノ聞マテヲ損害ス。剩へ自山ノ宝ヲ他家ニ奪ハレ、永ク台嶺ノ奇宝トナル。口惜シキ次第ナラスヤ。志アル高士・哲人、豈扶宗ノ秘

九一オ

計無ランヤ。予不才不徳ノ身、憚ル所ナキニ非ラストイヘトモ、宗門ニハ替へ難シト縷々タル一章ヲ述ルノミ。（89）

九一ウ

九二オ
有戒繁昌章

予中年ノ比マテハ此円戒ヲ自己一身ノ徳分トノミ心得テ、他ニ及ホサンコトヲ不欲予初發心ヨリ受戒マテ。次第事長キ故ニ略ス。。中年以後、聊イサ、カ弘通ノ微志ヲ発動セリ。宗門繁榮ヲ冀フ故ナリ。何ントナレハ今時律僧律院ヲ見ルニ、至極ノ貧僧困窮ノ寺ニテモ、自然ト檀越帰敬シテ忽チ福僧福院ト成リ、宗旨モ寺モ繁昌シ、化導利益モ日ヲ追テ盛ナリ。此レ則チ戒ノ威力、諸善功德ノ中ニ勝

九二ウ

レテ強キ故ナリ。浄土宗モ律僧ノ如ク四分ノ戒ヲ持ツコトハ成難キ事ナレトモ、元祖（90）流義ノ梵網戒、天台ニ依順スル時ハ三聚戒ノ少分ハ誰モ修シ易キ法ナレハ、機分相應ホトノ戒ハ持チ易カルヘシ。一人ニテモ信ヲ起シ、其レヨリ多人ニ傳へ、又展転シテ天下ニ流行セハ、宗門倍々繁昌スヘシト。是ヨリ弘通ノ微志ヲ起セリ。サレハ釈尊成道ノ始メ『梵網經』ヲ「花嚴」ノ結經ナルカ故ニ、成道最初ノ説ナリ。説玉ヒテ、国王大臣ニモ此戒ヲ

九三オ

授ヨト宣玉ヘリ。国王大臣ハ大威力有ル故ニ、外護ノ力ニ由テ佛法繁昌セシメントナルヘシ。爾レハ円光大師浄土ノ教法ヲ四海ニ

弘メ玉ヘルモ円戒ノ威力ナリ。戒行具足行状綿密、天下ニ隠レ無ク、天子諸侯モ他宗ノ碩徳モ、^{コソツ}挙テ受戒ノ弟子トナレリ。『御傳』ノ中ニ法ノ弟子トハ不^レ言シテ、戒ノ弟子ト書タルハ、大師ノ御身ニ具シ玉ヘル戒徳ヲ信シテ弟子ト成リタルト見ヘタリ。凡僧ニテ御^{マシ}セトモ帝王恭敬シ

九三ウ

テ昇殿ヲ許シ玉ヘリ。爾レトモ御一生涯、⁽⁹¹⁾隱者ニテ官ニ進マス、布衣綿服、草履歩行、⁽⁹²⁾行徳殊勝、誰モ及フコト不^レ能。

高倉ノ院、御受戒ノ時叡山ニ勅ヲ下シ御戒師ヲ選ハシム。一

山ノ大衆僉議^{マテ}區ナリシカトモ、円光大師学問ハ智慧第一、戒学ハ大小乗ノ戒律ニ我ホト明ナルハ無シト自賛シ玉フホトナリ。道心堅固・隱徳比類無ク、戒行ニ違犯ナク、大師ニ起^{コト}タ⁽⁹³⁾ル人無キ故ニ

九四オ

大師ヲ推挙シテ戒師トス。爾レハ戒徳ノ勝レタル事知シヌヘキ。

此戒徳ニ一天四海盡ク帰伏シ外護ノ檀越不^ルニ^レ招ルニ集マリテ、称揚讚歎セシ故ニ浄土ノ法門自然ト天下ニ弘マリテ今日マテニ至レトモ、其根元ハ円頓戒ノ威力ナリ。元祖時代宗門ノ興盛、前代未聞ノ繁昌ナルモ、偏ニ円戒ノ威徳ナリ。縦ヒ善導ノ^{イカ}釈義ヲ何ホト奇妙ニ見立テ玉フトモ、外護ノ力ニ不^レ由^ラ、⁽⁹⁴⁾争テカ如^レ是ニ

流布センヤ。外護ノ

九四ウ

強キハ戒ノ力ナリ。爾レハ宗門繁昌ノ根元ハ、此ノ円戒ニ在ルコト分明ナリ。次ニ鎮西・記主・阿師モ円戒ヲ身ニ具シ、御能持御殊勝ナル故ニ、浄土ノ法門ヲ尽ク信シテ⁽⁹⁵⁾退代マテニ傳ハレリ。御行状乱行ナラハ、他ノ信ヲ動カシテ今日マテニ其法ヲ信敬セラレシヤ。此レ又戒ノ威力ナリ。乃至東照宮ノ時代マテ諸檀林ニ作法受得ノ円戒行ハレ、浄家ノ僧侶皆悉如法ナル故ニ、東照宮モ信敬シ玉ヒ、外護ノ力ヲ加ヘ、

九五オ

十八檀林・四箇本山・天下ニ数百万軒ノ⁽⁹⁶⁾浄社ヲ開キ、五百年以来ニ無キ宗門ノ繁昌モ、円戒諸檀林ニ行ナハレタル故ナリ。依^レ之台徳聖君モ縁山ニ鎮坐シ玉ヘリ。宗門繁昌ノ根元ハ円戒ニ在ルコト、此ニテ知シヌヘシ。

昔シ諸檀林ニ作法受得ノ戒行^ヲナハレタル所以ハ、一ニハ元祖・記主・阿師、宗門繁昌ノ根元トシ玉ヘル法ナルカ故ニ。二ニハ東照宮立置キ玉ヘル

九五ウ

御條目ナルカ故ナリ。何ントナレハ、『御傳』ノ中ニ或ハ円戒ヲ授クト書キ、⁽⁹⁷⁾或ハ円戒ヲ受クト云ヘリ。授クルニモ受ル

ニモ作法軌則アリ。況ヤ吉水大師、二尊院ニ於テ『新戒儀』ヲ作り玉ヘリ。爾レハ元祖大師ノ戒ハ作法受得ナリ。次ニ記主ハ『決疑抄』第五卷ニ妙樂ノ『十二門戒儀』ヲ以テ鎮西上人ヨリ円戒ヲ受クト云ヘリ。此レ亦作法受得ナリ。次二問師ハ『直牒』第十卷四十八丁

九六オ

『傳戒論』ニ『十二門戒儀』ヲ以テ授クト云ヘリ。此レ亦作法受得ナリ。二ニハ東照宮ノ御條目ニ云、於ニ円戒傳授ニ者、調ニ道場ノ儀式一、可レ令ニ執行一ト上。此ノ御條目ニ道場ノ儀式ト云ヘルハ『古本戒儀』ノ文ニ、夫レ授クルニ菩薩戒ヲ一行事儀式ニ必有リニ二十大門一ト云ヘリ。授トニ菩薩戒ヲ一行事傳授ノ義ナリ。行事儀式十二大門ト云ヘルハ道場ノ儀式ト云フニ同シ。爾レハ御條目モ作法受得ナ

九六ウ

リ。サレハ諸檀林ニ作法受得ノ円戒行ナハレタルハ、三師ノ大宝ト神君ノ御條目トヲ尊重セシ故ナリ。

一有人ノ曰、有戒ハ繁昌ノ本ナリ、無戒ハ衰微ノ本ナリ。何ントナレハ、有戒ノ地ハ佛在世ニ同ス「通教經」ニ曰、波羅提木叉世ニ在セバ、我世ニ住ストモ異リ無シ。佛世尊在マス故ニ善神擁護シ、国王大臣外護ト成ル。繁昌スル道理ナリ。又波羅提木叉ハ汝等大師ナリト説キ玉ヘリ大師トハ師匠君。父ト云義ナリ。師ニ随ヒ君父ニ順フ時ハ其身モ其家モ

九七オ

其兒孫モ繁昌ス。自然ノ道理ナリ。次ニ無戒ハ衰微ノ本ト云ルハ、上ニ翻スルニ無戒ノ地ニハ佛不在マシヤサ。佛世尊去リ玉ヘハ障碍神来ル。明去レハ闇来ル、自然ノ道ノ道理ナリ。又無戒ヲ執スル僻見ハ内魔ナリ此レ煩惱。魔ナリ。不善ノ業ヲ造ルモノ内魔ナリ此業。魔也。内魔有レハ外魔来ル。自然ノ道理ナリ。外魔トハ邪師・邪教非法ヲ示ス朋友・知識ノ類ヲモ邪師ト名ク。邪教トハ不法ノ事、及繁昌ヲ妨タル外縁ノ類ヲ總シテ外魔ト名ク内魔・外魔皆。是障碍神ナリ。又上

九七ウ

二翻スルニ、戒ハ我等カ師君ナレハ、何カホトモ随喜讚嘆シテ宣揚スヘキ道ナルニ、種々ノ異説ヲ設ケ、種々ノ過失ヲ挙ケ、地ヲ拂テ廢セントスルハ、師ヲ惡ミ君父ヲ嫌テ廢スルニ齊カルヘシ。其身モ家モ子孫モ相續シ難キ道理ナリ。サレハ無戒ハ衰微ノ本ナルモ、自然ノ道理ナリ。

九八オ

昔シ谷中ヤナカノ感應寺日蓮宗ナリシカトモ、無戒ヲ執スル僻見ヨリ惡行盛ニ増長シ、遂ニ寺ヲ壞シ宗ヲ壞シ、天台宗ニ取ラレタルモ、佛弟子ノ禁戒ヲ不レ慎故ナリ。浄土宗ニハサホトノ大變ナシトイヘトモ、無戒ノ世ト成リテヨリ、何ナル同縁ト云コトヲ知ラ子トモ、大猷・嚴有・常憲、打續イカキテ他門ニ入ラセ玉フ。此レ衰微ノ外縁ナリ已上。有入。

予按スルニ有人ノ説尤ナルニ似タリ。サレハ台家ニハ宗門ノ外護ニ三種アリ。一ニハ東照宮日光山ニ迹ヲ垂レ、二ニハ東叡門主威光ヲ張ル。此ノ二種他宗ニ不_レ類

九八ウ

ノミナラス、三ニハ五十年来靈空出テ、円頓戒ヲ天下ニ弘メ、東叡門主代々荷擔シ玉ヘリ。別シテ當門主十重禁分受五年以前、律庵ヲ門主ノ坊内ニ構_ハ 公儀ヨリノ御造管トナリ、一月ニ五六度宛入庵シ玉フ。入庵ノ日ハ綿服布衣如法衣、一食長齋、妙経讀誦、此度モ御他界ノ日ヨリ御送葬ノ前日マテ、入庵禁足、妙経讀誦シ玉フト云ヘリ。
○台家ニハ上來ノ三ツ外護アル故ニ、王公大人帰敬ノ冠ヲ傾ク。繁昌スル道理ナリ

九九オ

如法ノ因有ルカ故ニ繁昌ノ果ヲ引ク。修因感果ハ理数ノ常也。 浄土宗ニハ三ツノ外護_カ關ケタリ。一ニハ神君鎮坐ナシ、二ニハ門主有レトモ威光薄シ、三ニハ円戒絶タリ。
如法ノ因無キ故ニ繁昌ノ果引キ難シ。無因得果ハ理トシテ無キ故ナリ。又佛世尊ヲ失ナヘリ。佛去リ玉ヘハ善神擁護シ難シ。依_レ之王公大人ノ外護モ自然ト薄クナル道理ナリ。
但シ此中ニ鎮坐ト門主トハ力ニ不_レ及事

九九ウ

ナレトモ、円戒ハ興ス人アラハ興ルヘシ。惜哉、昔ハ元祖・記主・

問師ノ至極秘藏シ玉ヘル作法受得ノ円戒ヲ、今ハ台家ニ奪取ラレテ国王・大臣モ彼山ヲ尊重恭敬シ比類ナキ繁昌皆是円頓戒ノ威力ナリ。口惜キ次第ナラスヤ。我宗ニモ機熟時至テ、一天四海ニ円戒流行セハ、豈東照台徳ノ古ニモ復セザランヤ。但シ急ニハ復シ難カルヘシ。何ントナレハ無戒ヲ執スル妄見、頓ニ除キ難カルヘキ故ナリ。爾レトモ端ヲ開

一〇〇オ

ク人アラハ、後ニハ自然ト復スヘシ。端ヲ開クマテカ大キナル事ナルヘシ。予ハ智モ無ク徳モ無ク解モ無ク行モ無ク、一毫₍₉₉₎ノ助縁ニナルヘキ身ニ非ス。況ヤ老衰餘命_{イケハク}幾ナラス。若シ後來有徳ノ君子有テ作法受ハ元祖・記主・問師宗門繁昌ノ種トシ玉ヘル宝ナルコトヲ明ニ信シ、又東照神君ノ立置カセ玉ヘル御条目ナルコトヲ審ニ決シ、此大法ヲ興隆シ玉ハ、何事カ之ニ勝ル_{マサ}コト有ンヤ。此レ即チ予ガ宗門繁昌

一〇〇ウ

ヲ冀フノ微志ナルノミ。寛延四年秋七月記ス。⁽¹⁰⁰⁾

〔注〕

- (1) 「持」 〓 底本「待」。①②に依る
- (2) 「中」 〓 底本校本「忠」。意に依り改む
- (3) 「年々傳戒ト称スレトモ」 〓 ①なし
- (4) 「二」 〓 底本「二二」。①②に依る
- (5) 「官」 〓 ①「官」
- (6) 「家」 〓 底本①「苑」。②に依る
- (7) 「王公大人」 〓 ②「大御所君」
- (8) 「傳達」 〓 ②「傳奏」
- (9) 「浄家ニ於テモ志アル人々、圓頓戒ヲ中興セハ」 〓 ②「依之遠ク計ルニ、神迹ヲ台嶽ニ垂レ、靈宮ヲ東叡ニ鑿ムニ至テハ、十八ノ山主三千ノ緇徒、誰ニ向テカ面皮ヲ對シヤ。縁嶽ノ威光ハ地ヲ拂テ薄ク成リ、殘芳餘滴モ降ルヘカラス。学舎モ寺家モ困窮ノ根ト成リ、府内府外ノ笑草口惜カルヘキ事ニ非ヤ。冀クハ志アル人々、早く遠謀ヲ廻サンコトヲ、遠謀トハ何ソヤ。円頓戒ヲ中興スルノ謂ナリ。若シ爾ハ」
- (10) 「学」 〓 底本「字」。①②に依る
- (11) 「詰」 〓 底本②「語」
- (12) 「書ス」 〓 ②「老筆ヲ援テ書ス」
- (13) 「円戒問答大綱」 〓 ①「円頓戒問答大綱」
- (14) 「ナリ」 〓 底本「アリ」
- (15) 「添」 〓 底本なし。①②に依る
- (16) 「布薩戒」 〓 底本「布薩戒戒」。①②に依る
- (17) 「望西上人ナリ」 〓 底本「望西一人ヨリ」、①「望空人ナリ」
- (18) 「へ」 〓 底本「二」
- (19) 「カホトマテニ」 〓 底本「亦亦トマテニ」、②「箇程迄ニ」
- (20) 「戒ハ佛弟子ノ通法度ナル。大段ニ目ヲ着ス、浄土宗ニハ戒行ナシト落着シテ」 〓 ②なし
- (21) 「大」 〓 底本「太」
- (22) 「舜昌カ円頓戒ト書ケルモ」 〓 ①はこれ以後二三丁裏の「雙翼単輪ナラハ」まで約二紙分を欠く。
- (23) 「墮」 〓 底本「隨」。②に依る
- (24) 「偏」 〓 底本「編」。①②に依る
- (25) 「妙」 〓 底本「編」。①②に依る
- (26) 「通」 〓 底本「遍」。①②に依る
- (27) 「異」 〓 底本①なし。②に依る
- (28) 「荒寺に住シテハ」 〓 ②はこれ以後二七丁裏の「何トナレハ」まで約半紙分を欠く。
- (29) 「材木」 〓 ②「砥石」
- (30) 「テ」 〓 底本なし。①②に依る
- (31) 「二浄家繁昌ス。偏ニ 東照宮ノ威徳ナリ。殊ニ予初結城」 〓 底本なし。①②に依る
- (32) 「併」 〓 底本「併ヲ」。①②に依る
- (33) 「又御大切」 〓 ②はこれ以後三三丁裏の「扶起センコトヲ待ツノミ」まで欠き、かわりに「此ノ外ニモ意味有リ。『円戒講式』ニ載スルカ故ニ略ス」とある。
- (34) 「大」 〓 底本「太」。①に依る
- (35) 「戒ヲ」 〓 底本「戒ヲ戒ヲ」。①に依る
- (36) 「ス」 〓 底本「ヲ」。①に依る
- (37) 「假」 〓 底本「暇」。以下三三丁まですべて①に依る
- (38) 「ヲ」 〓 底本「ヲヲ」。①に依る
- (39) 「味觸」 〓 底本「觸味」。①に依る
- (40) 「立」 〓 底本なし。①に依る
- (41) 「盲」 〓 底本「旨」。①②に依る
- (42) 「レモ」 〓 底本「レトモ」。①②に依る
- (43) 「待」 〓 底本「持」。①②に依る
- (44) 「待」 〓 底本「持」。①②に依る

- (45) 「王宮官家ノ崇信モ年ヲ逐テ増進シ、宗門倍繁昌シテ三朝帝師ノ古ニモ何ソ復セザランヤ」 ②では「大御所君ノ御信仰ヲモ何ソ引起サザランヤ。旧年八月九日ノ頃、縁山ノ極老輩大僧正、山主ヘ内達シテ円戒ノ興行ヲ冀フ密意有ル事ト聞ヘタリ。何トナレハ、東叡ノ如法如律モ縁山ノ無戒不律ノ分明顯著ニ聞ユヘキ所ヘ八年々々時々刻々ニ聞ユト云ヘリ。後ヲ謀ル人々ハ眉ヲ皺テ悲ム故、内達ノ沙汰ニ及ヒタルトナリ」とある。
- (46) 「宗門ニ志アル人ナラハ、豈衰弊ヲ見ルニ忍ビシヤ」 ②では「畢竟シテハ今ヨリ以後、東叡閣裏ニ靈光ヲ垂レ、十八精舎ノ龍象ハ殘滴餘薫ヲ受ル事モナラヌ仕合ニ成リナンヤ。外聞ト云ヒ實義ト云ヒ、可ニ淺間敷一次第也。運ニ籌幄レ韓内一決ニ勝於千里外一ト云ヘリ。何ソ遠謀ノ人無キヤ」とある。
- (47) 「其機」 ①「其人ノ機」
- (48) 「一客問テ云……」 ②はこの後、四九丁裏「汝却テ時機ヲ不知ナリ」までを欠く。
- (49) 「得」 ①底本なし。①に依る
- (50) 「成」 ①底本「盛」。①に依る
- (51) 「爾」 ①底本「亦」。①に依る
- (52) 「離」 ①底本「難」。①に依る
- (53) 「客」 ①底本「各」。①に依る
- (54) 「理」 ①底本「現」。①に依る
- (55) 「無分ト」 ①底本「分無」。①に依る
- (56) 「講説」 ①「羯磨」
- (57) 「他宗異門ノ人ヲモ靡カシ、王侯官家ノ」 ②「大御所君」
- (58) 「快キ方ニハ非ス」 ②「誥ル所ハ餘滴ヲ嘗メ殘芳艷ク事モ不成様ニ成リナン。棟梁タル人ナラハ、誰カ此ノ衰弊ヲ見ルニ忍ビシヤ。予不肖ノ身ニシテ其ノ任ニ不堪ト雖トモ、礪ヲ掛テ磨ト欲スルハ其志茲ニ在ル而巳」
- (59) 「傳ト」 ①底本はこの後に「云ヘトモ不傳ノ傳ト」とあるが、衍字とみなす
- (60) 「善導」 ①底本「善」。①②に依る
- (61) 「相待」 ①底本「相持」。①②に依る。以下同じ
- (62) 「扱」 ①底本「積」。①②に依る
- (63) 「ス」 ①底本「ヲ」。①②に依る
- (64) 「問テ云……」 ②はこの後、六四丁表「自ら省テ知ルベシ」までを欠く。親鸞や日蓮を邪義邪執と明記されているので削除されたか。
- (65) 「寺」 ①「寺」字の右に「等カ」の注記あり
- (66) 「訣」 ①「戒」
- (67) 「蓮」 ①底本「連」。①に依る
- (68) 「妄」 ①底本「忘」。①②に依る
- (69) 「君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友ノ五倫モ善ク和ラキ、鬪諍起ルコト無レハ、干戈用ルコト無く、横病横死ノ難ヲ免レ、延年轉壽ノ益ヲ得、兒孫綿々トシテ」 ②「諸難消除」
- (70) この後②は底本と①とは異なる以下の文章が加えられて本書を終えている。「但シ當代ニ約シテ云ハ、幸ナル哉、黒本尊跡ヲ縁山ニ垂レテ王家ヲ加護、三世ノ人皆祈禱ノ本尊ト称シ、正・五・九月法會ヲ設テ、武運長久ノ秘法ヲ修ス。此時円戒ノ大法ヲ修シテ三席以上別當及三十坊或ハ四箇檀林、各々三聚淨戒ヲ身心納得シ如法清淨ノ僧徒ト成テ、官家ノ福履ヲ祈願シ、或ハ寺家宿坊ノ諸侯、或ハ信伏有縁ノ御家人、縁山僧正ノ猊下ニ屈シテ戒法ヲ禀承セハ、天下ノ祈禱宗門ノ光輝何レノ善カ及之ンヤ。舊年九月ノ頃、縁山ノ諸大老大僧正前ニ内達シテ此ノ興隆ヲ計ルハ、宗門繁昌ヲ冀フ故ナリ。縁山ニ興ル程ナラハ十八ノ名藍・四箇ノ本山・天下ノ僧舎ニ周遍シ、空祖・阿師ノ御本懐ニモ可叶。王家官府ノ聞ニ達シテモ、聖道他宗ノ耳ニ落テモ、随喜讚嘆スル人ハ可多。誰カ之ヲ非ナリト評センヤ。棟梁タル人ナラハ冀クハ志ヲ同シテ一隻手ヲ下サン事ヲ」
- (71) 「大」 ①底本「太」。①に依る
- (72) 「密」 ①底本「蜜」。①に依る

- (73) 「ヲ」 || 底本「ク」。①に依る
- (74) 「不埒」 || 底本「不」。①に依る
- (75) 「如」 || 底本「加」。①に依る
- (76) 「二モ」 || 底本「二ニモ」。①②に依る
- (77) 「轉」 || 底本未詳。①②に依る
- (78) 「カヤウ」 || 底本「カヤラ」。②「箇様」。①に依る
- (79) 「念ハ起レトモ、無戒ヲ本意ト思ヘル念慮ハ一毫モ不レ起」 || 底本「念慮ハ一念モ不レ起」、②「念ハ起レトモ、無戒ヲ本意ト思ヘル念慮少分モ不レ起」。①に依る
- (80) 「我ヲ折リ」 || 底本①「我折」。②に依る
- (81) 「比」 || 底本「項」。②「頃」。①に依る
- (82) 「中」 || 底本校本「忠」。意に依つて改む
- (83) 「中」 || 底本校本「忠」。意に依つて改む
- (84) 「捨」 || 底本「捨」に作る。①②に依る
- (85) 「セル」 || 底本「セリ」。①②に依る
- (86) 「名」 || 底本「一名名」。①②に依る
- (87) 「ナリ」 || 底本「ナナリ」。①に依る
- (88) 「我宗」 || ②は、これより最後までは大いに異なるので以下に全文を示す。
 今時法中ノ堯舜モ正見ヲ以テ円戒ヲ教ヘ給ハ、天下ノ淨徒皆悉ク正見ニ帰シテ縁山及諸檀林ノ華盛り。豈ニ東叡ニ劣ランヤ。若シ爾レハ西ノ御丸ヲ始トシテ此ヨリ以後ノ御代々三縁峰頂ニ鳳駕ヲ廻シ御花見ノ御遊興千代万歳ノ御遊場トモ成ナン歟。不才不徳ノ身、憚ル所無キニ非スト云ヘトモ、宗門ニハ替ヘ難シト縷々タル一章ヲ述ルノミ。志有ル高士哲人、豈ニ護法ノ上策ヲ廻シ玉ハサランヤ。按スルニ淨家無戒ノ説ヲ根元トシテ、其レヨリ四十三歳捨戒ノ説及天台龜頂ノ説モ出タリト見ユルナリ。但シ三説俱ニ僻見ヨリ起リテ三業ヲ恣ニシ、外聞實義ヲ失ヒ、官府ノ聞ヘ迄テモ損害シ、畢竟スル處ハ白山ノ宝ヲ他宗ニ奪ハレ永ク台嶺ノ御花見ニハカリ成リナンヤ。彼レ此レヲ按スルニ悲歎胸ニ逼レリ。サレ

ハ萌蘗ノ時ニ之ヲ伐ス、長シテ大木ト成ル時ハ斧柯ヲ用ユルトモ倒ズトカヤ。又古語ニ禍ハ蕭牆ノ内ヨリ起ルト云ヘリ。蕭牆トハ□□向キヲ云ナリ。宗門ノ衰弊モ彼ノ三説ノ蕭牆ヨリ起ル。一念ノ僻見ハ萌蘗ノ如クナレトモ、増長シテ害ヲ成ス事至テ深シ。若シ此ノ害ヲ避ントナラハ努力テ円戒ヲ中興シ、人ヲシテ正惠眼ヲ具セシムルニ在リ。若シ爾ラハ鳳駕ハ必縁嶽ニ駐テ堯舜モ帝師ノ徳ヲ具シ給ハン事、豈ニ喜ハシカラサランヤ。

- (89) ①はこの後に「淨家有戒章終」とある
- (90) 「祖」 || 底本虫損。①による
- (91) 「ニテ」 || 底本「マテ」。①に依る
- (92) 「行」 || 底本虫損。①による
- (93) 「起」 || 底本①「起」、あるいは「超」の誤写か
- (94) 「力」 || 底本虫損。①による
- (95) 「鎮」 || 底本虫損。①による
- (96) 「軒」 || 底本「斬」。①に依る
- (97) 「キ」 || 底本虫損。①による
- (98) 「ト」 || 底本虫損。①による
- (99) 「毫」 || 底本虫損。①による
- (100) ①はこの後に以下の文がある

有戒繁昌章大尾

右此書者傳通蘭若時之山主成譽大玄上人之記也

處靜別所不斷淨業院第二世

戒譽愼書之